

令和5年度

飯 舘 村 議 会  
決算審査特別委員会記録

自 令和6年9月6日  
至 令和6年9月11日

飯 舘 村 議 会

令和6年9月6日

令和5年度飯舘村決算審査特別委員会記録（第1号）

令和6年9月6日、飯館村役場議場において午前9時00分より開催された。

◎出席委員（8名）

委員長	佐藤真弘君		
副委員長	佐藤健太君		
委員	飯畑秀夫君	横山秀人君	佐藤一郎君
	渡邊計君	菅野新一君	佐藤八郎君

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

村長	杉岡誠	副村長	高橋祐一
総務課長	村山宏行	村づくり推進課長	佐藤正幸
住民課長	荒真一郎	健康福祉課長	石井秀徳
産業振興課長	三瓶真	建設課長	高橋栄二
教育課長	高橋政彦	生涯学習課長	山田敬行
会計管理者	庄司稔	農業委員会事務局長	三瓶真
選挙管理委員会書記長	村山宏行		

◎職務のため出席したものの職氏名

事務局長	志賀春美	書記	伊藤博樹
------	------	----	------

## 飯舘村決算審査特別委員会記録

### ◎開会及び開議の宣告

委員長（佐藤眞弘君） おはようございます。

ただいまから、決算審査特別委員会を開会します。

（午前9時00分）

委員長（佐藤眞弘君） 委員会開会に先立ちまして、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会において、決算審査特別委員会が設置され、委員の互選により、私、佐藤眞弘が委員長に選任されました。また、副委員長には佐藤健太委員が選任されております。

これより審査に入るわけではありますが、令和5年度の主な事業は、村道舗装機能回復工事、農業基盤整備工事、ため池放射線対策工事、営農再開支援事業補助金や木質バイオマス施設、新規就農者技術習得管理施設の整備など、復興やなりわいの再生に向けた事業が継続的に実施されております。

決算審査は、令和5年度の予算執行が村民のために適切になされたのかどうか、議決した予算が趣旨、目的に沿って適正に執行され、行政効果に結びついたかを住民に代わって審査する重要なものであります。

また、予算執行の結果が村民の福祉に寄与しているか、次年度の予算編成や行財政運営においてどのような改善や工夫がなされるのか。そして議会における予算審議の趣旨が十分に生かされていたのかどうかなど、行政執行の効果を審査するものであります。各委員におかれましては、慎重に審査いただきたいと思っております。

不慣れではありますが、円滑な審査にご協力をお願いいたしまして、委員会開会に当たっての挨拶といたします。

それでは、決算審査特別委員会に付託されました、議案第67号「令和5年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について」、議案第68号「令和5年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第69号「令和5年度飯舘村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第70号「令和5年度飯舘村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第71号「令和5年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、議案第72号「令和5年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

お諮りします。

本委員会の進め方については、本日この後、直ちに各課長等から担当する事務事業に関わる決算状況について説明を求めたいと思っております。

なお、資料請求の申出については、委員長を通して請求してください。委員長が資料の必要性を確認した後、委員長の指示により資料請求をしますので、委員各位のご理解とご協力について、何とぞよろしく申し上げます。

また、2日目以降は、議案第67号から議案第72号を一括して総括質疑を行い、十分な質疑の後、採決を行いたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（佐藤眞弘君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

◎休憩の宣告

委員長（佐藤眞弘君） ここで一旦休憩します。

説明員の皆様は一度退席願います。

（休憩中、担当課長の説明）

（午前9時04分）

◎再開の宣告

委員長（佐藤眞弘君） 休憩前に引き続き、会議を始めます。

（午後2時58分）

委員長（佐藤眞弘君） 以上で本日の委員会を終了いたします。

なお、次回は10日火曜日午前10時から、この場にて開催しますので、定刻までにご出席  
くださるようお願いいたします。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午後2時58分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年9月6日

決算審査特別委員会委員長 佐藤 眞弘

令和6年9月10日

令和5年度飯館村決算審査特別委員会記録（第2号）

令和6年9月10日、飯館村役場議場において午前10時00分より開催された。

◎出席委員（8名）

委員長	佐藤真弘君		
副委員長	佐藤健太君		
委員	飯畑秀夫君	横山秀人君	佐藤一郎君
	渡邊計君	菅野新一君	佐藤八郎君

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

村長	杉岡誠	副村長	高橋祐一
総務課長	村山宏行	村づくり推進課長	佐藤正幸
住民課長	荒真一郎	健康福祉課長	石井秀徳
産業振興課長	三瓶真	建設課長	高橋栄二
教育課長	高橋政彦	生涯学習課長	山田敬行
会計管理者	庄司稔	農業委員会事務局長	三瓶真
選挙管理委員会書記長	村山宏行	代表監査委員	高野孝一

◎職務のため出席したものの職氏名

事務局長	志賀春美	書記	伊藤博樹
書記	藤井慎悟		

## 飯舘村決算審査特別委員会記録

### ◎開会及び開議の宣告

委員長（佐藤眞弘君） おはようございます。

6日に引き続き、決算審査特別委員会を開きます。

（午前10時00分）

委員長（佐藤眞弘君） これから質疑に入りますが、申し上げるまでもなく、議題となりました令和5年度飯舘村一般会計並びに各特別会計の決算に係るものでありますから、新年度予算にまで踏み込むような質問は避けるよう、お願いいたします。また数値だけを聞くような質問は、審査の効率性を図る観点から避けていただき、政策的な議論になるようお願いいたします。特に議事進行上、議題外にならないようご承知おき願います。

質疑の際は挙手の上、委員長の発言許可を受けてから、決算書等のページと項目、事業名等を示し、要点を簡明明瞭に発言してください。また、答弁についても同じく簡明明瞭に答弁するようお願いいたします。

委員におかれましては、趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

ただいまから本委員会に付託されました案件の審査を行います。

それでは、議案第67号から議案第72号までの6議案について、一括して質疑を行います。これから質疑を許します。

委員（横山秀人君） では一般会計の歳入歳出決算書について、質問いたします。資料ナンバーは4の149ページから始まる財産に関する調書について確認していきます。

まず150ページ151ページであります。こちらのほうに飯舘村が所有する土地及び建物の明細があるわけですが、今、一般質問で過去3度質問しておりましたが、未登記の公有地、つまり買収はしたが登記していない土地、こちらの土地については、こちらの財産に関する調書に記載がされているのかいないのかを確認いたします。

総務課長（村山宏行君） ちょっと今、資料確認してまいります。少々お待ちください。

委員（横山秀人君） 併せまして一般質問の回答をお聞きしていると、過去、結構前の売買ということで、なかなか相続等があって進んでいないと。そういった場合に、通常ですと買主である飯舘村の権利が保障されるために、仮登記やその他の法的な手続を取って、第三者間に売買されないように、売買されたとしてもきちんと村が仮登記しているとか、権利がはっきりするように登記簿上で表記するということですが、その飯舘村の権利を保障するような手続等は、その未登記の土地に取っていらっしゃるのか確認いたします。

総務課長（村山宏行君） 登記物件ということでございますが、基本的に売買をしたものについては、当時の契約書という形でその分については取れてございます。ただ、ご指摘のように、いわゆる仮登記、そこに至っていないものもあると認識をしております。

委員（横山秀人君） 一度休議を求めます。

### ◎休憩の宣告

委員長（佐藤眞弘君） 暫時休議いたします。

(午前10時04分)

◎再開の宣告

委員長（佐藤眞弘君） 休憩前に引き続き、会議を始めます。

(午前10時07分)

委員（横山秀人君） 公有財産について確認いたします。

164ページなんでありますが、中段下のほうに深谷地区の復興拠点について、道の駅までい館とか調整池等である程度面積が、村で所有しているとあるんですけども、今年その所有のものをきちんと分けていたのかなど。までい館の面積を増やして花卉栽培を増やしたとかとあるんですけども、そうしますともう深谷地区は面積が決まっていますので、この決算中の増減を差引き計算するとゼロになるのかなと思うんですが、実際ゼロになっていないと。このもともと深谷地区にあった土地はどこに表記が分かれたのか、その質問をいたします。

総務課長（村山宏行君） 調べて後ほど回答いたします。

委員（横山秀人君） 続きましてページ168ページ、普通財産の山林であります、今年16町歩ほどの山林が増えております。こちらはどこであったのか確認いたします。

総務課長（村山宏行君） 同様に調べて回答いたします。

委員（横山秀人君） 同じ資料で170ページ、こちらについては小宮の曲田地区に、令和5年度に6町歩ほどの面積が増えてあるんですが、こちらはどちらになるか回答をお願いします。

◎休憩の宣告

委員長（佐藤眞弘君） 暫時休議します。

(午前10時10分)

◎再開の宣告

委員長（佐藤眞弘君） 再開します。

(午前10時11分)

総務課長（村山宏行君） 先ほどのあいの沢の分と、それから今、ご質問ありました小宮の部分ですが、こちらは土地開発基金で持っていた分を買戻しをしました。それで村の所有になりましたから、共有財産の分が上がってきたということでもあります。

委員（横山秀人君） 分かりました。168ページの山林と170ページの小宮の曲田に関しては、その2つは土地開発基金からの買戻しということですね。分かりました。

続きまして172ページ、物件であります、こちら下から3つ目、水田農業経営確立条件整備事業用敷地、そば製粉機一式設置のところマイナスとゼロになっていますが、こちらの結果等を含めてご説明をお願いします。

総務課長（村山宏行君） この分につきましては、今現在、もともと旧Aコープのほうにあったものですね。現在、今、新しい施設を建設中ありますので、その分も更地にしたということがありますので、その経過でマイナスということになります。

委員（横山秀人君） 分かりました。

続きまして、その一番下遊歩道敷地等ということで、こちらは村の遊歩道はどちらの場

所になるか、回答をお願いします。

総務課長（村山宏行君） この分については期中増減はないということではありますが、既存のものという形になりますが、これはまとめてという形ですので、詳細のほうは調べさせていただきます。

委員（横山秀人君） 分かりました。

続きまして178ページ、健康福祉課であります。令和5年度に非常用蓄電池が減ということではありますが、こちらは蓄電池ということですので、必要性というのはあるのでしょうか。また新たに何か対応等をされているのでしょうか。

健康福祉課長（石井秀徳君） こちらは前年度まで新型コロナワクチンの保存用の冷蔵庫、いわゆるディープフリーザーの蓄電池。結局マイナス90度以上の60度から90度で保存が必要だということで、その安全性のために常備した蓄電池であります。村での集団接種が完了しましたので、それについては処分ということで対応しました。

以上です。

委員（横山秀人君） ありがとうございます。分かりました。

続きまして181ページ、生涯学習課の中に木製彫刻が3つ令和5年で増えているんですが、これはどのようなものでしょうか。

生涯学習課長（山田敬行君） 木製彫刻の3ということであります。これは令和5年度に購入したのではなくて、備品台帳を生涯学習課で再点検したところ、村民等から寄贈を受けたものが3つ抜けていたということで、今回3ということで追加の記入となっております。

以上です。

委員（横山秀人君） そうしますと、それはもう公開されているもので、そこに寄贈者誰々という形で表記されているのでしょうか。

生涯学習課長（山田敬行君） 寄贈を受けたときに、そのものにシールではないんですが、記入はありましたが、コロナ禍で購入したもので、今まで備品台帳に登録されていたという経過だったんですが、寄贈分が抜けていたということで、今回の追加の計上になっております。

以上です。

委員（横山秀人君） 続きまして183ページ、基金について何点か質問いたします。

まず、資料ナンバー8、飯舘村基金運用状況調書に3つの基金が載っております。土地開発基金、水田農業確立対策推進貸付基金と高齢者等に対する肉用雌牛貸付基金、こちらについて確認いたします。

まず、土地開発基金につきましては、令和3年度の決算の中で、今、残っている土地について村で買戻しが必要でしょうと、必要だろうというお話をした際に、村のほうはきちんとそれによって土地を全て買戻したのは本当に評価いたします。今度そうしますと現金が4億7,700万円ほど基金残にあります。条例上ですと1億700万円を積み立てると。もちろん、それにさらに追加してもいいわけではありますが、この4億7,000万円のこれが今現在適正規模であるのか、それとも条例上あります1億700万円に下げるべきな

のかについて、村の方針を伺います。

総務課長（村山宏行君） この基金の設置をした当時、土地の値段というのは今よりもかなり安かった時代と認識をしております。ある程度、今、村の復興・復旧に必要な土地をまとめて購入する必要があるという場合には、この程度の規模は必要なのかなという認識でおります。

委員（横山秀人君） 基金の適正金額というのは本当に考え方によっていろいろ変わると思います。今回、土地が全部買戻しされたということを機会に、再度村の中で、また議会とも相談しながら、適正規模を探っていただけではないかと思えます。

続きまして、水田農業確立対策推進基金について質問いたします。

こちらについては、令和3年度の決算においても、適正な基金管理ではないのではないかというお話をしました。今回この基金が最終的に利用されたのは平成20年ということで、令和3年度の決算のときに回答いただいております。令和3年度の回答を見ますと、国や県、弁護士と協議しながら進めるということでもございました。令和4年度に入って、なかなか進まないということで、再度決算委員会で質問いたしました。そうしますと、やはり今後また進めていくと、検討していくという回答でした。もう既に今、令和6年ですので、16年前に終わっているというか、当時でもう動いていない基金であります。

この基金について、これは適正な基金管理ではないと思えますので、今後どのようにするのか。その前に令和5年度どのような体制を取ったのか、そして今後どのようなことを検討するのか、回答をお願いします。

産業振興課長（三瓶 真君） 水田農業確立対策推進貸付基金についてであります。

今後、どのような体制を取ってどのようにするのかというご質問であります。以前の決算委員会等でも答弁申し上げましたとおり、まずこの基金に関しまして、現状を把握するとともに、条例等の内容につきまして、法務解釈が正しいかどうかといえますか、適正に解釈をする必要があるということで、村の顧問弁護士等にこの間その法の解釈について相談をしてきたところであります。その中で一定程度の確かな考え方といえますか、そういうものが示されましたので、現在はその考え方に基づいて、貸付けを行っていた方一人一人についての債権等の有無、さらには債権の発生時期、そうしたものをしっかりと確認をするというようなことを、今、やっているところであります。

これにつきましては、追加資料で提出しておりました今日の資料の56ページのところに、その目的と右側に現状ということで記載をいたしまして、ちょっと現状を簡単に書いておりましたが、個々の発生時期や債権の有無について確認中というのは、そういうことでございます。やはり今後これを処分する、あるいはどうするか検討するに当たっては、しっかりとその個人の権利というものを確認しないとそれが進まないということで、今はその作業中ということでもあります。なおその協議に当たっては、庁内での債権の処理に関する検討の会議がありますので、そこに1度諮ったところでありますが、やはりその中で今のような課題がありまして、そこをしっかりと整理しないうちは最終的な判断ができないということで、現在そこを精査中ということでもあります。

以上です。

委員（横山秀人君） そうしますと、今弁護士と相談しながら行っていると。ある程度めどはあるのでしょうか。いついつまで、この件に関してはある程度の方針なり決着をつけようということはありませんでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） めどということではありますが、はっきりとしためどは今のところございません。何分書類がかなり過去の書類ということもありまして、その確認にちょっと手間取っているというのが正直なところであります。その中で、現存する書類等を可能な限り参考に判断をしながら、そこで区切りをつけていくということと考えております。

以上です。

委員（横山秀人君） 分かりました。

続きまして、高齢者等に対する肉用雌牛貸付基金、こちらも令和3年度の決算でも質問いたしました。最終貸付は平成14年9月に行われていると。その時点できちんと管理はされているのかなと私は思っていたんですけども、平成14年9月に行われているという回答を得ました。これについては、今、どのような状況で今後どのような対策を取っていくのか、回答をお願いします。

産業振興課長（三瓶 真君） 高齢者等に対する肉用雌牛貸付基金でありますけれども、基本的には、ただいまお答えしました水田農業確立対策推進貸付金等同様の対応ということで考えております。

以上です。

委員（横山秀人君） それぞれ20年近く以上動いていない基金でありますので、早急に対策をお願いしたいと思います。

続きまして、基金の中に質問いたします。12番の福祉基金について質問いたします。決算年度中の増減高がゼロということではありますが、ほかのところは定期とか普通預金の利息ということではありますが、このゼロというのはどのような理由でなのか教えてください。

健康福祉課長（石井秀徳君） 福祉基金につきましては、条例にも書いてありますように、果実運用型で出た利息については、一般会計のほうに繰り入れて財源充当しているという状況でありますので、基金自体の増減はゼロということになります。

以上です。

委員（横山秀人君） もう1度確認しますけれども、通常の基金ですと基金に現金を所有したり、預金なり定期を所有していたりすると、そこは分かります。そうしますと福祉基金だけは利息をもう積み立てないということですね。分かりました、理解しました。ありがとうございます。

続きまして、帰還環境整備交付金基金についてであります。あと66億円残高があるわけです。こちらについての内訳というか、およそこの事業にこれを使う予定であるということをお教えいただけますでしょうか。そしてあとこの基金というのは、終期があるのかどうかについても質問いたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 帰還環境整備交付金基金ではありますが、これは主に、今、

全村的に行っている基盤整備事業が主な事業の使い道でございます。基本的には復興の第2期創生期間、復興創生期間で終わりというようなことにはなるかと思いますが、今ほど国のほうで、それ以降について議論がされているかと思いますが、これについては復興が完全に行き届いたときかなと思っているところでもあります。またその際には、基金については事業管理用の土地に精算をされるというようなことでもあります。

以上です。

委員（横山秀人君） 66億円という大きなお金だったものですから、主にどのような事業に今後利用されるのかについてのご説明をお願いしたいと思います。

総務課長（村山宏行君） これは復興予算で、国のほうから目的が定められておまして、現在は基盤整備に使っております。いずれにしろ復興予算ということでもありますので、使い道は全て限定をされますし、こちらは運用できるものではございません。当然事業が終わりましたら、国に返還するお金でございます。

委員（横山秀人君） 分かりました。

続きまして、その下、㉓番、広域的減容化施設環境緩和基金、今、残高として1億2,000万円ほどの基金であります。この基金条例を見ますと、様々な風評被害とか人材育成、企業に対してとあるわけですが、これは特定の行政区だけではなくて、全村に対して利用できる基金ということによろしいでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 広域的減容化施設影響緩和基金であります。これは元の蕨平地区にありました減容化施設、その関係の基金の積立てであります。基本的には村で使う場合、それからその蕨平の行政区あった減容化施設でありますので、できればあの地区を、蕨平地区を中心に使うのが望ましいということになっておりますので、蕨平行政区のほうでの今後の地域のそういった保全なり、そういった部分にも使っていくべきということで、今、進んでいるところであります。

以上です。

総務課長（村山宏行君） 先ほど横山委員からご質問ありました未登記物件、この分について財産台帳に含まれているのかということでございますが、これは財産台帳に全部入っております。基本的には未登記物件、道路がほとんどであります。

買収ですね、こちらの購入が可能となった段階で、村の台帳には記載をされている。ただその中で、登記のときに相続されていなかったり、何らかの理由でそれがうまくいかないという場合で、今、次のご支援があるということでございます。

それから深谷団地の差ですね。ページ164ですか、深谷団地で、こちらにつきましては、購入後、再度合筆、分筆を行いまして、間に村の道路も入っていたものですから、それを行いまして、その差が今回出ているということでございます。

あと遊歩道であります。花塚山遊歩道ですね。こちらのほうになります。

以上です。

委員（横山秀人君） 先に質問していた広域的減容化について再度確認しますが、基本的には蕨平が主であるが、全村でもこの目的に基金に合致すれば利用できるという回答でよかったですでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 基本は村として、全域で必要な部分について使っていくということであります。先ほど答弁は、蕨平行政区がかなり貢献したという部分もあるので、そこに使っていくべきものでもあるという話でありました。

昨年、それからその前にこの基金を使って整備した事業、基本的には予算にありますあの沢にありますきこりですね、きこりの改修工事、それから備品、整備、そういった部分に使ってきたというような結果がございます。

以上です。

委員（横山秀人君） 分かりました。

では先ほど総務課長のほうから回答があった件について質問いたします。そうしますと、まず深谷地区に関してはだぶって入れてしまったと。今回精査した結果、こちらが減ったという形でよろしいわけですね。分かりました。

続きまして、あとは遊歩道につきましては花塚山の遊歩道であるということで、分かりました。

あと一番最初の質問であります、買収した土地がきちんと財産台帳に入っているという回答を得ました。しかし、未登記であるということであります。さらには仮登記も行っていない現状ということであります。今現在、村民の間でも問題になっている課題であります。知る範囲で言いますと、未登記あったがために、つまり分筆されていなかったために売買なり贈与が止まっている、止まったと。あとは売買証明書等もなく、登記手続が相続は終わったんだけど、登記手続がスムーズにいけない。これ今、村に1,000筆を超えるものがあります。これは今後さらにトラブルになる可能性が高いと思います。昨年も農地でありましたが、今年、農地でありましたが、分筆しないまま売買が成立しました。もう第三者に渡っています。これも適正な財産管理の状況を超えていると感じています。

一般質問の回答においては、適宜対応するという回答であります、もうそんなレベルではないです。今、お金があるうち、言い方変ですけども、基金の中に幾つか有効に活用できる部分があるのかなと思うんですけども、少なくとも基金を積み立てて、一般会計からではなくて基金を積み立てた上で、その基金の中で事業費を捻出して、そしてこの未登記供用地の解決のための係をつくって、それぐらいやらないと、もう一担当レベルでできる問題ではないです。仮に第三者の方がその状況を知らずして購入してしまったと。何で俺の土地に村の道路が走っているんだと。これ賠償してくれという話になったときに、どう対応すべきか。仮登記もしていない。明らかに、今後村にとって課題となる、問題となる箇所であります。今後、村のほうでどのような対応をしていくのか。回答を求めます。

総務課長（村山宏行君） 議員ご指摘の件は、重々に承知をしているところでございます。

村としましてもその解消に向けて動いていくということになるかと思いますが、基金を設置するかどうか、それからそういった部分でどのように予算を計上していくか、この分につきましては、今後の課題とさせていただきたいと思います。

委員（横山秀人君） 一度休議をお願いしたいんですけども。

◎休憩の宣告

委員長（佐藤眞弘君） 暫時休議します。

（午前10時38分）

◎再開の宣告

委員長（佐藤眞弘君） 再開します。

（午前10時49分）

委員（横山秀人君） では私のほうはまず一度ここで質問を終わります。

以上です。

委員長（佐藤眞弘君） その他の質疑を許します。質疑ありませんか。

委員（佐藤八郎君） まずナンバー7の15ページになるのかな。スタートアップ、下のほうになりますか。担い手スタート補助金ということで、5件の実績ということがあります。これ内容と成果、あとはやったことでの課題などあれば。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ふるさとの担い手スタートアップ補助金の実績状況であります。追加資料で提出させていただきました7ページになります。令和5年度スタートアップ補助金の活用一覧を提示させていただきました。

あとこの活用については、スタートサポート補助上限30万円のもの3つですね。3事業者、あとスタートダッシュということで上限200万円が2件という内容であります。事業内容についてはここにありますが、まず1つ目が飲食店舗の整備ということで、店舗の備品の購入を行った事業者、それから2つ目として木工品作業所の整備ということで、ユニットハウスの購入を行った事業者、あと3つ目には野菜加工品の魅力向上、製造を目的として選べるデザイン、それから細菌検査、ハンドヒーターの購入を行った事業者、4つ目としては商品販売体制の整備ということで、事務所の修繕とショッピングサイトの作成を行った事業者、あと5つ目では、安定的な惣菜、弁当の提供、品質向上のために急速冷凍機の購入、整水器の設置を行った事業者ということで、それぞれ事業目的、今後の事業を展開に必要なものを整備するということで、特に課題としてはないのかなと思っているところであります。

以上です。

委員長（佐藤眞弘君） 委員とそれから答弁、マイクを使ってはっきりと簡潔明瞭にお願いしたいと思います。

委員（佐藤八郎君） 今、冒頭、資料に基づいて説明願いましたけれども、これは5件とも村内移住の方がやられているのか、無関係でやられているのか。

あとはこの申し込むときの流れとしては、5件があつて5件が実施されて補助金が出されたということになるのか。補助上限もものによっては30万円、200万円と5件の中でもあるようですけれども、この範囲はどのような事業まで想定されているのか、伺っておきます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 補助の事務の流れということでありますが、それぞれの年度当初に全て事業申請がされているものではありませんので、その時期時期によってその事業者が必要な時期に申請をいただいて、そこで種類等を見て決定をしてきたところ

であります。また、予算の範囲内で交付ということで行っております。

このスタートサポートについては、まずその事業全体ですが、スタートアップ事業について、これは村内で事業を展開するものということで行っているものであります。そしてサポート事業につきましては、まずは村内で新たに何か始めてみたいという方、まずはやってみみたいという方については、まずは30万円を上限でスタートしてみてくださいと。スタートダッシュについては村内で起業されている方等で、今後もっともっと事業展開を広げていきたい、そういった方については、大規模な事業が必要だということでの上限額が上がっているところであります。

以上でございます。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、ある程度1年だか半年だか分かりませんが、スタートしてみて、その成果といいますか見通しといいますか、つけた段階で申請されて、補助がついてダッシュ段階に入ってくるという流れなんですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今ほど佐藤委員からありました、段階的にステップアップしていくのかというような質問かなと思いますが、そのとおりでありまして、スタートサポートについてはまだ事業を実施していない方がまずは起業してみようというようなことでスタートするのであります。そこから軌道に乗ってもう少し大きな事業展開して、事業を拡大したいという場合には、スタートダッシュというのはそっちのほうのメニューというようなことになっています。また、スタートダッシュ補助については、2年間200万円ということで、単年度で終わるのではなくて、継続的に2年間の計画を立てながら実施することも可能でありますので、そういった事業の展開をしていただければと思います。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 実際やる人は理解できるんでしょうけれども、全体見たときやろうかなという思う人は、どういうふうに理解しているのか分かりませんが、まず職業業種は関係ないんですね。補助はスタートサポートで上限30万円になっているんですか。その関係でそのまま続けられれば、ダッシュ事業で今度それなりの事業費をかけてやれるという、そういうことで一事業所として上へ、さらには雇用までもできるような企業というか事業体になってほしいという流れなんですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） どのような事業にも使える補助なのかという話であります。これは農業等ではなくいわゆる商工業ですね、商工業分野での活動、事業を展開するというようなものについての補助であります。

また、まずサポート補助のほうでスタートしてやっていただいて、先ほどの繰り返しになりますが、それからもっと事業を展開していきたいという方について、スタートダッシュのほうで、これは2年間で上限200万円ということですが、継続的に事業展開をする、そういった方についてはそういった補助をさせていただきたいということがあります。言い漏れましたが、スタートダッシュ補助金については、国、県の補助等があって、そういったきちんと事業展開をするという方について、村としても本人の負担が少なくなるようにということで、そこで整備をしてそれでは整備し切れなかったような

部分、そういった部分について補助をしているという内容となっております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） そうしますと、サポートでそういう思いがあってスタートする。そしてある程度の期間やって見通しをつけて、じゃあちょっと規模が大きくなり、違うものを追加するなりして、そういう事業をしようというときには、新たにこの国の補助をもらえるような流れに進んでいくということなのか、スタートサポートを1回補助をもらった事業なり、そういう関連性やったものについて、その後またダッシュのほうの国の関係に進むという二重の補助事業にはならないのか、そういう流れで進んでいいのか。この補助金の活用の状況からして。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） スタートサポート事業については、今まで事業を展開してこなかった方が、新たに村内で何かを始めたいという方について、スタートをしていただくというものでございます。村でもふるさと納税の返礼品等もありますが、どんどん村の中での産品開発、そういった事業展開が必要だということで、そういった方について、まずは始めてくださいというようなことで、少ない金額かと思いますが30万円を上限でまずは何か事業展開をしていただきたい。

それから軌道に乗って、もっと事業を展開していきたいという方については、基本的にはそういった国・県補助等を活用して、大きな事業展開が必要になるだろうということですので、そういった方向に事業規模拡大をしていただくなり、そういった範囲を広げていただくということで、そういった自立して経営がきちっと成り立つような事業展開していただきたい、そういった思いでつくっている補助金でありますので、ぜひ活用していただきたいと思っております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 確認ですけれども、2回にわたって補助可能だということですか。駄目だということですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） まずはスタートサポート事業、それは何も事業を今までやってこなかった事業者が、まずは手始めにやってみたいということで進めるものであります。それがその事業がきちんと完了すれば、次の段階に進みたいということで、また補助金の活用ということで、両方使っていただければというようなことで思っております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） じゃあ次に進みますけれども、放射線の相談業務についてちょっと回答を、資料を48ページにいただいていますけれども、内容としての前年度なり移行からして変わってきているものなのか、全然同じような状態のものなのか、お聞きします。

健康福祉課長（石井秀徳君） 放射線相談員のこの業務については、前年と変わっているのかというご質問でありますけれども、基本的にはそう大きく変わっている部分ではございません。訪問しながら不安等の聞き取りをするというようなことであります。

ただ、この事業は補助事業で、国からの交付金を利用している事業でもありますので、今回令和5年度の実績については、積極的に訪問者が不安ありますかとか、そういう聞

き方をしているということの差はあるかなと思っています。

以上です。

委員（佐藤八郎君） この表で表しているのは、相談している全般の世帯だし人数だと思っ  
てはすけれども、なかなか留守宅もあってというのものもあるんでしょうけれども、今ほど課  
長が言われるのは、特別に放射線関係でも聞いているような話ですけれども、病気との  
関係からしてはどういう聞き方なり、どういう思いでこの健康上の相談を受けているの  
か。その辺の注意点というか、どういう聞き方をされているのか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 具体的に病気ありませんかみたいな聞き方はないのかなと思っ  
ているところではありますが、この原発の事故以来、避難生活を継続されている方につい  
ては、放射線に対する不安というものはあるのかなという部分もあります。

それから相談の内容の中で聞き取りした中では、前はアレルギーなかったんだけど、  
震災以降何かアレルギー体質になったとか、そういったいわゆる体調の変化に関する相  
談といいますか、といった部分はあるようであります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 最近ずっといろいろな医師の方とかいろいろ聞きますと、13年過ぎて間  
違ひなく13年年を取りますから、どうしても医師のほうとしては、高齢者ゆえに出てく  
ることのみの話で、お年寄りの精神的な認知症なりアルツハイマーなり、いろいろな病  
気が進行しているのが、やっぱりふるさと喪失のコミュニティーのなさやそういうもの  
があるとは言いながら、病気としてはなかなか出てこない。

ここにあるように、健康に関すること50件、除染に対することも14件、線量に関するこ  
と93件、これこの相談で言われたこういうことの件数においては、村のお知らせ版とか  
最近出したマップとか、ああいうものを見た上での判断なのか。自分たちで、震災後、  
線量計なり測定器を持っている方が大分いらっしゃるんで、その方が独自に計測されて  
の思いなのか。その辺はどのような状況なんでしょう。

健康福祉課長（石井秀徳君） 訪問している先が生活支援相談員と同じように、社会福祉協議  
会のほうに委託しておりますので、基本的には高齢者の世帯が多いかなと認識してい  
るところです。そういった中で、高齢者が自ら線量を測ったりしているかということ、なか  
なか中にはそうされている方もいらっしゃるかなと思いますけれども、感覚で生活され  
ているというようなことなのか。周りから話を聞いたりとか、うちのほうの裏山ちょ  
っと高いようだとか、そういう話は自分で測ったということじゃなくて、その話による部  
分での認識の中で、線量が高いよだから戻らないんだとか、という話の中にはあるよ  
うに聞いております。そういった中で、多くの放射線に関する部分としては、食品の部  
分の心配があるのかなと思っております。相談の中でも、キノコやっぱり高いなとかと  
いう話が出れば、それも1件とカウントしているようでありますので、そのようなこと  
で件数が増えているというようなことで理解しているところでもあります。

委員（佐藤八郎君） この資料の一番下にある専門的知見というのは、除染に関すること14件  
と数字あるんですけども、除染に関してなんでしょう。別な専門的知見なんでしょ  
うか。どんな方が実際専門家として入って相談に乗っているんでしょうか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 相談の内容については様々でありますので、村のほうに寄せられる部分もございますでしょうし、それから村のほうで回答ができないような案件につきましては、国の環境省が原安協のほうに委託しておりまして原安協のほうで放射線リスクコミュニケーション相談支援センターというものが福島市のほうにありますので、そちらのほうで相談を受けるということになってございます。

委員（佐藤八郎君） そちらに出向いて相談を受けたということなのか。それともそちらの専門家が相談者のところに来て、説明をしていたということなのか。

健康福祉課長（石井秀徳君） こちらで把握している部分については、電話等での相談というようなことで理解しております。

委員（佐藤八郎君） 次はページ39ページのワゴン事業ですけれども、資料で49ページにいただいておりますので、長年にわたって避難解除されてから7年いろいろありまして、その要望に沿って実現されて今に至ってきていますけれども、この利用の状況というのは、地域別なり年齢層なり、あとは内容的に医者なのか買物なのか含めて、どんな状況にありますか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 生活支援ワゴンの運行事業でありますけれども、今現在2台で運行し、村民の足に寄与しているということではありますが、まず基本的には、生活支援ワゴンは村内の移動に限定をしています。ただ、買物のみ川俣と今現在南相馬市のほうに買物支援のための運行はしておりますが、川俣あるいは南相馬の医療機関への送迎については、生活支援部門では実施していないということでもありますので、ご理解いただきたいと思っております。村内の移動の中で、実際クリニックの移動が470件です。あとこれ村外への買物になるんでしょうけれども、これ延べ人数になります544件、それからサポートセンター、いわゆるつながっぺへの利用が2,677件ということでもあります。あとその他もございますが、その他については、例えば道の駅での買物、村内での移動、こういったことで利用されているということでもあります。

委員（佐藤八郎君） ここに、ご利用の方法でお知らせ版などでも周知はされているんですけども、2日前までにご予約くださいということで、この流れは2日前までに何人の方が申込みないと運行しないと、そういうことじゃなくて、1人でも2人でも対応されてきているという流れでしょうか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 1人でも2人でも対応していただいているような状況であります。ただ、同じ方向に行く場合には話をさせていただいて、時間を調整するなり効率的に動くようには心がけているのかなと思っております。なかなか自分の思った時間にということがうまくいかないケースも、もしかするとあるかなと思っておりますが、ただ利用のない場合については、基本的には2日前でありますけれども、当日連絡して空いているという部分であれば、利用されているケースもあるようであります。

委員（佐藤八郎君） その調整も含めて、サポートセンターつながっぺで全部やられていると。それで状況によっては、ただ緊急とかの場合は対応は別でしょうから、買物は南相馬、川俣まで行くと。クリニックについては飯舘のところのみということでもありますので、

この利用者の方々からは、買物と同じく南相馬、川俣への医療を受けることも、ワゴン車に乗せてくれたっていいんじゃないかという声はないんでしょう。

健康福祉課長（石井秀徳君） すみません、前段ちょっと聞き逃したので、再度お願いしてよろしいでしょうか。すみません。

委員（佐藤八郎君） 買物のようにクリニックにも、川俣、南相馬に行かせてほしいと、乗せてほしいという声はないんでしょうか。

健康福祉課長（石井秀徳君） いわゆる医療の受診については、この生活支援ワゴンではなくて、今、トーネットですべてやっていますそちらのほうを利用していただいているような状況でございます。

委員（佐藤八郎君） するとトーネットとの連絡では、トーネットは買物は乗せないというふうに分けているわけですね。そういうこの生活支援ワゴンをやっている人は、そこをきちっと分けて対応しているという流れですか。

健康福祉課長（石井秀徳君） トーネットに委託している部分につきましては、トーネットのほうでは4台のワゴン車によって、医療機関だったりあるいはいわゆる介護施設、デイサービス、あるいはリハビリ、こういったものの送迎にいただいている状況であります。その辺のすみ分けを実際はしているようなことで、ご理解いただければと思います。

委員（佐藤八郎君） どちらも利用されているのはどのぐらいになっているとつかんでいるんでしょうか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 両方を使っている方どれだけいるかという部分は、具体的には捉えてはいないところでありますが、目的を変えてサポートセンターへのだったり、あるいは病院はこっちということですので、重複している方はかなりいるかなと理解しております。

委員（佐藤八郎君） じゃあ続きまして、ページ40ページの弔慰金支給の要件について伺います。説明資料を頂いています。これもこの条例に沿っての要件とかいろいろ含めて今も変わらない中で、この支給決定する組織はどのようになって、どなたがどのように案件申請あったときにやるのか、定例的に年に何回かという形なのか。現状としてはどういう流れになっているんでしょうか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 災害弔慰金の申請につきましては、対象者が亡くなられたということでの申請が主になりますけれども、定期的開催しているわけではございません。審査会については、申請が上がってきた段階で事務局といいますか、健康福祉課内で一応審査をさせていただいて、必要書類が整った段階で審査会を開催しているということになります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 避難解除前と解除後で何ら条件的に変わっていることはないのか。まず伺います。

健康福祉課長（石井秀徳君） 避難指示の解除以前解除後に対して、この申請に対する考え方については、同じ考え方で進めさせていただいているということになります。

委員（佐藤八郎君）　そもそもこの弔慰金のつくられた基になったのが、放射線原発事故においての弔慰金じゃないものを土台にしてつくられているので、放射性物質による弔慰金関係の状況に当てはまらない部分があったなということで、再三ずっとやってきました。それで飯館でもかなりの支給率の他市町村に比べて悪い。つまり原発事故災害で病気をされ、早死にしたり孤独死したりしても、もらえない方が飯館は比率が高いということで、何回か問題にしていますけれども、すると今の段階ではかなり因果関係示すのも大変だということで、その後の専門的な審議会の委員というのは更新されたんでしょうか。メンバーはどのようになっているのか、別な最初で出しておいたんですけども、どこかにあるのかな。

健康福祉課長（石井秀徳君）　審議会委員の部分のメンバー構成についてはスタート時点から変わっておりません。いわゆる医師だったり弁護士だったりということでの専門の職の方をお願いをしているということでありまして。今回、専門委員の部分については、名簿のほうは提出させていただいてませんが、そういう状況でスタートから同じ方にやっていたら状況であります。

委員（佐藤八郎君）　出ていないということですか。審議会の。

健康福祉課長（石井秀徳君）　委員の名簿については提出していません。いわゆる守秘義務とか、公開しないということでの取決めの中で進めさせていただいてますので、メンバーについては公開していないような状況になります。

委員（佐藤八郎君）　最初審議会を設けたときから変わらない人が今も継続されているということになりますか。

健康福祉課長（石井秀徳君）　そうです。そのようになっています。

委員（佐藤八郎君）　全体で医師は何名で、あと弁護士だった。何かこの区分けはどのようになっていますか。

健康福祉課長（石井秀徳君）　すみません、ちょっと今、手元になかったので、報告は後でさせていただきます。

委員長（佐藤眞弘君）　その他質疑のある方。質疑はございませんか。

委員（横山秀人君）　では先に資料請求したものについて、ご提出いただきましたので、そちらについて確認いたします。資料ナンバーの1ページであります。飯館村が出資または出捐している団体の出資割合についての資料について質問いたします。

こちらを見ますと、飯館村振興公社に96.3%の出資、あと多いところでいきますと、道の駅を運営しているまでいガーデンビレッジいいたてに86%の出資となっております。こちらの財政援助支援団体等に該当をすと思いますが、こちらについての例えば指導、監査等はどのように行われているのか、確認いたします。

総務課長（村山宏行君）　こちらの部分、村のほうから当然役員を出しております。その中で株主総会、あるいは理事会等ございますので、そういった中でチェックをしているというところがございます。

委員（横山秀人君）　村から役員が出されているということで、もちろん役員はそちらの法人のほうの役員でありますので、例えば村から、例えばこちらでいきますと指定管理等も

ありますけれども、そちらについては例えば毎月1回担当課が現地を確認して指導等を行っているとか、そういう定期的な指導とか連絡調整会議等がありますでしょうか。

総務課長（村山宏行君） まず振興公社につきましては、こちらについては事務的な部分、毎日協議をしております。主に村長のほうで事務的な指導、あるいは経歴のところではチェックを行っております。

いいたてまでいな再エネ発電、こちらの部分については、担当課が所管が村づくり推進課でございますので、こちらは定期的な打合せ等によって、そういった業務を行っているということでございます。

それから、飯館までいな太陽光、これ株式会社ですが、こちらについては、同様にこれは太陽光の発電の部分でございますので、この部分についても管理を行っておりますし、この分、現場、現地のほうの管理、そういったところの分についても村づくり推進課のほうで関わっているというところでございます。

あとまでいガーデンビレッジ部分につきましては、道の駅の管理というところで、また園内の施設、それから園芸施設の管理、そういったところが当然ありますので、村づくり推進課それから産業振興課それぞれが関わって、それぞれの管理のほうも助言をしているというところでございます。

委員（横山秀人君） 分かりました。そして総務のほうにですが資料請求1つしたものが届いていなかったものですから、再度資料請求いたします。それは村職員が昨年資料請求したものでありますが、村職員に係る他団体への役員等就任状況についてということで、昨日資料請求いたしましたものについて、今回まだ届いてなかったものですから、こちらのほうの資料請求をお願いいたします。資料提出をお願いいたします。

#### ◎休憩の宣告

委員長（佐藤真弘君） 休議します。

（午前11時33分）

#### ◎再開の宣告

委員長（佐藤真弘君） 再開します。

（午前11時34分）

委員（横山秀人君） 続きまして資料ナンバー、今日提出いただいた資料の3ページ。いいたて魅力向上発信事業ということであります。これは口答で成果の説明があったので、なかなかすみません、聞き取れなかったものがあったものですから、文書によってこのように求めさせていただきました。これは同じく5ページの移住・定住ツアーもしかり、また、6ページのツアー等もしかりであります。今回、様々なイベントを行う中で、特に事業成果が高かったものについてご紹介いただけますでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 様々な事業の中の特に事業成果が上がったものという再度のご質問であります。担当課としては全てにおいて事業成果がすぐれていたと評価をしているところであります。なかなか空き家・空き地バンクについては登録件数、思ったようには進まないわけではあります。これについてはやはりどうしても状況がなかなか厳しいという部分もありますけれども、そういった部分も含め、事業成果としては

きちんと成果があったという理解をしているところであります。

委員（横山秀人君） こちらの資料を見ますと、実績として何人参加したという形であるわけですが、例えば様々な事業を行う中で、参加者からアンケートとか感想とか、そういうものを取って行っているという事業はありますでしょうか。また、それについてどのような感想があったのか、それが成果になるのかなと思うんですけども、ご紹介いただけますでしょうか。

委員（横山秀人君） 広報いいたて等でも公開はされていますけれども、特に何度もあれですが、担当課としてこれはやって本当によかったという形でご紹介いただければと思います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 担当課として特によかったなという事業の成果ということでもあります。

追加資料の3ページの魅力向上発信業務においては、それぞれポップアップストアなりエキナカカフェなり、そういった中で直接消費者の方と会話をする中で、今まで飯舘村という村の存在、あとは村の特産、そういった部分について、なかなか知り得なかった部分について直接知ることができてよかったという話もあったということで、村のPRとしては大変よかったのかなと思っております。

また、4ページにありますような大学連携による情報発信事業、大学生が中心になって村のことを知ってもらって広めていただくというようなことで、これについてもその前の年も実施はしておりましたが、かなり精力的に村のPRをしていただいて、成果として売上げ等にもなったということで、大変よかった事業だなと思っております。

あとは6ページの移住・定住ツアー企画の部分であります。はじめてのミチシル旅、つながるミチシル旅というようなことで開催を行いました。こういったものについてはきちんと参加者のアンケートを取りながら、飯舘村についてどういった印象をお持ちだったかとか、移住を考えるきっかけになるとか、そういった考えについては一歩前進したかとか、そういった部分についても感想をいただいているところであり、そういった感想を基に今後の事業展開につなげていきたいなと思っております。

以上です。

委員（横山秀人君） 詳しいご説明ありがとうございます。有効に活用され、さらに成果があるということは分かりました。ありがとうございます。

続きまして、8ページ、みがきあげよう！ふるさと補助金の実績であります。こちらについては、各行政区がどのような事業を行っているのかなということを確認するために、資料請求いたしました。あとこの点についてもう1つ、右側の9ページであります。各行政区、これを見ますと残額ということがあるように、各行政区である程度の枠があってこの事業に取り組んでいると思うんですね。それでこの最終年の確認と、あとまだ行っていないところがあるわけですが、今後どのようなこの計画であるのか、ご説明をお願いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 追加資料の9ページの残額等についてであります。

かなりの金額、行政区ごとに残っている行政区もありますが、この事業については令和3年から令和7年、5年間の事業ということで、今、進めているところであります。かなり残金が残っている行政区につきましては、今、コミュニティー担当職員、各行政区に3人、あるいは4人というようなことで、コミュニティー担当を設けておりますが、コミュニティー担当を中心に、行政区の中でしっかりとできるだけ使い切れるようにというようなことで計画を進めていただいているところであります。今年度と来年度、この2年間でこの事業は一旦は終了するわけではありますが、行政区の役員等としっかり計画を立てながら進めるということで行っているところであります。

以上です。

委員（横山秀人君） 分かりました。令和7年がということは、令和6年、7年、お話のとおり2か年でこれが終わってしまうということということは、はっきり分かりましたので、私のほうも各行政区のほうに、いろいろこう使えるよという形でご説明したいと思いません。

続きまして10ページ、これはもう既に終わっている事業であります。ただ、監査の観点からしますと、これが適正だったのかと、適正な事業費だったのかというところのちょっと疑問があったものですから、資料請求いたしました。イイタネちゃんのお知らせアプリに関してであります。このアプリ交流会について、実際の参加者が、資料7の16ページ。延べ80人参加ということであります。単純に割って2万円以上なのかと1人当たり思うんですけれども、こちらに関しては、参考見積りとかどのような流れでこの金額が決まっていたのか、この説明をお願いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 参加人数の割には金額がかなりかかってしまったのではないかなというご質問かなと思っております。人数、参加者は委員の感覚では大変少なかったんじゃないかなというようなことであります。我々もどれだけの人数を必ず参加させなければならないとか、そういった中身の見積り等ではございません。参加を募ってアプリの使用状況、なかなか分からない人、それからそれ以外でも、例えば携帯電話とか、そういった部分についても使い方について明るい方について、専門家に来て使い方を教えていただきたいという中身で、開催をしてきたところであります。

実績としては、ここにありますように、12回開催で月2回開催の延べ80人というような実績にはなってしまったわけではありますが、そういった中でも、特に高齢者の方中心に勉強していただいて、今のIT社会の部分でそういった機器に慣れていただくというのは必要だったのかなと思っております。また、なおこういった使い方の状況等も踏まえ、今、あった経費がかなり大規模なのではないかという部分、今現在は携帯電話でLINEが中心にそういったSNS関係中心に情報発信、使い方がすごい簡単であるというような意見等々を踏まえてこの事業を廃止し、次のステップのLINEでのイイタネちゃんの友達登録というような切替えをしてきたということでありますので、ご理解いただければと思っております。

以上です。

委員（横山秀人君） こちらについて、村民の方からも毎年約2,000万円をかけての事業とい

うことで、国からお金が出るから、どこまで村は精査しているのかというお話ございました。既に終わっている事業であります、やはりこのときの課題というか、そういうものはきちんと整理されて、次にこのようなどころがある場合は、ぜひ参考として情報共有していただきたいと思います。確認いたしますが、そうするとこれについてはもう6か月、半年で全て終わって見ることも何もできない。今まで整備した写真、投稿した写真とかいろいろありましたけれども、それも全く見られないという状況になっているということでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） イイタネちゃんアプリ自体のそういった機能存続については終了というようなことで、村民の方等々から直接的に見ることはできないという状況になっております。ただ、そのデータの保管状況については、ちょっと今、把握しておりませんので、どのようになっているかというのは確認をしたいと思っております。

以上です。

#### ◎休憩の宣告

委員長（佐藤真弘君） 昼食のため休憩します。再開は13時10分とします。

（午前 11時45分）

#### ◎再開の宣告

委員長（佐藤真弘君） 再開します。

（午後 1時10分）

委員長（佐藤真弘君） 初めに、健康福祉課長から答弁をいただきます。

健康福祉課長（石井秀徳君） 午前中佐藤八郎委員のほうからご質問ありました災害弔慰金の支給審査委員の構成でございます。規則第3条では、まずは学識経験者、それからもう1点としまして保健医療関係者で5名以内ということになっております。村でお願いしております委員につきましては、学識経験者として弁護士、それから大学教授、あとは保健医療関係者として医師が2名、それから社会福祉士1名ということでお願いしているところであります。

以上です。

総務課長（村山宏行君） 午前中横山委員からありました、令和5年度中の村職員の他団体への役員等就任状況でございますが、お手元に配付のとおりでございます。

委員長（佐藤真弘君） それでは質疑に移ります。質疑のある方。

委員（横山秀人君） 先ほど総務課長のほうから資料提出いただいた、令和5年度における村職員の他団体への役員等就任状況について、質問いたします。

村長を除くと、振興公社のほうには副理事長として副村長、幹事として財政係長、までいガーデンビレッジいいたてには、監査役として会計管理者、いいたてまでいな再エネ発電については、監査役として会計管理者ということで、職員が役員になっておりますが、こちらについては、この担当管理者、係長の事務分掌にその職を行うということは記載されているのでしょうか、確認いたします。

総務課長（村山宏行君） 事務分掌には記載されてはございません。

委員（横山秀人君） そうしますと、この職は役場職員の仕事ではないという認識でよろしい

でしょうか。

総務課長（村山宏行君） 役場内部の業務ということではないです。ただ、こちら村が出資をしています関係団体でございますので、その中で適切な事務執行、それから管理を行うためということで、役場の職務の知見を生かすという意味で、このような形で役員をお願いされているということで認識しております

委員（横山秀人君） そうしますと、こちらの仕事に関しては、この役場の勤務時間内に、例えば上司から出張命令でその第三セクターなり振興公社に行って仕事をするという形の命令があるのでしょうか。

総務課長（村山宏行君） この分については職専免という形で厳密にお話しすれば、いわゆる役場内部の業務についての専念しなければならないという責務がありますが、その部分についての勤務を免ずるという形で、各団体のほうでそういった業務を行っているところでございます。

委員（横山秀人君） こちらの各会社、公社で、本人が就任承諾書に個人名で押印、承諾という形になると思うんですけども、これは個人名であってその役職ではないということでもよろしいでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 個人名での役職の就任の承諾という形になるかと思えます。

委員（横山秀人君） そうしますと、事務分掌にない事業であって、ただ慣例的にやっているもの、ただ、その会社に関しては個人名で承諾をしなくちゃいけないと。これは職員にとってとても私はストレスというか、かかるのかなと。少なくとも勤務時間内できちんとした目的の下行くのであれば、きちんと事務分掌に入れて、そして出張命令を出して、そこでの仕事に関しての、例えば公務災害とか何かあったときには、明確に対応できるようにすべきと思いますが、いかがでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 職務上、それから職責については非常に重要であると認識をしているところでございます。ただ、それに関して、委員おただしのように一々そういった出張命令をつけるとか、そういったことは行っておりませんし、また、そういったところでの部分は必要ないものと思っております。ただ、当然公務災害、あるいはこれ今、そういう状況にないから大丈夫ですけども、例えば一般財団法人、あるいは株式会社で赤字という形になってくると、当然役員のところにもかぶってくるわけありますので、そういったことにならないように、併せてしっかりと管理を行っていくと考えております。

委員（横山秀人君） 最初のほうあれだったんですけども、事務分掌に入れる計画である、きちんと明文化してやるという形の回答があったのかどうか、再度お願いします。

総務課長（村山宏行君） 現在のところは、事務分掌に記載する旨は考えておりません。

委員（横山秀人君） そうしますと、本人は例えばその財団なり株式会社のほうの役員になりたくないと言った場合は、それはそれでオーケーという形でよろしいでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 当然この役員就任については、最初に役員就任の同意書、必ず団体の総会なり理事会なりということでありまして、その段階で異議ある方については、応じていただくという形になるかと思えます。

委員（横山秀人君） こちらについては最後になります。少なくとも検討すると。この状態がいいのか悪いのか。その検討するという段階に次に移るのかどうか、いや、もうこのままでいいんだというお考えなのか、回答をお願いします。

総務課長（村山宏行君） 現状では特に問題が発生しているとは思っておりませんので、このままの現状でと考えております。

委員（飯畑秀夫君） 私のほうから何点か質問します。資料ナンバーの7番、16ページ、2款1項8目電算推進事業についてお聞きします。

11役務費の電話料で約980万円とありますが、それについてお聞きいたします。電話代だけなのかその中に何か含むものがあるのか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） この電話料のところですが、事業の概要として書かせていただいております。庁内で業務でいわゆる一般的に我々が使っているインターネット環境、庁内イントラ回線利用料、アプリのVPN回線ということで、電話料ということじゃなくて、そういったネット環境整備、そういった部分の料金でもあります。

以上でございます。

委員（飯畑秀夫君） 単純に見て電話料と書かれていたので、電気料と同じくいろいろなところと契約すれば下がるのかなと思って、今、お聞きしましたけれども、これやっぱり各1つじゃなくて何回線もあるから金額がかかるということによろしいでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 庁内職員200名近くおりますが、全てそれぞれがこのネット回線等を利用しておりますので、これだけの金額になるということでございます。

以上でございます。

委員（飯畑秀夫君） 私個人とすれば、家庭のネット環境だと1つ契約すれば、子機とかできるのかなと思ってお聞きしました。ちょっと大きな金額だったんだと思うし、それは分かりました。

同じページの電算推進事業、同じく12節の委託料で、真ん中辺の下ですか、総合行政システムホスティングサービス業務として1,800万円弱決算額がありますが、その金額もちょっと大きいので、総合行政システムが構築されたサービスの運用業務とありますが、どのような業務なのか、お伺いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 総合行政システムホスティングサービス業務ではありますが、これは総合行政システムの構築されたサーバーの運用業務ということで、国保の子供均等割軽減対応、それから固定資産税の子供子育て支援国保、軽自動車税等のシステム改修、そういったものも含んでいる内容でございます。

以上です。

委員（飯畑秀夫君） この業務は庁内でやるのではなくて、ほかの会社に委託とかやられているのかお伺いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） これは国で進めております総合行政システムの部分でありますので、村単独のものということではございません。

以上です。

委員（飯畑秀夫君） 村単独ということは、これ庁内でやっているということによろしいでし

ようか。

じゃあ続きまして同じところの隣、17ページの2款1項8目、ここも電算推進事業ですね。ここにも大きな金額がありますので、13節使用料及び、失礼しました。その下ですね。電算機器、ここも貸借料としまして1,500万円弱が計上されておりますが、総合行政システム、内部情報系システム機器、財務会計システム、人事給与システム、起債管理システム機器貸借料と概要がありますが、これも先ほど同じく、やっぱり国、これ国か県から借りている形なんでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今ほど飯畑委員がおっしゃったそれぞれのシステム、それぞれ別のシステムとなっております。総合行政システム等については、これは国との連携のシステムであります、そのほかの財務会計システム、あと人事給与システム等々については、村のほうで使っているシステムということになります。それらのシステム全部を庁内のコンピューター室のほうで管理しておりますので、その機器類全てについての貸借料ということになります。

以上です。

委員（飯畑秀夫君） このところのいろいろなものであって利用料、また保守業務、使用料、管理料とあって、大きな金額が記載されていますが、これ毎年やっぱりこの国の制度で国から借り入れなければならないとか、あとこのパソコン、サーバーでつながっている形なのか、何かソフトか何か借りているんですか、これ。パソコンというか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） このシステム関係ですが、単発的に利用できるものではありませんので、恒常的に長期的に使うシステムということになります。それぞれ国とのつながっているシステムもあれば、先ほど申したように、村で使っているようなシステムもあります、それらの機器類、全てこれは貸借料の部分でありますので、これは機械本体ということになりますが、それらは1つの機器では済みませんので、全てにおいて機器が庁内に導入されているというような内容でございます。

委員（飯畑秀夫君） 分かりました。続きまして、資料7の同じく19ページ、6款1項2目22節の補助金返還金についてお伺いします。

事業の概要としまして、農村地域ふるさとの生活圏整備事業等の補助金、返還額としまして917万円弱計上されてますが、これについてちょっと説明をお願いいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 先日個別説明でも説明をさせていただきましたが、この返還金については、今、建てております商業施設、旧ミートプラザとAコープの跡地に建てている商業建設に伴うものであります。Aコープのほうは補助耐用年数が過ぎていたということですが、ミートプラザに関しては補助耐用年数が約1年ぐらいまだ残余期間があったということで、その部分で解体するに当たっては補助金の返還が必要だということで、国の指導もあったものです。ですからJAのほうから村のほうに補助金返還をしていただき、村から県を通じて国に対して補助金の返還が行われたという内容でございます。

以上です。

委員（飯畑秀夫君） JAのほうから村のほうにやったという流れは分かったんですけども、

これって1年か、1年間で900万円か。これって国、県の補助金、どちらか分かりませんが、これ通常だったら分かるんですけども、これ返還するというのは。これ今、原発事故でこのような状態の中でどうしても必要なものをやるわけで、今、商業施設を造っているわけですけども、それに対して国、県、この900万円に対して減額というか割引とか減額等があったのか、まるっきり、ここはやっぱり法律1年間あるんだからまるっきりこの金額を払わないと駄目だったのか、ちょっとお伺いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 現在進めている商業施設を建設にするに当たっては、この補助金返還等も含めて、仙台のほうの農政局のほう等々と事前に協議は進めさせていただいたわけでありましたが、やはりきちんと今回商業施設も補助事業で建設しているわけですので。まず一旦は従前の補助事業のそういった部分を精算をきちんとしてからではないと進められないというようなことで、そういったのを国庫の補償等については、そういった減免とかそういった措置はございませんで、きちっと年数で精算をするようにという国の指導があったものでございます。

以上です。

委員長（佐藤眞弘君） そのほか質問はございませんか。

委員（佐藤一郎君） じゃあ私から質問させていただきます。

まず、資料ナンバー7の25ページの17節にあります防犯カメラ、一応この課長の説明によりますと、加速化交付金を使ってこの運用を図っているということで、今後についてはどうなるのか、復興期間が過ぎた場合このカメラはどのようにして運用していくのか、伺っておきます。

住民課長（荒 真一郎君） 防犯カメラの加速化交付金についてであります。現在の第2期の復興創生期間内中では、交付金の活用は予定しておりますが、その後については、現在国のほうに要望中でありまして、今後については国との協議となりますが、村においては防犯については必要ということで、強く要望してまいります。

以上です。

委員（佐藤一郎君） まず、この成果についてはかなりいろいろと防犯上あると思いますが、課題、今も言いましたように、今後についてちょっと不安もある。そのほかの何か課題があればお聞かせください。

住民課長（荒 真一郎君） 防犯カメラ、システムの課題でありますけども、やはり17台ということで、20行政区全てを網羅しているわけではないというところもあります。またこの賃借料、保守も含めてであります。かなり高額になりますので、将来的に村のほうで負担ができるかということ、なかなか疑問なところというのが課題であると考えております。

以上です。

委員（佐藤一郎君） 次の質問に、移ります。

49ページ、12節人・農・食いたて未来へつなぐ事業、この成果と課題について伺っておきます。

産業振興課長（三瓶 真君） 資料の49ページ、人・農・食いたて未来へつなぐ事業の課題

と成果ということであります。

まず事業の成果でありますけれども、事業の概要といたしましては、資料ナンバー7に記載のとおり、明治大学と福島大学それぞれに事業を委託しまして、村の地域資源を生かしたにぎわいづくりであるとか商品開発、そうしたものをやっただきました。福島大学におきましては、村内における特産品のジャガイモとかあぶくまもちとか、そうしたものに着目をいたしまして、村内でイベントを開催したりSNS等を使ってPRをしたというようなことがあります。明治大学につきましては、村内のカボチャであるとかお酒、こうしたものに着目いたしまして、商品開発、メニュー開発をした上で、首都圏においてそのお店の中の常時メニューとして採用をいただいたり、新しいメニュー開発などをした、さらには学祭等で両大学とも村のPRに努めていただいたという実績がございます。

成果といたしましては、村内のそうした特産品につきまして、新たなメニュー開発であるとか、そうしたものの可能性、成分分析等も含めたものを探っていた、あるいはイベント等に参加をしていただく、SNS等で情報発信する中で、飯舘村の魅力について発信をしていただいた。さらにはそうした作物を採用するに当たりまして、地元農家の畑等に赴いたりしておりますので、村内の方の交流が図られたといったような成果が挙げられるかと思えます。

課題といたしましては、それら一定の成果を上げてきていただいたわけではありますが、まだその作物が全村的な特産品になるまではまだ至っていないという部分があるので、そうしたものも含めて、今回取り上げていただいた作物をどうやって振興、あるいは生産を図っていくかというところが少し課題かなと感じておりますけれども、いずれにしましても、各大学ともそれぞれ工夫に工夫を重ねていただいて、成果を出していただいたと思っております。

以上です。

委員（佐藤一郎君） ただいま課長からいろいろ詳しくお聞かせいただきましたが、飯舘産牛の加工品とかそういう類いのものはとか、あと福大での牛井のような中には事業として入っていないのかどうか。

産業振興課長（三瓶 真君） 委員おただしの福大での牛井の振る舞いであるとか、あと村内での牛井の生産につきましては、この人・農・食いたて未来へつなぐ事業とはまた別の事業の中で村としても実施をした、あるいは福島大学が牛井の試食だったわけですが、あれは福大の先生が独自にこうした取組をしていただいて、その中で飯舘牛を採用していただきながら実施したというものでございます。

以上です。

委員（佐藤一郎君） まず福大での牛井の試食というか、生徒の方にさせたという記事が話題になりましたけれども、どの事業で福大との関係を持った、飯舘産牛の加工やら精肉やらのことについてやっているのか、ちょっと課長、伺いたいと思います。

産業振興課長（三瓶 真君） 福大での牛井の主食につきまして、取りかかりは県のほうの福島牛の振興を図るといった大きな目的の中で取り組んだ事業がございまして、その中の1

つとして、飯舘牛、あのときはオレイン酸に着目をして飯舘牛の食味を上げていくとい  
いますか、そうした取組の中でやっていきた事業であります。それが一旦落ち着きまし  
て、今度は先生が自らのそのほかの村以外の事業なども使ったり、ご自身でのクラウド  
ファンディングなど事業を行う中で、そうした事業が実現したと承知しております。

以上です。

委員（佐藤一郎君） ありがとうございます。また、この次に近いような話をちょっと質問  
させていただきたいと思います。

まず18節のあぶくまもち持推進事業、これ予算は360万円ほど取っているんですけど  
も、昨年、JAとかの大会を開いて、講師にセブンイレブンに納品している業者さんと  
の講演を聞きましたけれども、もう少しあぶくまもちの需要が結構大いになされている  
ということで、量も昨年の12月でしたか、11月でしたか。その講演の中ではもっと欲し  
いというような業者さんのお話でしたけれども、でしたらもう少しこれ予算取ったので  
あるならば、もう少し経費を使っているいろいろなことをやって、やればよかったのでは  
ないかと思いますが、これについてはどうでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） 委員ご質問の件であります。あぶくまもちの生産推進事業に  
関わる部分であります。当初予算369万円ほどに対しまして実績が196万3,000円というこ  
とであります。まずこの額が減少したということの要因につきましては、今回作付した  
面積233アールだったわけでありまして、当初の予算の中では、植付けによる苗の  
定植といいますか、そこを想定しておったんですけども、中で直播に切り替えた部分  
が出てまいりましたり、あとは当初想定していたその肥料代というところで、成分検査  
の結果、施肥の量が想定よりも少なくて済んだというような部分もあつての減額でござ  
います。

当初はあぶくまもちもあぶくまもち生産組合のほうと相談をしまして、その生産者の  
の方々によって、来年度どのぐらい作付をするかというご意見を伺いながら面積を決めて  
おります。令和5年度につきましては、繰り返しますが233アールという中で実施をした  
わけでありまして、この面積につきましては、当初の予定のとおり実施をしており  
ますので、特に面積が減ってしまったということではないということでご理解いただ  
ければと思います。

なおJAの水稲部会の振興大会等でもありましたように、あぶくまもちにつきましては、  
今後も重要といいますか、特におにぎりにいただいたセブンイレブンホールディン  
グス様をはじめ、需要の売り先のめどがかなり立っているという部分もありますので、  
来年令和6年度におきましても面積を拡大しておりますし、今後も生産組合と相談しな  
がらでありますけれども、作付をしたいという方が増えれば、そこに栽培をお願いする  
形で、また面積を増やしていきたいと考えております。

いずれにしましても、今回の復興のための1つの目玉事業でありますので、さらなる振  
興を図ってまいりたいと、村としては考えているところです。

以上です。

委員（佐藤一郎君） ありがとうございます。まず水稲農家の方々はこのあぶくまもち、大変

期待しております。そして食米も大分今年になって高騰しましたが、令和6年産の普通の食する米は大変4,000円ほどみんな買取り価格が上がっているようです。そういう中でも、あぶくもち、もともと高く業者さんで買ってくれるということなので、ぜひとも皆さん期待しているので、これの面積拡大に向けて頑張っていたきたいと思います。

続きまして、53ページの18節ですが、家畜飼料緊急支援事業、最初これについてはもう少し1トン当たり単価、最終的には1万4,000円ぐらいに落ち着いたんですが、これは国からきた事業でもありますので、最初あまりこの予算立て急ぎ過ぎたのかなと、そういうちょっと数字が単価が一人歩きした経緯がございます。それで批判も少しあったように思います。水稻の生産農家に対しての補助金は、ちょっと一戸当たり幾らというようなことで、もう少し落ち着いて予算計上をしていけば、ああいうことには少しならないのではないかなと。もう少し時間をかけて、ほかの市町村ですと畜産農家も少ないのかどうか分かりませんが、もうちょっと後から予算執行していく、予算の計画を立てていくようなことが見受けられますが、それについてはどうでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） 今回の飼料高騰対策につきましては、村といたしましても畜産農家の窮状を知る中で、何とか手当てをできないかということで考えてきたわけでありまして。そこにきて今回国のほうから使える財源が来たということで、あのときにも議論になりましたけれども、飯舘村の農業のまさに根幹といいますか、中心的な存在となっていていただいております畜産農家に向けての支援策を実施したわけでありまして。確かに予算計上の段階で、こちらのほうで想定していた単価が実際の制度の施行のときになりまして見直されたという経緯がありましたので、ちょっと関係の方々には少しご心配をおかけしたという背景はあるかと思っておりますので、これは反省は反省として受け止めたいと思っております。

ただ一方で、やはり畜産農家の方だけではなく。ほかの方もこの必要なタイミングでなるべく早めに手を打つという視点も必要かなと思っておりますので、委員の意見を受け止めながら、次回以降の制度設計の際に、そうした反省を生かしてまいればと思っております。

以上です。

委員（佐藤一郎君） ありがとうございます。ただいま課長のほうから説明いただきましたが、まずこれにはちょっと記載がないんですけれども、水稻農家への支援事業はどの中からあれは繰り出されたものなのか伺っておきます。

産業振興課長（三瓶 真君） 水稻農家への支援ということですが、村独自に行われたものとしては、未来へつなぐ支援、農業支援事業ということで、資料ナンバー7でいきますと、49ページの一番下の段にある部分、このところで水稻農家さんが該当した部分については出したということになります。

あとそのほかに、その上、上段2つぐらいにカメムシ防除の支援もありますが、これは今回恐らくこのことではないと思っておりますので省略いたしますが、前年度でしたか、地域再生協議会、県のほうからの補助金を地域再生協議会を通じて、それで水稻農家さんのほうに一定額を支援したというのはございますが、もしかするとそのことかなと、今、

お聞きしたところです。

以上です。

委員（佐藤一郎君） 令和5年度の事業には変わりはないんですね。（「休議をお願いします」の声あり）

◎休憩の宣告

委員長（佐藤真弘君） 休議します。

（午後1時47分）

◎再開の宣告

委員長（佐藤真弘君） 再開します。

（午後1時47分）

産業振興課長（三瓶 真君） 先ほど私が申しあげました再生協議会からの補助金につきましては、ただいま確認をしましたところ、令和4年度の実施事業でありますので、令和5年度につきましては、先ほど言いました未来へつなぐ支援事業が主なものということがあります。

以上です。

委員（佐藤一郎君） 水稻農家さんも誤解も少しなさっているようで、国からの飼料高騰対策支援事業が村に入ってきたというようなことで、このような支援事業ができたのかなと思います。でも水稻農家さんはいつまでもこの不満がたまっていたようですので、それを拭うような説明なりしっかりとさせていただきたいと思います。誤解を招かないようにお願いしたいと思います。

村長（杉岡 誠君） ただいまご質問の中で、水稻農家の方々が不満が残っているというお話ですが、具体的にどういったご不満なのかということ、農政のほうでも産業振興課でもしっかり聞き取らせていただいてやりたいと思います。毎年度はいろんなカテゴリーで花卉農家さん、畜産農家さん、あるいは水稻農家さんなりとお話を交わす、そういう機会を設けてきたかと思いますが、そういったことをしっかり踏まえながら、今後の政策に反映させていただきたいと考えます。

以上であります。

委員（佐藤一郎君） ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

産業振興課長に質問したいんですけども、飯館牛のブランドの再構築については、どの事業で進めているのか伺っておきます。

産業振興課長（三瓶 真君） 飯館牛の再生に関する事業につきましては、資料ナンバー7でいきますと53ページにあります6款1項4目の畜産振興に関する経費の中で、この中でいきますと、負担金と上から3段目4段目ぐらいにはありますけれども、そのほかの一番上の飯館牛復活プロジェクト畜産農家意見交換会であるとか、飯館の牛を考える会ということで発足をしておりますけれども、その関係であるとか、今ほどの飼料高騰対策もそうありますし、その下段に続きます遺伝子評価、未来へつなぐ農業支援事業、畜産農家を支える事業が全て飯館牛復活につながるものと考えております。

以上です。

委員（佐藤一郎君） 私からすればちょっともどかしいような感じが見受けられるんですけども、まず飯館牛ブランドの確立というか、それではこれは村にとって必要なのか、それを伺っておきます。

産業振興課長（三瓶 真君） その飯館牛のブランドが村にとって必要なのかということでありまして、やはり畜産を進めるに当たりまして、販路を拡大する、その販路拡大のために、あるいは市場における価格の上昇というものを目指す上で、どこの産地もそのブランド化というものに取り組んでいる状況でありますので、まして村としましては、震災前に飯館牛という名前のブランド牛がありましたので、やはりそうした村独自のブランドというものはつくっていく必要があると考えております。

以上です。

委員（佐藤一郎君） まず定義ばかり議論してもなかなか前には進まない。まず現存の和牛の繁殖農家に、幾らでもこの肥育事業に展開してもらうようお願いする。そうしながらやっぱり飯館牛の確立を構築していけばいいんじゃないかと思いますが、今現在やっている確立については、いろいろな詳細な事業については、ちょっと私から言うともどかしいんですけども。村長が前、この安い飯館牛というか和牛、言ってみれば老廃の肥育とか経産牛の肥育ですか。2点について進めていくみたいな話は聞いたんですけども、これ2つ同時にやってもなかなか進まないのではないかなと思いますが、そこら辺のことを伺っておきます。

村長（杉岡 誠君） 実際に肥育なさっている方が今はそれなりに増えてきたかなと思いますが、今村内で12軒の農家さんが畜産、黒い和牛、酪農も含めてなさっていただけてますが、そもそもにおいてその村の土地利用に直結するというので、繁殖農家から始めましょうというのが当時の施策の中で始まりまして、繁殖の値段が子牛の値段が高かったものですから、そういう形であるいは国の牧草に対する支援も大きかったの、そこから始まった。その中で子牛の値段が下がってきた中で、自分のところで保留をする肥育ということも、実は村が主導したのではなくて、畜産農家さんのほうでそういう選択をいただいたという経緯があるかなと思います。

その中で非常に肉質のいい、やはり肥育技術を繁殖農家さんというくくりではなくて、やはり牛自体をよくご存じの畜産農家さんがいい肉を作っているという中で、ただ、肉質としてはかなりそれぞれ違うということの中から、昨年度、この資料でナンバー7の資料でいくと13ページになるとと思いますが、企画費の中に飯館魅力向上発信業務というのがありますけれども、この中を含めて、要は産業振興課の予算だけではなくて企画のほうの予算を含めて、飯館牛の復活に向けて畜産農家の方々がお互いに意見を交換する場、あるいは今ある肥育のお肉の肉質が違っても、これを評価していただく方々を探して、あるいはレストランに直接届けようという、そういう戦略の中で進んできていると私自身が承知しているところです。

以前、手頃なお肉というのは、私の話の中でしたかもしれませんが、それは昔肉じゃがとかふだんの家庭生活の中で牛肉が普通に食べられていた時期、私たちの子供の頃もありましたが、いつの間にやら国産牛はもう高根の花といえますか、年に1回か2

回しか食べないというようなそういう状況になると、実は村の牛肉がいかに高く売れたとしてもなかなか販路は困るだろうということで、村の肉を知っていただくためには、あるいは部位によってはそういうふだん使いできるお肉もというお話を畜産農家から直接お聞きしたので、そういう話を私はさせていただいたということですから、今、私がお話ししたとおりの施策で動いているわけではなくて、あくまで畜産農家の方々が考える肉質、あるいはこういう売り方がいいんじゃないか、こういうPRを先にしてもらえないか、そんなことを受け取りながら、魅力向上を発信事業とともに進めてきているということでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

早く私自身も飯館牛という名前をつけて売れたらいいなという思いは非常に強くありますが、やはり12軒の農家さん、畜産農家さんのそれぞれの意向というものをしっかりまとめ上げながら、村全体のブランドとしていくための、今、過程にあるということで、ご理解いただければありがたいと思います。

以上であります。

委員（佐藤一郎君） 村長、どうもありがとうございます。まず今、現状は畜産農家という、和牛の繁殖、そして肥育も一緒です。もう枝単価、いいものほど上がらない。需要が和牛の肥育の肉がいいものほど売れない。そして子牛も低迷している。先日JAビルで、福島県選出の国会議員の方、そして5つのJAの代表者の方と共に一応要望をしてみました。そういうような中で、和牛の繁殖農家も、先ほど村長から言われましたように、肥育をしております。もうそんなに安くては、市場に持って行っても売りにくいということで持ち帰りして肥育している方もおります。そんなことで、今後やっぱり村の発展のためにも、起爆剤といいますか、こういう特産物、大事だと思っておりますので、ぜひとも事業をうまくやっていただきたいと思っております。

続きまして、54ページの、いいですか。（「答弁」の声あり）

村長（杉岡 誠君） 今、大変重要な示唆といいますか、ご提案をいただきましたので私のほうでも答弁させていただきたいと思っておりますが、今、円安という中で、実は国産牛のほうが入牛よりも妥当といいますか、同じ値段出すなら国産牛のほうがおいしいという話も聞こえてくるようになりましたので、今、実はチャンスのと看做しております。

いわゆる畜産市場において、落札してくださる肉屋さんとかが非常に大事ではあるんですが、そこに届く、そこからどの肉屋さんにも小売のところに行くかということが分からない中で進むよりも、今、ここに来れば飯館の肉牛が食べられますよ。La Casseさんと郡山のほうのイタリアレストランとか、仙台のほうの別のレストランがありますが、そういうところで、ここでならば飯館の肉が食べられるよ。あるいはこのイベントだったら食べられるよということをつくることで、消費者に直接訴えかけるということを、今、やらせていただいているという部分があります。

次の段階としてはおっしゃるとおり、やはり肉牛1頭当たりでしっかり買っていたかなければならないということがありますから、次の戦略に進むという時期に来ていると思っておりますので、国のほうの対策もしっかり見つめつつではありますけれども、村としては、再三申し上げますが、飯館牛の復活というのは絶対的な悲願でありますし、村民に

とっても心の支えでありますし、ブランドということは非常に大事でありますから、それに向かってしっかり前に進んでいきたいと思えます。

以上であります。

委員（佐藤一郎君） 質問を変えます。54ページ、鳥獣被害防止対策事業ということで、何節にも一応予算が計上されております。そういう中で、この鳥獣対策については、まず捕獲だけでいいものかどうか。いろいろとテレビやあと人づてにちょっと聞こえております。そういうのはドローンでの追い払いとか、あとは猟犬というか猟犬を何頭か放して追わせるとか、徹底したといえますか、一瞬かもしれないけれども、今の本当に鳥獣、猿、イノシシはワイヤーメッシュを張ればそれで済むかもしれませんが、猿の被害が結構横行しております。今の猿が本当に賢くてびっくりしないんですね、脅しても。ですから逆にかかってくるぐらいの勢いの猿たちが多いです。そして結構飯館、宮内にもうちょっと水田つくっているんですけども、そこら辺も少し荒らして行って、大倉などはちょっと水稲など作れないような状況になりつつあります。そういった中で捕獲1本で今後やっていくのか、それともいろいろな情報を得てやっていくのか、伺っておきたいと思えます。

産業振興課長（三瓶 真君） 有害鳥獣対策について、捕獲だけなのか、そのほかの手法も取り入れるのか、検討するののかというお話であります。ご質問であります。

まずその捕獲につきましては、これまでどおりこれからも続けていきたいと1つは考えております。ただその中で、捕獲の仕方については、例えば猿の場合ですと、群れの管理と言われますけれども、いわゆるその加害レベルといいまして、群れの中でも我々人間の生活の中に及ぼす影響、加害レベルが高い群れを優先して捕獲する、あるいは個体数を把握しながら管理をしていくというやり方が有効と県のほうの指導員からも言われているところでありますので、そうしたやり方を今年度は群れの調査をかけておりますけれども、そうした情報を基に更新していくといえますか、取り入れていくというやり方で進めたいと思っております。

そのほかの方法につきましては、村としましても今の捕獲1本ではなくて、例えば、今、伊丹沢行政区ですと県のモデル地区になっておりますけれども、効果的に効率的に有害鳥獣から農作物を守るための講習等をみんなで勉強しながら、効果的な対策を打とうということで取り組んでいる面もありますので、そうした取組を広げていくことであるとか、あるいは令和5年度から実施しておりますが、有害鳥獣の繁殖地や隠れ場所になり得るような雑草の地帯とか河川のところですけれども、そうしたところをなくしていく、あるいは毎月広報で周知をしておりますけれども、イノサル通信という形ではありますが、一般の方でもすぐ実行できるようなその対策なども、広報の紙面を使いながらお知らせをしていくなどということは、また引き続きやっていきたいと思えます。

ご質問の中にありましたドローンの利活用であるとか、あるいはその猟犬の話につきましては、ちょっと私も詳細を、今、存じておりませんので、この辺りのところは県の専門員とも相談をしながら、有効であればその辺りのところは取り入れる検討をしていきたいと思えます。

以上です。

委員（佐藤一郎君） ただいま課長から答弁ありましたが、たまたま水田で相双農林事務所の調査している方に出くわしまして、猿にタグをつけているんだと。捕まえて今、タグをつけるんだというようなお話をしていました。まずこの群れの状況を把握するというのも大事だと思いますが、今どきの先進的な方法でも、何かドローンなり猟犬は先進的ではございませんが、1回に3頭4頭猟犬を放して奥までもう追いやるとか、本当に強い犬ですと猿をも捕獲するというような犬もおります。そういうようなことで今後検討していただきたいと思います。じゃあこれはいいですね。

続きまして65ページ、この農業基盤整備事業がございしますが、予算があります。この事業自体、この何割ぐらい令和5年で終わっているのか。残りがどのぐらいなのか、ちょっと伺っておきたいと思います。

建設課長（高橋栄二君） 基盤整備促進事業でございしますが、作付面積等も分母の部分もまだまだこれからこの確定されないという部分はあるとは思いますが、肌感としましては約半分ぐらいかなと思っております。

委員（佐藤一郎君） まだ半分あるということで、その半分については2年で完成させなければならぬと私は思います。なぜならばというと、水田の転作の交付金、前もいろいろと議会で要望に行ったりして、ちょっと特例を認めてくれと。でもここに来て何か村の執行部のほうからというか、令和8年までに代かきしない水田は転作奨励金はやりませんよというようなことが村に来たみたいですし、また説明会もまだ開いてないんでしょうけれども、なぜ早急にこの基盤整備、水が引けないとか基盤整備やらなくても引けないんじゃないとか、そういうような発想かとは思いますが、我々当地区においては堰のところから全然来ないとか、そういうような状況の場所もあります。ですから水張りなど絶対今のところできません。

今後それについては、現地の説明会ではやっていくというようなお話でしたが、この基盤整備事業が完成しなければ、必ず水は来ないわけじゃないからいいんじゃないのというようなお話ですが、そうではなくて、今後やっぱり今後についての農業政策補助金についても、厳しくやっていくというような話を聞いておりますので、この基盤整備事業を必ず成し遂げてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） まず私のほうから、前段ありましたいわゆる代かきという言葉でご質問ありましたけれども、転作奨励金という単語も出てまいりましたが、恐らく水田活用交付金の直接支払交付金の中の部分かなと思っております。

これはご質問にありましたように、転作奨励金的な性格を持っていることは事実でありまして、水田を活用してそのほかの作物を作った場合に、そこに対して決められた金額をお支払いするというものであります。今、ありましたのは、令和8年度までに1回は水張りをしなさいというルールです。それができない圃場につきましては、今回の直接支払交付金の対象から外しますよということが国のほうから示されているわけでありまして。この水張りルールにつきましては、最初は水稻の作付等の条件があったわけですが、全国的にいろいろと意見がある中で、今1か月の湛水、要は水張り処理をしな

さいということになっておりまして、それができた場合とさらには連作障害が発生していないということが認められれば、水張りルールに適用したこととみなすというような整理になっているかと思えます。

なおその中で、今ほどありましたその基盤整備の部分でありますけれども、やはりその復興の作業等が行われていて、そこに今、現実的に水が引けないというような部分につきましては、その特例の中でカウントの中から除外するというようなことが、今、示されてきているところであります。なおこの確かな部分につきましては、今後確認をしていく必要があると思っています。

以上です。

建設課長（高橋栄二君） 堰から水が来ないという場所があるということでございますが、一応堰に関しましては、村内の部分一通り補修のほうは終了しているかなという認識もございまして、なお改めて詳細を後ほど教えていただければと思います。

委員（佐藤一郎君） 堰といいますか、堰の入り口ですね、もう側溝も堰自体の側溝も詰まっていて全然来ない。それについては、まず早急に次の地区の事業と一緒にやるというような答弁をいただいておりますので、心配ないかなと思います。

そして今ほど、これ基盤整備の質問なんですが、条件、いろいろな転作というか、水田に活用の補助金なんですが、この例外もあるという話は聞いてないんですが、例外はないと。必ず農政局のほうで進めるというようなことなんですが、私の行政区にも水路のない塩ビ管で水を引いている水田やらそういう水田もあります。最終的にはそういう水田も水田としての対象から外れるのか。ちょっと基盤整備には即さないんですけれども、聞いておきたいと思えます。

産業振興課長（三瓶 真君） まずこの水田活用の交付金につきましては、全国的な制度でありますので、まず全国を対象とした一律的な取決めも当然でございます。その中で福島県との協議の中で、今、特例措置と呼ばれる部分についての協議が検討されていまして、私が申し上げましたのは、特例措置の中で被災地特有の事情といいますか、そういうものも鑑みて今回の制度から緩和されたり、あるいはそのカウントが免除されたり、カウントといいますのは5年の数える期間がもうちょっとその期間だけ延びるとか、そういうことも含めて、今、検討の協議中ということであります。

委員（佐藤一郎君） よく分かりました。誤解されている農家さんもいますので、ある程度検討協議が固まったら説明会など開いていただいて、よく理解を求めてほしいと思えます。まずこの水田利活用については、本当に畜産農家とかそういう畑作物をやる農家にとっては、重大なやっばり案件だと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思えます。

次に進みます。次の66ページなんですが、12節に委託料ため池放射性物質対策、これについては小さな池といいますか、堤じゃない、そういうようなあれは対象にしてないんでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） 今現在これらのため池の放射性物質対策工事につきましては、台帳に載っているため池のほうから進めているということです。個人的に小さいため池については、今現在考えていないという状況でございます。

委員（佐藤一郎君） 小さなため池についてはこの事業ではできないと。それでこれについては、自分でとかそういう池をやっぱり払わないと、ちょっと埋まっているものですから、やっぱり新しく借りる農地においても2反3反ぐらいの水田ですけれども、この池を払わないと全然水が来ないような状況にもあります。そういうことでこのため池、放射性物質対策で小さな池も払えるようにはできないものか。

建設課長（高橋栄二君） まずそのため池でもって農地として作付されると、必ず作付されるというところ、あとは受益面積等なども関係してくるのかもしれませんが、そういったまず詳細な、まずこのデータ収集から含めて進めていく必要があるのかなと思います。

委員（佐藤一郎君） まず検討していただいて、できるのであればお願いをしたいところであります。このため池放射性物質、本当に高い濃度の土砂を上げるということで、私がちょっと役場に来る途中にも草野のため池がありますが、本当に土砂を撤去しているのを見かけます。こうなれば本当に100%安心とは言えませんが安心なんだな、そして水も常にたまっている状態で使えるんだなというような状況を拝見しております。今後もため池についての除染については、逐一執行してもらおうようお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

委員長（佐藤真弘君） 質疑を受けます。

委員（渡邊 計君） 私からは、ナンバー4の資料を使ってやっていきたいと思います。

まず13ページ、歳入のほうで私、毎年やっているんですが、村税に関してでありますけれども、資料のほうもいただいておりますけれども、この資料の42ページで、その中で固定資産税でありますけれども、令和4年度の未納額が141万5,100円に対して、今年度の未納額が人数分は5人ほど減って件数も10件ほど減っている割には、金額として801万7,500円という金額になっているわけですが、これ増額になった理由というのはどういうことでこれだけ増額になっているのでしょうか。

住民課長（荒 真一郎君） 令和5年度固定資産税の未納額の増加の原因ですが、課税額の大きい納税義務者において、経営が困難になって資金繰りが難しくなって、今回新たに滞納が発生したということでございます。

以上です。

委員（渡邊 計君） じゃあそれと同じく2つ下の国民健康保険税でありますけれども、これは人数とも件数とも倍に近くなって金額とも倍になったんですが、これらの増額の理由も教えていただきたい。

住民課長（荒 真一郎君） 国民健康保険税の未納額の増加の理由です。大きく2つ2種類ありまして、1つは令和4年分の所得申告が済んでいない方、こちらが4世帯ほどありまして、この世帯については国保税を課税するというのでそのまま未納になったというものと、もう1件が上位所得の世帯1世帯について、未納が新たに発生したということが要因であります。

以上です。

委員（渡邊 計君） ではその下の滞納繰越分の真ん中の枠の下のほうに、広域農業開発事業負担金ということで92万9,552円、これずっと何年もこのまま載っているんですね。そ

れでその下に括弧をして農業負担金が平成7年から平成14年分だと。もう今、平成にすると何年になるんですかということなのですが、これに対して徴収可能なのか可能でないのか、またこれに関してはどのような徴収のための活動を行っているのか、お伺いします。

住民課長（荒 真一郎君） 広域農業開発事業負担金であります。この債務者お1人ですけれども、令和2年に自己破産されております。自己破産をするとその債権はもう消滅ということになるので、村としては回収することはできないということになります。令和5年度に村の債権管理条例、これが施行になりまして、その中でそういう債権については放棄できるとされておりますので、今後庁内での取扱いについては検討してまいりたいと考えております。

以上です。

委員（渡邊 計君） これ私も前から何年もずっと言っているわけですがけれども、この不納欠損、これに入れて不納欠損にできるものは入れて、これ減らしていかないともう何年も同じ金額がずっと載っている。これ村、何やっているんだということになってしまいましたので、自己破産をしたということであれば、来年度にはこれ不納欠損にして消していただきたいなという思いであります。

それと税務のほうで頑張って、今年ずっと去年からやって活動、収納対策をしていただいていますけれども、これ私本当にずっとこの決算ではこの納税のところをいつも聞いておるんですが、この村税とかの滞納金って年間14%でしたか、利率が。これ複利式でいくと5年で倍額になるんですよね。そういうことの周知がちょっとまだ足りないんじゃないかなと。納税しない人にすれば、何年たってもそのときの金額を納めればいいんじゃないかと、あと督促状ちょっと足せばいいんじゃないかという頭なんです、これ5年で倍額になるということを、ちゃんとはがきとか督促書類の中にきっちり書いて、そういう条件を知らしめるべきかなと私は思うんですが、今後の督促状とかそういうものに関して、そういうことをやるような意思はありますか。

住民課長（荒 真一郎君） 延滞金でありますけれども、令和5年度の滞納者に対して催告書を4回ほど送付しております。その催告書明細の中にそれぞれその時点の延滞金の金額を明記しております。そのため納付するのが遅れれば遅れるほど、催告書に明記する延滞金は増えていくということで、納税者には通知しているところであります。

委員（渡邊 計君） これ毎年毎年減っていくならいいんだけど、大体横ばいな感じが見られるわけで、これらに対して頑張っているのは分かるんですが、執行部としてこれらの滞納金、未納金、何%ぐらい回収できるという思いでいらっしゃるのかお伺いいたします。

住民課長（荒 真一郎君） 税金は国民の義務でありますから、完納すべきということで、我々もそれに向けて努力をするということで、もう目標は完納というところであります。以上です。

委員（渡邊 計君） では次、19ページ。19ページの13款1項5目の2節なのかな、下から4つほど升的に上なんです、公営住宅の使用料、これも収入未済額が30万3,900円ほどあ

りますが、これの内訳をお聞かせください。

建設課長（高橋栄二君） こちらは1名分13か月分でございます。

委員（渡邊 計君） 1名分13か月ということですが、これの期間支払いしていない部分の期間というのはいつからいつの13か月でしょうか。

建設課長（高橋栄二君） 記憶ですと震災前の期間ということでございます。

委員（渡邊 計君） 震災前というともう十四、五年前ということですが、人は1名でということですが、いまだに存命できちんとした生活をしてらっしゃるのか、先ほどの聞いたように自己破産とか亡くなったとか、そういうことで不納欠損にせざるを得ない状況なのか、その辺はどちらでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） 不納欠損ができる案件ではないという認識をしております。

委員（渡邊 計君） これ納税のほうは前、先ほど聞いた納税のほうは督促とかいろいろ出していますが、この住宅使用料に関して督促とかそういうものはどのくらいの回数とか、どういう形でやったのか、お聞かせください。

建設課長（高橋栄二君） 督促に関しましては過年度分につきましても年4回程度行いまして、こちらの記載の19ページの備考の欄に23万5,400円が、過年度分未納金から令和5年度に入金された金額ということになってございます。

委員（渡邊 計君） これ一括でなくてもいいので少しずつでも納めていただくようにして、これいつまでもこの住宅使用料も毎年毎年ずっと残ってるものですから、その辺努力していただきたいなと思います。

次に43ページ、雑入に関してでありますけれども、47万7,985円。その内訳が総務費雑入が28万円とあと民生費雑入が19万7,985円となっておりますが、これの内訳内容をお聞かせください。

総務課長（村山宏行君） お時間頂戴いたしまして、後ほどお答えいたします。

住民課長（荒 真一郎君） 収入未済額19万7,985円、こちらについては、借上げ住宅退去時の修繕料等負担金ということで、公的宿舎借上げ住宅に入居されていた方が退去時に原状復帰してお返しするということになるんですが、お1人について原状復帰がそのときにできずに、村のほうでやむを得ずその日を立て替えて、後ほど本人から頂くということでこの負担金が残っているということでございます。

以上です。

委員（渡邊 計君） 借上げ住宅退去時修繕料ということでありますが、これ負担分で本人全額じゃなくて、村のほうも何割か負担しているということでしょうか。

住民課長（荒 真一郎君） 村のほうで代わって立て替えたということですが、本来本人が全部負担すべきものを村のほうで立て替えたということで、村のほうで何か本人に対して補助なり余分に負担したということはありません。

#### ◎休憩の宣告

委員長（佐藤真弘君） 暫時休憩します。

再開は14時50分とします。

（午後2時31分）

◎再開の宣告

委員長（佐藤眞弘君） 再開します。

（午後2時50分）

総務課長（村山宏行君） 休憩前にありました総務費雑入の未収金28万円の内訳についてでございますが、こちら2件ございます。

1件が18万円。こちらは八木沢にありました移住体験住宅、こちらの未納分でございます。この方とはもう連絡全くつかない、どこにいるかも分からないという状況でありまして、それからもう1つ10万円、こちらについては移住者支援で補助金がありましたが、村に一定期間住まなければならないという要件が、たしか期間短くして出て行ってしまったので返還命令が生じたということで、この分の10万円が未納ということで上がっております。この方とは連絡は取ってはいるんですが、納める納めると言いながらも全く入らないという状況でございます。

委員（渡邊 計君） この28万円、去年も決算書にも同じく書かれてるんですね。まるっきり同じ金額で書いてあると。ただ、去年の場合これ何か内訳ちゃんと書いてあったような気がするんですけども。これらも本当に一生懸命督促して、残念ながら不納欠損にしないといつまでも同じことがずっと続いているので、その辺の検討を今後していただきたい。

じゃあ次47ページ、真ん中のほうに7節商工費雑入ということで、道の駅までい館施設管理経費負担金が158万4,591円ということで載っておりますが、前年はたしか189万305円だったと思うんですが、これ下がった理由というのは道の駅のほうの方が頑張ってる道の駅の収入が増えたために管理費が下がったのかどうか、その辺の説明をお願いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 47ページの商工費雑入道の駅までい館の施設管理経費の負担金であります。これは道の駅の役目として公衆のトイレとかそういった部分を村のほうで管理しているんですが、これはそもそも県の施設で県の施設分の管理を村が行っているということで、県からの負担金でありますので、電気料とかそういった部分の管理費用の収入でございます。収入が下がった分については、多分にそういった電気料等管理経費が全体的に下がったというようなことでの、その案分が入ってくるものですから、そういったところで下がったものと推測されるものであります。

以上です。

委員（渡邊 計君） 委員長のほうからお願いしたいんですが、今、推測でということじゃなくて、前年と今年度分の決算での内訳資料として出していただきたい。

次に50ページの下の方に、ここによく予備費支出及び流用増減ということで、予備費から136万2,000円、それで一般管理のほうで5万9,000円、そしてそのほか130万円出て、53ページのほうに報償費と需用費で4万円と1万9,000円で5万9,000円と。そのほか58ページに130万円のあれが出ているわけですが、これらの内訳を聞きたいわけですが、これ予備費結構いろいろ出ていますので、まとめて説明願いたいので、ページ145ページと147ページ。ここに145ページの下段に予備費のことが、金額と14項目、147ページから出ていますので、予備費から流用した理由と経緯をお知らせください。

総務課長（村山宏行君） 調べさせていただいてご回答いたします。

委員（渡邊 計君） これ総務費だけじゃないので、ほかの課にも関係しているんですが、大丈夫ですか。

総務課長（村山宏行君） 基本的には予備費ですので、総務課の財政管理というような形になります。そこからそれぞれの理由があって、各項目、各科目のほうに振り分けておりますので、こちら今、まとめて調べさせていただきます。

委員（渡邊 計君） じゃあ資料出るまで次の質問に行きます。

57ページ中段に7節の報償費、これ、顧問弁護士謝礼ということで110万円ほど載っておりますけれども、たしか前年330万円ぐらいあったのかなと記憶しているわけですが、今回ここまで下がった理由というのは、実際顧問弁護士をどういう形で使ったかという内容での金額だと思いますので、この金額の内容を説明ください。

総務課長（村山宏行君） 顧問弁護士の費用ということでありますけれども、基本的には日々の日常管理で相談事ですね。そういったことでお願いしている部分というのがございます。昨年度非常に多かったということでのご指摘でございますが、昨年場合は裁判案件、そちらがありましたので、その部分については別料金という形で計上されていたというところでございます。

委員（渡邊 計君） この謝礼に関しては、弁護士に執行部が相談する相談しないということに関係なく、年間の契約ということでこのくらいの金額が毎年出るということでありませうか。

総務課長（村山宏行君） 基本的には村の顧問弁護士ということで、一月10万円ということの部分でございました。それプラスいわゆるこちらからの依頼事項、その案件がその数で若干増えるというような状況でございます。

総務課長（村山宏行君） ご指摘のとおり110万円が基本ですね。昨年の場合、令和5年度の場合は個別の案件がなかったということでございます。

委員（渡邊 計君） 要は何も顧問弁護士に相談とか、そういうことがなければ使うことがなければ、年間110万円が契約料とかいうかそういう形でいいということですか。再確認します。

総務課長（村山宏行君） こちら報償費ということでございますので、年間100万円プラス税という形かと思っております。いわゆる係争とか個別案件がなければ、この金額ということになります。

委員（渡邊 計君） では次に59ページ、中段より下、8節、企画費の中の8節、すみません、10節の需要費であります。これ346万円ほど上がって予算化されておりますが、支出が155万円、それで不用額が190万円と。支出より190万円不用額が多いと。これはほかの課でもこういう需要費が出ていますけれども、大抵残っているのが1割5分から2割ぐらいが限度なのに、なぜこれ50%以上残っているのか説明願います。

委員長（佐藤眞弘君） 休議しますか。答弁は。（「休議で」の声あり）休議します。

#### ◎休憩の宣告

委員長（佐藤眞弘君） 休議します。

(午後3時1分)

◎再開の宣告

委員長（佐藤眞弘君） 再開します。

(午後3時5分)

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 資料ナンバー4の59ページ、需用費の不用額が多い件であります。

1つには六次総合振興計画の後期計画の概要版の印刷、3,000部作りましたが、その予算で107万円を見ていたところ、約20万8,000円で済んだというようなもの。それから長泥のコミュニティーセンターの管理の中で修繕料50万円予算を取っておりましたが、修繕すべきものは初年度ということもあって、なかったということでもあります。それからまでいな家短期滞在住宅関係の電気料が47万2,000円と予算化しておりましたが、28万7,000円ということで、十何万円これは予算が不要だったということで、電気料も少し下がったというようなこと、この3件が大きな要因でございます。

それから先ほど、道の駅までい館の施設管理経費の負担金、県からの負担金ですが、これが減った要因というようなことで、資料ナンバー4の同じく47ページの件であります。これは電気料の電気の契約相手方を変更したことが大きいんですが、それで基本料金というか毎月の電気料金が下がったということで、電気料金が下がったことにより、県のほうの負担金下がったということでもあります。

以上でございます。

委員（渡邊 計君） 今、道の駅の要は電気の使う会社が変わったから下がったということですが、今はやりの東北何とか電力というそういう感じの、契約会社が変わったのか。変わったというのはどこからどこに変わったのか、お聞きします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） これはまでいガーデンビレッジのほうで契約の相手方を変えたほうが良いという判断で行ったものであって、どこからどこにというのは、ちょっと今の手元では情報を持っておりませんので、答えられない部分であります。ちょっと後ほどどこからどこに変更になったかというのは、再度確認をさせていただければと思います。

委員（渡邊 計君） 総務課のほうまだかかるみたいですので、では67ページ、12節にこれは税務総務費の中の12節委託料の中で、50万6,000円の予算が上がっているわけですが、これ全額不用額、不用になっているというのは、これどういうことなのかご説明願います。

住民課長（荒 真一郎君） 税務総務費の50万6,000円の不用額であります。資料番号7、決算説明資料の30ページになります。2款3項1目税務総務費、この中の12委託料、国土調査と修正測量業務50万6,000円に対して決算額ゼロ、これは国土調査の時点の修正事案が発生した際、測量を行うというもので、案件がなかったということで令和5年度は支出ゼロとなっております。

以上です。

委員（渡邊 計君） 今、国土調査の修正案が発生した際の現地測量ということで、これがなかったと。ことだったらよくあるかないか分からないのには、よく存目で1,000円とかそ

ういうのが上がっていますけれども、ただこれだけの金額上がって全然使っていなかったものですから今、聞いたわけで、内容は了解しました。（「総務課長、まだかかるのか」の声あり）

委員（渡邊 計君） では101ページまで飛びます。101ページの農道維持費の中の委託料、通常維持住民参加型環境保全事業ということで、これ農道の草刈り、これとかあと今年度は林道とか県道とかも増えているわけでありますが、この事業によってどのような成果が上がっているのかお伺いします。

建設課長（高橋栄二君） 農道、農地費の委託料ということでの住民参加型保全事業でございますけれども、資料ナンバー7の67ページでございますが、7路線の農道について事業を進めてまいりました。草刈りでございます。当然今まで農道、林道等の草刈りにつきましても、なかなか手をつけてこられなかったというところもございまして、この年から手をつけつつ、1度は草を刈って迎えたいというところで、そういった事業の成果があります。今年度も来年度も含めて、1度は刈ってしまおうということで取り組んでいる事業ということでございます。

委員（渡邊 計君） これまでは事業者委託していたのが、今は住民委託と。これその地域地域にもお金が下りるわけですし、その住民たち、参加した住民にも支払いがあるわけがいいことだと思いますので、今後範囲を増やせるならば増やしていただきたいなと思うんですが、村民が少なくなっている中大変だと思いますが、こういうことはどんどん継続してやっていただきたいなと思っております。

次に109ページの真ん中よりちょっと上に、7節報償費としてはやま湖まつり出展報償ほかということで、57万円の予算について支出が26万円、不用額が31万円、これも支出よりも不用額が多くなっているわけですが、この内容をお知らせください。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 支出内容であります。先日個別の説明のときに若干説明をさせていただきましたが、まずはやま湖まつりの出展報償ということで、大倉行政区、それから上柘窪行政区、神楽、それともの駅まごころ運営協議会、それぞれに5万円を支出しております。それで20万円。それから物販イベント出展交渉2件ということで、当日はやま湖まつりのときに出していただいたイベント、バンド演奏、そういったイベント出していただきましたが、そこに2件出したもので6万円ということで、26万円で補償費については間に合ったという内容になっております。

以上です。

委員（渡邊 計君） 報償については間に合ったということでありますが、実際予算がこれに関連したのが、説明資料7の21ページ一番上の報償費ということで、一般報償が37万円に対して6万円しか使っていないということで、この20万円ははやま湖まつりの出展報償ということで4件で20万円使っているんですが、物販イベントのほうが特に37万円にして6万円しか使わなかった。この37万円って実際どこからこういう予算を立てて、その決算が6万円しかなかったのかと、ちょっと説明願いたいのと、もう1つこれはどうでもいいんですけども、イベント出展、はやま湖まつり出展これ、展示会の展なんですよ。これをお店のほうの漢字じゃないかと。大きいナンバーのほうではお店になってい

るんですが、こういうことをちょっとけちつけても申し訳ないんだけども、その説明、37万円と立てた、なぜこれ37万円も必要と最初したのか、そこ説明願います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 当初、物販イベント出展報償で37万円の予算を措置させていただいておりました。できるだけぎわいをつくりたいと、誘客を増やしたいというようなことで、例えば太鼓のようなものとかあとは踊りのようなものとか、演奏等々についても、そういった経費がかかるものも考えていたわけですが、なかなか出展させていただける方を見つけるのに苦慮したというような部分もあります。もう少し時間的には余裕があったのかなと思うので、もう少しイベントの催しをもらう時間を長く取りたいということもありましたが、そういった部分でこの経費に収まってしまったと、もう少し盛り上げたかったという部分もあります。

それでも天候、悪天候にもかかわらず、来客数については前年度とほぼ同じぐらいの客数があったのかなというようなことで、イベント自体は成功裏に終わったというようなことでありますが、もう少しにぎわいをつくりたかったなという反省点を持っているところであります。

また、先ほど出展の点の漢字ですね、誤りだというご指摘ありました。出展及びこの出展とお店の出店両方かなというようなことです。お店は3件、それから神楽の出展のほうもあったということで、もう1度誤り等については訂正させていただきたいと思いません。

以上でございます。

委員（渡邊 計君） 同じくこれナンバー7の今の21ページの上から3つ目に、はやま湖まつりの熱中対策用品ほかということで、27万7,000円の予算にこれ6万円しか使っていないと。これ予算の割に決算額が低いんですが、こうなった理由お知らせください。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 先ほども天候の関係を説明させていただきましたが、当日朝から土砂降りの雨でございました。その影響ではやま湖まつり自体もちょっと危ぶまれた部分ありますが、天気等を見たところ午後には雨が上がるというような判断の下、開催させていただいたものであります。朝の時点で熱中症対策、太陽が出てそれはないだろうという判断もありまして、その対策としての飲料水確保とか、そういった部分についての量の制限等もあって、この金額で収まってしまったという内容でございます。

失礼しました。委員長、失礼しました。雨の開催は今年の開催であります。去年は天気がよくて開催をしていたところであります。大変失礼しました。内容は飲料水等の確保、あとは氷等の確保も必要なのではないかと、そういった温度対策とかそういった部分も必要なのではないかとということで、そういった機器類も検討したところでありますが、最終的には飲料水、そういった部分の確保をして、あと場所についても、何かあった際には体育館の中も使えるだろうということで、外での対応ということでなくしたという部分で、経費については精査をさせていただいたということであります。失礼しました。

委員（渡邊 計君） 今、雨だったからと温度が上がらなかったと。だからそうか今年ね、去年、だから去年の段階でこの27万円が6万円ということは、飲料水とかそういうものということなんですけれども、これ対策用品ほかということなんです、6万円しか使っ

てない。じゃあ27万円の予算を立てたとき、どういうものが必要で対策用品ほかということで、27万円の予算を立てたときの見積りの内容はどういうものだったのかお聞きいたします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 当初の予算の中身について、今、手元がないので、ちょっとお時間いただいて確認させていただければと思います。

総務課長（村山宏行君） 先ほど渡邊 計委員からご質問がございました資料ナンバー4の144ページ、145ページ、予備費の内容についてでございます。

1つずついきます。まず1つ目の一般管理費報償費へ充当ということでありますが、こちらについては村の表彰式で、当初5名程度予定をしておりましたが、6名表彰者受賞者がいたということで、1名足りない分を流用活用をしたということでございます。

2つ目の一般管理費需用費ということでありますが、これビレッジハウスのガラス、これが風で割れまして、ここを緊急に直す必要があったというところで、こちらに流用でございまして。基本的には流用ですので、当初予算に見ていなかった突発的なものに緊急的に対応するというところでございまして。

同様に3番目、企画費積立金へ充当というところでございまして、こちらにつきましては、陽はまた昇る基金への基金の積立てでございまして。要は太陽光発電、ここまで昨年天気よかったということで非常に成績がよかった、村への寄附も増えたということがありまして、不足額分を予定よりも増えた分を予備費のほうから支出の枠を取るために充てたというところでございます。

続いては146ページ、147ページ、4番目でございまして、これは児童福祉総務費の償還金利子及び割引料へ充当ということでありますが、こちらは国庫返還金、こちらについて予算のほうで記載漏れがあったということで、返還金のほうを計上させていただいたというものでございます。

続いて、農業振興費役務費への充当47万1,000円でございまして、こちらについては共済ですね、村で整理しました農業機械、こちらの共済費のほうを予算化していなかったためということでこの分を計上しております。

それから観光費報償費へ充当ということでございまして、こちらフットパス造成事業ということで、これまで全く予定していなかったフットパス、この事業について出すということでこちらの報償が計上させていただいた4万5,000円でございまして。

続いて観光費委託料へということで89万2,000円でございまして、こちらについては、これは返還金ですね。失礼いたしました。道の駅の厨房の配水管の修繕工事でございます。こちらについても、床のほうに何か水がたまるということを緊急に直さなきゃならないということでの対応でございます。

続きまして9番目が商業施設、それから続いてこちらが配水管、同じく道の駅の配水管の修繕料でございます。412万5,000円、こちらが配水管の工事ということでございまして。それから繰り返しになりますが、89万2,000円については、こちらについては道の駅の床下、漏水によって汚れたということで、この清掃業務の分、この部分をお願いしたということで委託料等で89万2,000円ですね。失礼しました。

その下51万9,000円。こちらが商業施設整備事業の不動産鑑定料、こちらの部分予算化をしていなかったということがありまして、この部分を予備費からということでございます。

続いては、住宅管理費委託料へ充当2万3,000円でございます。こちらについては害虫駆除、シロアリが出たというところで、この部分を急遽予備のほうから充当させていただいたというものでございます。

続いて、消防施設需用費で、こちらが41万4,000円でございます。こちらについては、飯樋の火の見やぐらといいますか屯所といいますか、そこの前で漏水がありまして、その修繕のため予備費から充当でございます。

続いて12番目、消防施設役務費へ充当で6万5,000円でございますが、これは地下式の消火栓、こちらの部分で重量物が通ったり期間が過ぎたということで、なかなか蓋が開かないものがあるということが分かりまして、その部分を調査するというところで点検の作業に、6万5,000円でございます。

それから下から2つ目、災害対策寄附金へ充当で100万円。これは能登半島地震、こちらについて寄附ということで、村のほうから送らせていただいた部分でございます。石川県の町長会のほうに通じて送らせていただいたというものでございます。

それから教員住宅費ということで6万4,000円でございます。この部分については、教員住宅のエアコンの修理ということで、こちらについて対応させていただいたということでございます。

以上です。

委員（渡邊 計君） 今回予備費から980万円ほど使っているわけですが、予備費の残が20万円と。当初予算が1,000万円だったということでありまして、これ予備費を置いておかないと、よく緊急で必要だとなると使って、専決決算とかという形が以前かなり多かったです。今回こういう予備費があるので、専決もしなくても十分間に合っているということですが、実際残りが20万円しかない。それで、今年結構多いのが集中豪雨ですよ。線状降水帯による。そういうものが、いや、地震とかの被害、そういうことも起きた場合にもこういう予備費から充当できれば一番早いことなので、この1,000万円ですり足りのかと。実際今年20万円しか残らなかった。これ前は500万円しかなかったのかな。予備費を増やしたらどうだということである程度増やしたわけですが、予備費は予備費で使わなくても不用額にはならないと思うんですが、書類上は不用額に載っているわけですが、です。この決算というのは、来年度の予算に対して我々質問しているわけで、予備費の増額あり得てもいいのかなと思うわけでありまして、これ三、四年前話したときには総予算の何%まで予備費見れるよという話もあったわけでありまして、ぜひ来年度に向けてこの予備費の増額を検討いただければありがたいと思っております。

それでちょっと戻りますが、先ほど59ページの需用費で不用額が多いということで、さっき説明いただいたんですが、企画課長のほうから印刷製本費が107万円見ていたところ20万7,000円で済んだということですが、これ107万円の内訳がどうなって、20万円の内

訳がどうなのか、説明をお願いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 資料ナンバー7の12ページの下のほうにあります飯舘村第六次総合振興計画後期計画概要版の印刷製本費であります。もともと概要版がいいのか、それとも全て概要版ではない製本を作ったほうがいいのかというようなことで、当初は製本版、全部載ったものを作るということも考えられるだろうということで予算化をしたところであります。ただ、執行する状況の中で概要版を全戸配布、それから製本版については、村のほうで必要な方については適用できればいいんじゃないかという検討の中で、概要版の印刷製本ということでとどめたという結果内容になっております。

以上でございます。

委員長（佐藤眞弘君） そのほか質疑はございますか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 先ほど質問がありました道の駅までい館の電気会社、どこからどこに変更したのかということであります。従前株式会社U S E Nのほうとの電気の契約をしていたものを、昨年ミツウロコグリーンエネルギー株式会社に契約相手方を変更したということであります。

それからはやま湖まつりの消耗品関係であります。当初この金額を取っていた内訳はということでありますが、消耗品としての部分、消毒用品、そういったものも熱中症対策と併せてコロナ対策について必要だという部分がありましたし、あとは花火のとき、観覧するときの敷物、段ボール等を準備しましたが、そういったものについて事務費の中で見ていた部分を、全体的な補助事業として支出した補助金の中で、業者のほうで手配をして行っていたという部分で、事務費のほう、事務局というか役場のほうで準備する物からはその辺が削減されたということで、全体的に経費が落ちたものであります。

以上でございます。

委員（渡邊 計君） ではあと資料を頂いていますので、資料のほうについて質問していきたいなと思います。まず2ページ、風力発電所視察報告ということで上がっておりますが、これ報告は上がっておりますが、これ日にちは書いてありますが、これ何名で行ったのか。それからこの視察の目的は何だったのかお知らせください。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 追加資料の2ページであります風力発電所の視察報告、それぞれの人数と目的ということであります。

まず人数につきましては、秋田県の能代市の視察については職員2名が視察をしております。あと2番の北海道留寿都町視察については、職員は1名で視察ということであります。その下の3番の北海道松前町施設については、11月14日と3月25日、2回行っておりますが、それぞれ2名ずつの視察参加でございます。

目的としては、今ほど村のほうでも風力発電施設等が矢木沢地区のほうにも、今、建設中でありまして、ここが今、これから建設するかもしれないというような業者も動いている中であります。村のほうでも風力発電の先進地で、先進地の風力発電の受入れ状況とか運行運営状況、そういった部分をしっかりと学ぶ必要があるだろうというようなことで、視察研修を行わせていただいたところでありまして。

以上でございます。

委員（渡邊 計君） ここに視察報告ということで上がっておるわけですが、これ読んでみますと、向こうの説明したものをそのまま書いてあるとしか読み取れないと。視察した側の感想としてどうだったかというものが載ってないんですよ。というのは、この風力発電に関して、これ道の駅もそうですが、全国で成功している例というのは15%だそうです。ほとんどのところがうまくいってないという結果が出ております。それでこの風力発電、今後飯館に建つことがよしとするのか駄目とするのか、その辺をどちらとして考えて視察に行ったのか。この行った先だけ見ると、よしとしてそこだけを見てるんじゃないかと。85%が失敗しているとなれば、それらのなぜ失敗したのか、そういう現場も見に行ってくるべきではないかと。提言しているのは川俣町、今回境界から1.5キロ、直線距離で1.5キロ以内には建てさせないという、そして風力発電の反対であるという条例を出したわけですが、そのためには失敗したところ、うまくいっているところ、両方視察に行って、そして議会及び職員、それで話し合いをしてそういう条例をつくったと、ということであるならば、これ成功したところだけ見に行ったら仕方ないですし、説明に関して何がよくて何が悪い、これの感想が書いてない。ただ見に行ってきた説明を受けてただけとしか考えられないような説明なんです、実際これで見に行ってきたそれがよかったのか悪かったのか、どういう結果が出ているのかお聞かせください。

委員長（佐藤真弘君） 渡邊委員、決算委員会に関する質問でお願いします。

委員（渡邊 計君） これ恐らくこういう視察は今後増えていくので、来年度の予算に関わってくることなので、内容を聞いております。

副村長（高橋祐一君） 風力の視察ということですが、いろいろ村内の中でもままでの再エネの部分での風力があります。また、野馬追サステナジーということでのいろいろな協議が上がってきているという現状と、あともう1つはもう一社のほうからもそういう環境影響調査をしているという状況がございます。

そういう中で、一つは村内にある風力の部分でのいろいろな問題点があったというところで、そういう問題点をどういうふうに解決しているのかというところの確認という部分と、ここにもありますけれども、やはり売電だけではなくて地域の貢献なり、防災対策というものがどういうものなのかというところで、私は松前町に行ってきましたが、やはり防災時にこの地域マイクログリッドという形で、蓄電を利用して公共施設に電気を送るという形の政策を取っているというところがありましたので、そういうところを村にどういうふうにか村の中でプラスになるかどうかという形での展開をしてきたところでもあります。当然なかなかその技術的な問題はあるかと思いますが、一つは自然エネルギーという部分の活用を、やはりその地域でなければできませんよという地域的な優位性というのが松前町にもあったかなと思っています。村もそういう部分であります。ただ、景観的な部分もやはり松前町の中でも、乱立した風力ができているという部分があります。ですからそういう部分をしっかり精査していけば、ある程度松前町の財源的な部分にもなるし、その地域への貢献という部分で、ある程度成功失敗というのはどこでそれを言うか分かりませんが、有効な活用の方法という形で私のほうで

は見えてきたところでもあります。そういうところをいろいろ検討しながら、今後の村の再生可能エネルギーというところを生かしていきたいなと思っております。

委員（渡邊 計君） 副村長から、この日本初となる地域マイクログリッドという言葉が出ましたけれども、これある業者が、今、進めておりますけれども、調査を。その業者が説明しましたけれども、このマイクログリッドを造ったはいいけれどもまだ1度も試していないということでもありますので、それを直接真に受けていいのかどうか。今後、日本で最も美しい村連合に参加している村として風力がどうなのか、今後、こういう発電所、いいところ悪いところ、風力発電見て今後の飯館に生かしていただきたいなと思います。

次、3ページと4ページにある事業全体の概要ということで、この飯館魅力向上発信業務ということで、大きな枠では4項目ほど上がっているわけですがけれども、これ人数とかいろいろ出ておりますけれども、これのそれぞれの大きい1の中の（1）、（2）、小さいのはいいです。大きい1、2、3、4、これの予算の内訳、予算というか決算額の内訳をお伝えください。それとこれらによってどのような成果が上がったのかをお知らせください。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） しいたて魅力向上発信業務であります。業務自体は1本で相手方との契約になっております。精算で内訳が提出されているかどうかちょっと確認をさせていただければと思います。

成果については先ほど横山委員のほうから質問あった中でも、若干お話をしましたが、こういった大きな1番、大消費地での「食べる、買う」化を促進するイベント開催等については、人数も結構な客が来て、直接村のほうと消費者の方とのそういった会話もありまして、村のことをよく知ってもらったということではよかったのかなと思っております。

このしいたて魅力向上発信業務であります。これは飯館村をPR、発信するというような業務であります。それで人数とかそういった部分でどのぐらいの人数が集客があったとか、そういった部分まではちょっと把握しておりませんが、村の情報をどんどん発信するというのが、この業務の目的でありますので、十分成果があったのかなということでもあります。

また、大きな2番の大学連携についても、大学生主体になって一生懸命村の情報発信していただいた。あと商品開発、発信コンテンツの制作という部分では、佐藤一郎委員からもありましたが、飯館牛などを使って村のもともとあった村の産品、そういったものを工夫しながら開発を行っていったというような部分でもあります。

あと4番のSNSを活用した発信についても、セミナーの実施、あとホームページ、SNSでの発信ということで、特にSNSの発信については全部で272回、4万6,000数を発信したということで、情報発信に努めたということで、大きな成果ではなかったかなというところでもあります。

以上です。

委員（渡邊 計君） 今、客数とか何か分からないと言ったけれども、例えばこれ（2）番のエキナカ飯館フェアの開催の中では、宮城県で杜の都のビールまつり、あるいは杜の都

のワインまつりという、この参加している中で、ここには飯舘村の産品、何か出品をして、それで15日は150人とか16日400人、17日400人とか、これ人数出ているわけですけども、こういう人数に対して村のものがどのくらい用意されて、それが果たして十分間に合う数だったのか。そういうことに対してあとは要は来た人たちの感想を聞いたのか。そういうところがこういう事業をする上での一番大事なことではないかなと。ただ人数だけで何食用意しました。そういうのでは単なるやりましたよだけの話であって、要は飯舘から飯舘ではこういうものを作れてこういうものがありますよと。それを出品しているわけですから、それに対しての感想とかを聞いて、それが成果だと思うんですけれども、これらの事業は、私から言えばこれまた継続していくのかなと思われるわけですが、であるならば、そういうところまで細かくして、何か今、課長から言うと、この4分野全て委託したと。もう丸投げ状態で終わったような説明なんですけど、その辺のところはどうなってるのか、詳しくお聞きいたします。

村長（杉岡 誠君） より詳しいことはちょっと担当課長のほうからご説明しますが、私も参加させていただいた中で、消費者の方々から直接私はお聞きしましたからそこをお伝えしたいと思いますが、例えばこの1のポップアップストアの中のRoute 227s' Cafe、2月1日から2月29日のまる1か月間、その店舗内を完全に飯舘村のものを画面で流しながら、あるいは枠も全部飯舘村のもので飯舘村の特設メニューということで出していたで、その中でたしか凍み餅のイタリアン風の食べ方とか、あるいはパスタだったかな。あともう1つ飯舘の牛かな、が出るということで、それを来た方、私頑張って1人で行きましたが、周りの方々がやはり飯舘のものを選んで発注してくれていると、いやこんなおいしいねっていうことだったり、あるいは凍み餅ということ、こういう食べ物あるんだねということで、あれチーズとトマトと一緒に食べるということで、村の中ではまずそういう食べ方しないんですが、そういうことを工夫して出していただいたというのは、非常に私黙って聞いていましたが周りの消費者の方のいい感想を聞いたなという記憶がございます。あと店舗のお店の女の子も昔、私、飯舘に行ったことあるんですよということで、非常に飯舘がここで発信されればうれしいと思うんですということを、実は帰り際に話をさせていただいたということがあります。

あるいは仙台のオクトーバーフェストかバル、どちらかだったと思いますが、行きましたが、村のキュウリかな、出したらもう全て売り切れてしまって、あと村の方がそこに来て入り口近くだったと思いますが、売ってるその姿は非常にいいということで、中のビールとかのほうにみんな行って、一通り飲んで食べて帰ってくるんだけど、出口で村民の方と話しているうちにそんなものがあるのねということで、かなり手に取って実は物が足りなくいうのを私自身も拝見をしているところです。

それから、大学との連携は明治大学の分だけ私、行きましたが、もうこれは職員も2人ぐらい一緒にいたし、村の方も数名行きましたが、大学生が完全に主になって売っていると。大声で叫びながら飯舘のもの、こんなにいいものあるよということでやっていたから、村の魅力を大学生が非常に理解をして発信してくれる、あるいは大阪大学は私行っていませんけれども、こちらは完全に全部売り切ったということで、非常によか

ったということで行った職員からも話を聞いています。

あるいは発信コンテンツの制作の中でも、これ私いろいろと聞かれた部分をお答えしたいということがあります。あとSNS関係ですか、NHK研修のみんなの今日の料理、私もちょっと参加をさせていただきましたが、これは非常に生放送なので、その時々にながってくる質問事項にその場で答える、私だけじゃなくて肉の生産者さんであったり凍み餅の生産者さんが話すということは非常に好評だったと記憶をしております。

あと専用のホームページ、月3回ですが、たしか食と暮らしというページを村のホームページにリンクしていると思いますが、あれは非常に読みものとして非常にいいねということ、私個人的に何人も言われていて、あれはぜひもっと上げてくれと、食べ物だけじゃなくて生産している人たちの思いとかというものが定期的にながっていくのは非常にいいね。あとSNSもかなり頻度よくながっていくものですから、特にインスタグラムですかね、インスタグラムやっている方からすると、非常に村の情報が豊富にながてくる。しかも生産者さんにながかなりクローズアップした形にながてくるのは、非常にいいねという言葉は私自身もお聞きしましたから、私にながるものは非常に少ない機会にながかわらず、そういう声をいただいているということなので、多分担当課はより以上の成果を感じているのではないかなと考えているところでもあります。

以上であります。

委員（渡邊 計君） 村長、今の村長の答弁のようなものが、それこそ我々は欲しいんです。成果がどういう成果があったのか。ここに書いてあるのはあくまで業務内容、でも業務内容でもどういうものを出品したのか、どういう食事を提供したのか、それは書かれていない。でも今、村長からそういう内容を伺いましたので、大分分かったんですが、その中でも村長が実際行ってないところもあるわけで、それらの成果概要ですね、今のよう。それは後で文書として書類として出していただきたいんですが、だって成果、問題はこういう事業をやるということは、成果がどういう成果がながったかですよ。ただこれ、こういうことをやりましただけで、だってこれ新しいとかここ二、三年の事業でしようけれども、どういう成果がながっているか、成果がながらなかつたらやる必要ないんです。予算化する必要ないんです、来年度。こういう今の村長から言うと、飯館村からこういう飯館村特産のものを出したり、そして飯館村の材料でいろいろな調理を変えてみて、変えたいろいろなものを出してもらって、それに対してどういうお客さんからの反応があった、あるいは向こうで店側のどういう反応があった、これが成果だと思うんですよ。ただこれ業務内容だけ書かれたって、じゃあ来年どうするんだ。このままだったら私反対しますよ。どういう成果がながったか分からないんだから。今、村長の話聞いて、ああそれなりの成果がながっているんだなと思ったので、ぜひ継続してやっていただきたいなと思いますので、後でこれの成果に関してきっちりとして出していただきたいと思います。

委員長（佐藤眞弘君） 渡邊委員、決算委員会ですので、総括質疑なので資料請求はできない。

委員（渡邊 計君） 決算だからこそ成果を聞かなきゃいけないんであって、単なるこんなじゃ成果として、事業に対してどういう成果がながっているか、

委員長（佐藤真弘君） 成果は今、村長から聞きましたよね。

委員（渡邊 計君） 村長のは話だけじゃ足りないから、村長も一部しか行ってないんだから、4事業やっているんだから4事業に対してきちっとした成果を、これ決算委員会の中で必要なのは、（「休議」の声あり）

◎休憩の宣告

委員長（佐藤真弘君） 休議します。

（午後3時53分）

◎再開の宣告

委員長（佐藤真弘君） 再開します。

（午後3時55分）

◎休憩の宣告

委員長（佐藤真弘君） 休議します。

（午後3時55分）

◎再開の宣告

委員長（佐藤真弘君） 再開します。

（午後3時57分）

◎散会の宣告

委員長（佐藤真弘君） 本日の委員会の終了時間が迫っております。

まだ質疑のある方はおりますか。それでは明日も引き続き総括質疑を行います。午前10時からこの場にて開催しますので、定刻までにご出席くださるようお願いいたします。

本日の質疑はこれで終了します。

ご苦勞さまでした。

（午後3時57分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年9月10日

決算審査特別委員会委員長 佐藤 眞弘



令和6年9月11日

令和5年度飯館村決算審査特別委員会記録（第3号）

令和6年9月11日、飯館村役場議場において午前10時00分より開催された。

◎出席委員（8名）

委員長	佐藤真弘君		
副委員長	佐藤健太君		
委員	飯畑秀夫君	横山秀人君	佐藤一郎君
	渡邊計君	菅野新一君	佐藤八郎君

◎欠席委員（なし）

◎説明のため出席したものの職氏名

村長	杉岡誠	副村長	高橋祐一
総務課長	村山宏行	村づくり推進課長	佐藤正幸
住民課長	荒真一郎	健康福祉課長	石井秀徳
産業振興課長	三瓶真	建設課長	高橋栄二
教育課長	高橋政彦	生涯学習課長	山田敬行
会計管理者	庄司稔	農業委員会事務局長	三瓶真
選挙管理委員会書記長	村山宏行	代表監査委員	高野孝一

◎職務のため出席したものの職氏名

事務局長	志賀春美	書記	伊藤博樹
書記	巻野凌		

## 飯舘村決算審査特別委員会記録

### ◎開会及び開議の宣告

委員長（佐藤真弘君） おはようございます。

昨日に引き続き、決算審査特別委員会を開きます。

（午前10時00分）

委員長（佐藤真弘君） 繰り返しになりますが、質疑の際は挙手の上、委員長の発言許可を受けてから、決算書等のページと項目、事業名などを示し、できるだけ簡明にお願いします。

また、答弁者も同じく簡明にお願いします。類似、繰り返しの質問は極力避けてください。

これから質疑を許します。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 昨日、横山委員からありましたイイタネちゃんアプリに投稿された画像等のデータについてはどうなっているのかということですが、最終的に村でそういった投稿されたものについては保管されております。ただ、今回のLINEというようなことで切り替えてシステムが全く違うものになったものですから、そこから連携して過去のものを見るというのは少し難しいのかなというようなことであります。村でデータは管理をしているということでもあります。よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、昨日渡邊委員からありましたいたて魅力向上・発信業務の実際の実績、かかった費用と、あとは成果についてまた再質問があったものであります。

費用についてであります、追加資料3ページになります。

大きな項目というようなことでありましたので、まず、大きな1)の大消費地での食べる・買うを促進するイベント開催と情報発信事業については、約1,207万円であります。次のページ、4ページになりますが、大きな2)の大学連携による情報発信事業であります、これは約246万円であります。

3番目の発信コンテンツの制作、商品開発業務については約667万円、4番のSNS等を活用した情報発信事業については約874万円というような内容でございました。

それから、成果であります、まずポップアップストアを2回展開しております。1番の(1)のポップアップストア、これについては1回目は日本橋福島館MIDETTEで3日間行ったものであります。福島県のアンテナショップを活用して、施設入り口に特別販売コーナーを設けるとともに、飲食コーナーにて村生産者の協力で郷土料理定食、あと村産のどぶろくの飲み比べセットを提供したものであります。これについては、アンケートを取っております。その中で、一番印象に残ったことということで、実際に現物を見て、農産物がとても新鮮ですぐに購入したくなって購入させていただきましたというふうなこともありました。また、飯舘村へのメッセージ等についてお話を伺ったところ、今回の定食がすごくおいしかった、また凍み餅など珍しいものもすごくおいしかったというような感想。それから、これからも地場のものを食べて応援してい

たいというふうなお声もいただいたところです。またさらには、以前飯舘村を訪問させていただいたことがありましたが、1日来ただけで大好きになった、また訪問したいというふうなお声もいただいたところです。これからも楽しいイベントをどんどん開催していただきたい、またいずれ行ってみたい、SNS等で飯舘村をもっともっと調べてチェックしてみたいというふうなお声もいただいたところでありました。

2回目開催のRoute 227s' Cafeで行いましたポップアップストアですが、これは1か月間行ったところでもあります。その2回目の開催、フェアメニューとして、トリュフ香る飯舘産黒毛和牛のライスボール、これが126食提供されました。飯舘山黒毛和牛となつはぜのパスタについては164食が提供されました。ごんぼっば餅のサルティンボッカということで31食提供されました。あとはいいたて雪つ娘カボチャのプリンとあぶくまもちの甘酒ジェラート、これが81食提供されたものであります。これについても、アンケート、コメントですが、これは、飯舘村の事前の記事、仙台タウン情報誌*m a c h i c o*による情報発信サイトから飯舘フェアをやりますよということで事前告知を十分に行ったという中で、来てくださいというような告知を行った中で、告知のアンケート、コメントをいただいたものをまとめております。代表的なものと、見るからにおいしそうでいろいろなものを少しずつ食べてみたいなというふうなご意見、あとは食べ比べのようなものをしてみたい、いろんな風景いろんな場所いろんな人いろんな物で村を感じたいですといご意見ですね。あとは、見るからに郷土愛があふれていてぜひ行ってみたいという気持ちになりましたというような感想もいただいております。また珍しい食材、凍み餅、なつはぜ、そういったもの、またプリン、ジェラートもとてもおいしそうなので食べてみたいというふうな事前感想等もいただいております。あとは、写真等だけでなく飯舘村のことも発信しておりますので、魅力あふれるすてきな場所ですね、ぜひお伺いしたいというふうな1件、あとは中に写っておりました工房マートルさんに行ってみて、花のキャンドルとてもすてきですという話。またなつはぜ今回初めて知りました、いろいろななつはぜの料理を食べてみたい、そういった意見をいただきながら、開催をしたというふうなことになっております。

それから、駅ナカいいたてフェアも4回開催しております。

これについても、1回目は杜の都のワイン祭りということで仙台で開催しております。村の郷土料理の提供をはじめ加工品やどぶろくなどを通じて村の魅力やおいしさをアピールしたものです。

2回目については5日間行っております、これも仙台で、杜の都のビール祭りということで参加をしてまいったところです。飯舘村の多様な魅力を発信するため、5日間それぞれ毎日テーマを切り替えながら展開をしてきました。

3回目については、銀座の駅中ということで東北3県ふるさと市の中で、東北復興イベントに村としても出展をしてきたところです。村の加工品、工芸品の魅力と併せてパンフレットなどを活用しながら飯舘村の今の状況を紹介をしてきたところです。このときは銀座駅を往来するビジネスマンをはじめ外国人の方々も多数来所していただいたというふうな結果になっております。

4回目については、宮城県Route 227s' Cafe、国分町で1日、先に申しましたポップアップストアの開催期間中に相乗効果を持たせるということで、参加型のワークショップを開催したところです。村の工房マートルさんと連携をして、村の産品や工芸の魅力、また村の食材おいしい食べ物を味わっていただいたということで、これは8人募集したところ8人参加ということで、埋まったというような内容でありました。この4回目のフェアのときには、参加者からアンケートを募っているところでもあります。ワークショップと、あとはそのときの食事で飯舘産黒毛和牛となつはぜのパスタを提供して、食事を楽しみながらその後ワークショップも堪能していただいたということであります。ワークショップでは初めてのキャンドルづくりをさせていただいた、今日をきっかけに飯舘村への興味がすごく湧いてきましたというお声、あとは、地元産の食材の料理とフラワーキャンドルのコラボの企画とてもすてきでした。またこのような機会をたくさん行っていただきたいというふうな声、また機会があればぜひ飯舘村へ行きたい、ぜひ行ってみたいと赤ワインと飯舘産黒毛和牛となつはぜのパスタを堪能しながら自分だけのキャンドルづくりをさせていただいてとてもよい時間を過ごすことができましたということでもうれしい感想をいただいたところでもあります。

また、そのほか、発信コンテンツの制作、商品開発であります。これについては、最後にテスト販売も行っております。一昨年開発をしましたあぶくまもちシュウマイと、それから昨年開発しました飯舘グルメソーセージとホワイトミネストローネのテスト販売を実施したところでもあります。その中でも感想をいただいております。ホワイトミネストローネについてはハーブがちょうどよくておいしかった、また牛すじのこりこり感が最高で絶品でしたというふうな好評をいただいております。また、あぶくまもちのシュウマイについては肉の味わいがとてもおいしかったというふうな感想、そういった感想等もいただいております。まさに村のそういった魅力発信によって素晴らしいお声をいただいて、村のことをどんどん知っていただいたというような事業になったのかなと思っております。

アンケートなどでも分かるように、初めて飯舘村を知っていただいたり飯舘村にぜひ行ってみたいという方が多く見られました。加えて、生産者自らが出向いて消費者の皆さんと直接お話をしながら交流を深めるというようなことも行っております。これによってその方の人柄のよさも含めて村を好きになっていただいた方も多かったのかなと思っております。飯舘村の食材や産品のよさ、それに環境のよさ、そして人のよさを知っていただく大変有意義な事業内容であったかなと思っております。この事業の実施によって、幾らよいものを生産してもその魅力を発信していくことがいかに大事かということを改めて再確認できた事業だったということでもあります。

以上でございます。

委員（渡邊 計君） 丁寧な説明ありがとうございます。そういう成果がはっきり分かるようなものが私たちは答弁として欲しかったわけですが、昨日ちょっと足りなかったのやっただけです。今の説明はちょっと書いているんですけども、追いつかないので、もしよろしければ後文書で出していただければと思うのですが、よろしいですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 決算審査特別委員会の記録を議会事務局で記録をしているかと思しますので、後ほど議会事務局にその請求を求めていただければと思いますが、どうでしょう。

委員（渡邊 計君） これを文字起こしして出てくるまで1か月半2か月とかかなり時間かかるんですよ。今書類あるわけでしょう。文書で出していただきたい。いかがですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） じゃあ、委員長の判断にお任せしたいと思います。

委員長（佐藤眞弘君） 渡邊委員、総括質疑なので、資料請求は。（「資料じゃない、書き切れないから文書で出していただけないか」の声あり）では、それは議会事務局のほうで、議事録後で。協議します。

◎休憩の宣告

委員長（佐藤眞弘君） 暫時休憩します。

（午前10時13分）

◎再開の宣告

委員長（佐藤眞弘君） 再開します。

（午前10時21分）

◎休憩の宣告

委員長（佐藤眞弘君） 暫時休憩します。再開は10時40分とします。

（午前10時21分）

◎再開の宣告

委員長（佐藤眞弘君） 今ほど議員で打合せをしまして、実績報告書を議会で閲覧することになりましたので、報告書を議会事務局に提出をお願いしたいと思います。

それでは、質疑再開いたします。

（午前10時40分）

委員（渡邊 計君） 昨日資料頂いていますので、それについてちょっと関連して質問しますけれども、ナンバー4の111ページ、いいですか。これの12節の委託料の中に道の管理業務として、道の駅できてからずっと出している金額でありますけれども、今年の決算額が2,898万5,000円ということですが、当初予算で3,680万円だったかなと思うんですが、これだけ、700万円から減った理由はどういうことでこれだけ減額になったのでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 大きくは電気料が、相手方を替えたというのもあってか、電気料の金額が大きく下がったというようなことで精査をさせていただいたと、協議の中で精査をしてきたという中身であります。

委員（渡邊 計君） 単に電気料だけで700万円も安くなったんですか、それ以外の要因は別になかったわけですか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 前年度と比較をしないと詳しい部分が分からないので、お時間いただきたいと思います。

委員（渡邊 計君） それと、資料を頂いていますので、道の駅とかあるいは村民の森の資料を資料請求で頂いておりますが、それで、前回道の駅の年度協定あるいは協定書にちょっと問題があったかと思うので、今回きこりの協定書を頂いたわけですが。内容は分か

りますが、1つだけ確認のため聞きたいことが、説明資料の27ページに、一番上のほうに、指定期間が令和4年4月1日から令和6年3月31日ということになって、この決算が3月31日までの決算ですのでこれで分かるのですが、これは期間切れているので、次年度の協定書というのは新しく作ったかどうかだけ確認させてください。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今年度令和6年度のことかと思います。6年度については4月1日付で新たに基本協定を結んで動いているところであります。

委員（渡邊 計君） 次に、ナンバー7の資料23ページ、7款1項2目の中の7節報償費についてお伺いします。これは、ふかや風の子広場でのイベント講師謝礼ということで、5万円の予算で1万円しか使っておりませんが、このイベント講師謝礼、これの内容をお伺いします。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） すみません、手元に資料を用意してございませんでしたので、確認させていただきます。

委員（渡邊 計君） では、ずっと飛びまして49ページの18節、といたしても18節いっぱいあるので下から3つ目の升の水稲害虫防除対策事業ということで、カメムシ防除に対することで38万2,000円に対して38万1,700円とほぼ満額の決算で出ておりますが、これらの成果、結局野焼きができないための事業だと思うんですが、これらの成果と今後来年度継続とかあり得るのかお伺いします。

産業振興課長（三瓶 真君） まず、カメムシの成果と来年度の継続等があり得るのかというお話であります。まず、成果といたしましては、こちらの予算説明資料にありますように、今回カメムシの防除ということで補助金が10アール当たり700円、これを17軒の農家に対して交付をしたと。その結果38.18ヘクタールにおいてカメムシ防除が実施されたということになります。今後の継続に関しての考え方ではありますが、令和5年度に、県の相双農林事務所が発行しております相馬地方における水稲の品質低下の原因と対策というものがございまして、令和5年度かなり暑い日が続いた中で、飯館村の中では一等米にならなかった比率の理由という中で、高温障害というものはあまりなかったんですけども、割合としてやっぱり高いのがカメムシであったというような報告がされているところであります。実に、主要銘柄であります里山のつぶの等級の落等の理由ということでいきますと、病害に関わる原因というものが49%であったということでありまして、これらの原因につきましては、やはり気候がかなり変わっているということもありまして、防除の時期ですね、防除のスケジュールというものが例年どおりですと、カメムシの発生に追いつかないといいますかちょっと遅かったというような原因でありまして、あるいは村内の飼料用米の作付がかなり多いので、飼料用米にはカメムシ防除が義務づけられていないといいますかあまりやらなくてもいいというところになっているものですから、そこからの加害も推察されるというような報告になっているところであります。

こういった結果を踏まえまして、JA、県とともに、カメムシ防除をやってきたところでありまして、実はこの事業令和5年度で一旦終了という運びになっております。令和6年度の米はこれから刈取りが始まって、等級についての様々な検査やら結果が出てく

と思いますので、そういうものも踏まえた上で、やはりカメムシの被害がどうしても多い、高いということになれば、またこれも防除の方法等も含めてやらないと意味がございませんので、そうしたところを踏まえながら、県やJAと検討して来年度予算を検討したいと思っております。

1点ご質問の中にありました野焼きの件であります。以前のように自由にというわけにはまいりませんが、今村では野焼きの条件を整理をいたしまして、行政区で取りまとめということと、防火のための対策をしっかりとってという原則を踏まえた上で実施ができるということにはなっておりますので、その辺りは来年度も区長会等を通じて啓発に努めながら、適切に実施をしていただくように説明をしていきたいと思っております。

申し訳ありません。この事業を実施することとしましては、野焼きができない代わりにということではなくてということでありますので、ご理解いただければと思います。

委員（渡邊 計君） 野焼きの条件に関しても地域でいろいろ話している中で不可能という話も出てきますので、それは来年度予算の中で話しします。

あともう一度、追加説明資料の57ページ、この中で両方とも建設課なのでまとめて、水道使用料の収入未済額と農業集排水使用料の収入未済額の内訳について。一番上の簡易水道が4,490万円未収額が出ていて、未納額が4,600円、ずっと表を見ていくと金額と未納額とが大きな差があるところも出ているので、収入未済額というのはあくまで令和5年度を超えての何ていうのですか、納期日があってその分が残っているという考えで、あくまで残っている払っていない金は未納額だけという理解でよろしいのでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） ご拝察のとおりでございます。まずこの表の収入未済額、左側の欄ですが、こちらは決算書に記載されている収入未済額となっております。こちら特別会計から公営企業会計への移行というところになってございまして、今年の3月31日打ち切り決算ということになってございます。その時点の収入未済額が記載をされていると。実はこの金額が大きいのにつきましては、水道料で申しますと、2月、3月分の使用料がまだ請求をして収入になっていないということから金額が大きく見えているという状況でございます。その後、請求書を発行しまして納入がされました結果、残りとして、未済額の欄にあるうち4,600円が実際の未納額ということで、説明のところには1名の2か月分という内容となっております。以下そのような理由で、実際の未納額が右側の数字になるというご理解をお願いできればと思います。

以上です。

委員（渡邊 計君） それで未納の人が水道のほうも1名という人が全部に関連してくるわけで、あと8名、9名というのは短期的なものかなと思われるんですが、農業集落排水に関しても1名で13か月、13か月、これらに関しての未納を何とか納めさせるような対策及び現在やっている活動、そういうものを説明をお願いします。

建設課長（高橋栄二君） こちらも住宅料同様督促をさせていただいております。集落排水につきましては、その結果令和5年度で11万3,300円が納入されていると、水道につきましては納入がされていないところになってございます。今後、飯舘村債権管理条例の中でその辺を検討していければなと考えているところでございます。

委員（渡邊 計君） あとは数字的なものが、今後公務員というか、以前農協のほうは複式だったのが役場関係単式が今後複式になってくるということになってくると、特に常に数字を見ていない我々議員はちょっと理解しにくくなるので、今後はその辺のところもしっかりと我々に分かるような形で書類を出していただければありがたいと思うので、その辺の検討をよろしくお願ひしたいと思います。

私からは以上で質問を終わります。

委員（横山秀人君） では、質問をいたします。資料ナンバーは4の179ページであります。こちらは産業振興課の物品の一覧があるわけですが、まず、令和5年度にマイナスになった機械がございます。こちらについてご説明をお願いします。

産業振興課長（三瓶 真君） こちらのマイナスになった機械ということですが、これは、マイナスになったところの説明を見ていただきますと、加速化交付金の名前が入っていると思います。これらの事業につきましては、一旦村が取得をして無償で農業者に貸し出すという事業でありますけれども、これがそれぞれの耐用年数といえますか、そこが過ぎますと、それを無償譲渡という形でお譲りしますので、それによって年度内に減った数ということになります。

以上です。

委員（横山秀人君） ありがとうございます。加速化交付金で導入したトラクターの数がたくさんあるわけですが、こちらについての確認、また状況確認、あとは管理確認、在庫確認というのはどのような形で行っていますでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） こちらの確認につきましては、これに伴いまして今保険を一旦村で立て替えて、それでその後使用者の方から保険料を納めていただくという形で対応しております。その際に、それぞれ書類等をお送りする中で、現存機械がどういうふうになっているかという部分で、在りかといえますか、その中身を聞いたり、あとは中には直接訪問して確認をしたりして状況を確認しているということでございます。

以上です。

委員（横山秀人君） その確認であります。二枚橋の田んぼに今長期間トラクターが野ざらしの状態になっております。一応地域の方にお聞きすると、振興公社のトラクターではないかというお話がありました。2つ、盗難に遭う可能性があるんじゃないかという不安、もう一つはシートもかぶせていない野ざらしなのでトラクターが傷むという不安、その2つがありました。所管事務調査において、振興公社に出向いた際に野ざらしの保管は慎むようにということで回答いたしました。あのトラクターについては、令和5年度に購入したものかちょっと分かりませんが、どのような管理になっているのか確認いたします。

産業振興課長（三瓶 真君） 管理についてでありますけれども、無償貸借契約の中で管理についても適正な管理を行うようにということで、契約書を取り交わしているところがあります。したがって、管理の仕方につきましては、一義的には今回の場合は貸した先というところをお願いをするということになってまいります。ということでありますので、その中でそれぞれに管理をしていただくということであります。今くだんの二枚

橋におけるトラクターということでありますけれども、さすがにずっと本当に1年間とか半年間とかそういう形で放置ということであれば、さすがに私どもも契約書に基づいた指導というものもあるかと思えますけれども、作業の効率上、作業が終わるまで置くものについては、その限りではないのかなと認識をしているところです。

以上です。

委員（横山秀人君） 多分2週間以上放置されてるのかなという地域のお話を聞いてもありませんので、飯舘村が貸している機械でもありますので、ぜひ担当課で確認、指導よろしくお願いいたします。

では続きまして、同じく資料4のページ数でいきますと183ページ、基金であります。会計管理者にお聞きいたします。令和5年度の基金の運用方針について、どのような運用をされているか確認いたします。また、先日からありました長期間利用がなかった水田農業確立対策基金、また高齢者に対する肉用雌牛貸付金、こちらについてはどのような運用をされているか確認いたします。

会計管理者（庄司 稔君） 今ご質問のありました基金の運用でございますけれども、資料ナンバー8の飯舘村基金運用状況の、昨日の説明でもありましたように土地開発基金そして水田農業確立対策推進貸付基金と、あと高齢者に対する肉用雌牛の貸付けの基金でございますけれども、こちらの管理につきましては、定期預金の通帳で管理しております。利息が少しでも高いような管理ができるように、村内の基金の管理を今一括して26の基金でさせていただいておりますけれども、全て定期預金通帳で管理しているということを申し添えて報告したいと思います。

以上です。

委員（横山秀人君） 基金合計が170億円という金額でございます。ぜひ安心な効率的な運用をしていただきたいと思います。

続きまして、追加資料を請求した点について質問いたします。

11ページ、こちらについてはほかの議員が質問した中身であります。宿泊体験館きこりの指定管理費であります。こちらの指定管理費は、人件費が入っている指定管理費であります。そして、最後に精算される指定管理費であります。こちらの指定管理についてはどのような業務確認、例えば毎月役場職員が出向いて現場で状況確認をしているとか、どのような形で指定管理者への確認を行っているのか伺います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 毎月職員が出向いてきこりの運営状況を確認しているのかということではありますが、そういった確認は特にはしておりません。年度途中等で必要経費がかさむような場合には、協議によって、そのときに資料を頂いて確認するようにしております。勤務状況についてはそれぞれ飯舘村振興公社に出勤等についての管理は依頼しておりますので、その記録は年度末にまとめて確認できる体制にはなっているということでもあります。

委員（横山秀人君） 他市町村の状況を見ますと、指定管理者については、きちんとチェック項目を立て、毎月、半期、全期という形でチェック項目をつけ、お互い共有の下一つ一つ確認をしながら、より効果的な施設の利用に向かえるように行っているようであ

ります。今回、財団法人の代表と飯舘間の代表が同一人物でありますので、これは口頭とかそういう形ではなくて、きちんとしたチェック項目、様式をつかった上で、方針をつかった上で、指定管理者については確認をいただきたいと思います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今ほどまず意見をいただいた中で、財団法人という言い方とかだったので社団法人というようなことで確認いただければと思います。

委員（横山秀人君） すみませんでした。間違えてございました、ありがとうございます。

続きまして、追加資料の41ページ、道の駅指定管理費についてであります。こちらについては、最後に一般管理費ということで、事務費を道の駅に、までいガーデンビレッジに払うわけですが、昨年の決算だと320万円という形になっております。支払う状況を見ると、同じ仕事をしていると思うんですね、契約行為なり、ですので、道の駅の職員の方が幾ら頑張ろうが何しようが、一般管理費というのは上記の経費によって決まってしまうということは、道の駅にとってとても不安定な収入になると思うのですが、担当課としてはどのようにお考えでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 道の駅の一般管理費の考え方です。一般管理費については、道の駅は村としては情報発信交流施設という部分もありますので、そういった観点からもしっかり管理していただいて、そういった部分にも努めていただくということで、全体的に見て10%、1割が妥当ではないかということで。これはまでいガーデンビレッジ側との協議等によって、このパーセント、数字で決めさせていただいているという内容でございます。

委員（横山秀人君） 今の目的がそういう情報発信であれば、ここは定額で行うべきと思いますが、ご検討いただけますでしょうか。すみません、これです、道の駅までいガーデンビレッジから要望というのは入っていないのでしょうか、この金額が最後に経費にかけられてしまうと、毎年同じ作業をしているのにこの金額が変わってしまうということに対して、までいガーデンビレッジさんからは意見等はないでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 特に不都合があるというふうな、そういった意見ですか、そういったものをいただいているわけではございません。

委員（横山秀人君） 分かりました。

では続きまして、44ページ、村税等の納付方法についてであります。こちら口座振替を集中的に推進した結果、割合が17%ということですが、口座振替することによって、どのようなメリット、また職員としても作業効率がどうなっているのかということについて回答をお願いします。

住民課長（荒 真一郎君） 口座振替による納税者のメリットではありますが、期限内納付ということで、本人がわざわざ金融機関あるいはコンビニエンスストアなどに出向かなくても口座から納税がされるということで、納め忘れの減につながるということがメリットの1つであります。職員についてであります。口座振替納付によりまして、銀行へ依頼する事務は発生しますが、納め忘れの減による本人への督促、催告の件数が減ることになるかと思えます。

以上です。

委員（横山秀人君） 今納付方法として4つの方法があるわけですが、住民課としては目標割合というのはあるのでしょうか。

住民課長（荒 真一郎君） 担当課としての納付方法の割合目標というのは特にありませんが、やはり納税者の皆様が納めやすい環境を整えるということで、利便性の向上から近年は電子納付を進めてきたというところであります。また、窓口納付、これにつきましても、役場の窓口で納めに来た方が今後納付しやすいよう、職員のほうで口座振替納付の勧奨も行っているところであります。

以上です。

委員（横山秀人君） ありがとうございます。

続きまして、その下になります、滞納に対する収納対策ということでありますが、今回昨日から固定資産税で1社数百万円の滞納があるということでありますが、こちらについてはどのような方針になっていますでしょうか。

住民課長（荒 真一郎君） 令和5年度新たに滞納として発生しました固定資産税の滞納繰越額でございます。村としましては、定期的に事業主と連絡を取り合いまして、状況の確認を行っているところであります。現在のところ、企業努力と申しますか、事業者の経営にお任せをしているという状況でありますが、また県とも村は連携して情報をお互いに取り合っているというところで、現在その状況を注視しているという状況でございます。

委員（横山秀人君） 村にとっては1件当たりの金額がとても大きい滞納でありますので、慎重にぜひ収納いただきたいと思えます。

続きまして、46ページ、いいたてクリニックの利用人数であります。こちらについては、昨年と比較しまして利用者が大幅に増えております。クリニックが村民にとってとても信頼できる場ということであるのかなと思えますが、人が増えることによって、例えば診療日が足りないとか診療時間が足りないとか、そのような状況はありますでしょうか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 資料にありますように、火曜日の診療は本田医師が担っている部分であります、火曜日の診療の患者が多いというふうな状況で、木曜日は比較的少ないというふうな今現状になっているところです。本田先生が診療担当する日についてはかなりやっぱり30人から40人近くまでなりますので、そこについては非常に何ていいましょうか、待ち時間もあって混むのかなと思えますけれども、その部分は、先生が訪問診療をすることによってそこに患者が集まるというふうなこともありますので、今何とかぎりぎりの状況になっているのかなという状況であります。

委員（横山秀人君） 資料47ページに、本田先生の診療状況ということでありますが、本田先生についても昨年に比べて増えている状況かなと思えます。今お話聞いたところによると、やはり混んでしまうとか1人に集中してしまうというのであれば、新たな先生を検討する、つまり本田先生のような形でもう1人先生を増やすことによって、本田先生の負担が減って、また広く訪問診療に行けるとか、あとは1人増えることによって、いいたてクリニックの診療日が半日でも別な曜日に増えるとかというのは考えられることでしょうか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 今医師の確保の部分が非常に県内で困難というふうな状況であります。昨年いいたてのクリニックで診療を担っていただきました斎藤先生という先生がいらっしゃるのですが、実はお亡くなりになりまして、そんなことで替わりの先生に木曜日の診療を担っていただきました。それも、会津のほうから通いで来ていただくというふうなことで、かなり県内全体で医師の絶対数が少ないというふうな状況であります。この指定管理をお願いしています社会医療法人秀公会のほうで、医師の確保も頑張っているといいますか努めているところでもありますけれども、本院でもかなり医師の確保が困難だというようなことで、ただ、飯館の医療を止めるわけにはいかないというふうなことで、欠員が生じた場合については本院から医師を派遣していただいているということで、何とか今つないでいるような状況であります。全体的に医師不足の中で、村で単独でまた医師を確保というのはかなり難しいことなのかなと思っています。これ以上患者が増えてなかなか厳しいというような状況であれば、その辺についても商工会と協議をしていかなければならないかなと思っていますところでもあります。

委員（横山秀人君） 状況詳しく分かりました。ありがとうございます。

続きまして、52ページ。未来へつなぐ農業支援事業、これは農政の部分、未来へつなぐ農業支援事業の畜産の部分、こちらについて質問いたします。

こちらの事業については、令和5年度の新規事業であります。農政のほうの当初予算が3,300万円、畜産のほうの当初予算が1,000万円、この補助金を使って飯館村の農業を活性化しようという目的で始まった補助事業であります。結果としては、3,300万円の予算の中で実際執行されたのが1,895万円。畜産ですと、1,000万円の予算で執行されたのが374万円ということで、これを見ると村の農業を活性化しようという支援策が村民に届かなかったというふうな結果に捉えられるのかなと思います。こちらについて、課長にお伺いしますが、この支援事業についてどのような課題があったかお伺いします。

産業振興課長（三瓶 真君） 未来へつなぐ農業支援事業の課題ということでもあります。この事業、これまで様々飯館村独自の農業支援策を行ってきた中で、令和5年度未来へつなぐ農業支援事業という名前にしまして、また制度内容をいろいろ変えてくる中で実施をしたものであります。私どもで捉えております結果に対することでもありますけれども、まずおただしのよう、予算額だけ見ますと、農政の部分につきましては今ご質問のあったとおりということでもあります。その内容についてであります。まず、この未来へつなぐ農業支援事業の農政のほうでありますけれども、大きく3つの事業がここにあります。

1つ、農のまなび支援事業ということで、こちらは件数が2件という実績でありました。当初の想定としては、こちらは3件程度の申請を見込んでおりましたので、完全に3件とはいきませんでした。2件の方にご利用をいただいたということでもあります。

2つ目の駆けあがる農業支援事業が、こちらが農業用の資材であるとか苗、種苗そういったものを支援する事業でありましたが、件数72件ということでありました。当初はこちら97件の想定でいたわけですが、この事業を推進する中で、当初農家の方々に各農家に自分がどの程度の今経営規模で経営をしていらっしゃるかという認識をして

ほしいという意図であるとか、あるいはその規模に応じた補助額を設けるべきではないかということで、区分を設けたということがございます。ただそれが、特に一番低い区分の方について、恐らく中身は生きがい農業の方かなと思っておりますけれども、生きがい農業の方の件数がちょっと落ち込んだという部分もありまして、それは恐らく補助事業を頼らなくてもご自分で農業を生きがいとしてやっていかれるという判断もその中にはあったのかなと思っております。また逆に、一番高い階層の区分の方がいたわけにありますけれども、こちらもちょうと想定よりは申請件数が伸びなかったというのがあります。想定では25件を想定していたところでありまして、ここが9件にとどまったということでありまして、こちらにつきましては、昨年までにこうした補助事業を利用してこなかった新規の申請者を想定して、ある程度予算で対応できるようにということで若干多めに想定をしたわけではあります、そこに至らなかったということがあったのかなと思っております。

総じて、この中に申請等受け付けたりあるいは実績報告を受け付けたりする中で、聞き取りを行っております。その中でやはり課題としてやったのは、補助金額が思ったより少ないであるとか、あとは申請の手続が煩わしいなどという声もあったところであります。反対に、幾らでもこうした形で農業支援という形でやっていただくと非常に助かるという意見もありましたので、なかなか全体の中で隅々まで行き渡すということが難しかったのかなと思っております。

次、3番目の力強い農業支援事業、こちらは件数5件ということでありまして、これはハード整備の部分であります。こちらにつきましては、当初予定は20件を見込んでいたところでありまして、これに関しては14件の申請があったというようなことでありまして、こちらにつきましてはハード整備で一定程度の効果といいますか補助金を利用していただいたのかなと思っております。

あと、ここに出てきていないんですけども、農業経営の発展のための施設規模拡大とか修繕補助今のこの力強い農業支援事業であります、すみません、今ほど答弁ちょっと私誤りました。こちらは、想定が4件に対して5件あったということでありまして、こちらは想定を超える形でハード整備をしていただいたということになっております。

そうした今反省等は私どもで整理をしたところでありまして、全体を通しますと、やはり階層区分をつくったことによって若干必要な書類が多くなってしまい、手続に煩わしさが出てしまったという中で、申請を戸惑った方も多かったのかなと思ってはいますが、これに対しては職員も丁寧に対応する中で窓口対応でやってきたつもりではありますけれども、事実そうしたものがあつたと。あと一方で、見込みですね、一番補助率が高い、補助上限額が高い中で、見込みの中で少しその見込みが課題だったかなという反省を持っているところであります。

以上です。

委員（横山秀人君） 昨年、資材高騰等によって、村内様々な補助金、支援金、交付金という形でございました。商工会もありましたし、昨日質問にもありましたけれども、牛1頭当たり、動物1頭当たりということがありました。昨年この未来へつなぐ農業支援事業

に申請して分かったんですけども、ほかの商工会は均等5万円とかからでしたので、本当に簡単な申請で頂けました。畜産のほうも1頭当たりなので、書類的には頭数が分かればすぐ出ると。ただこの未来へつなぐ農業に関しては、全てのレシートを持ってきて、全てのレシートを担当の方がコピーして、それを1枚1枚確認して、そして5万円ということであります。お話を聞いていますと、同じ資材高騰対策で早めにやらなければいけない、また予算も全て村のためにやらなければいけないというところの中で、どうしてこのような事務手続、申請方式になったのかなということを思っていました。もう終わった事業でありますので、昨年のような形で、せつかく村のために、農家のために取ったお金を、それも資材高騰対策です、早急に出さなくちゃいけない、村からでも、商工会はこれがある、畜産はこれがある、農業者はこれがあるということでこの未来へつなぐ農業支援事業をお話ししていたわけですから、昨年これを渡しきれなかったというところは、やはりとても課題だと思っておりますので、ぜひ今年はそのようなことがないように、年度途中の要綱変更も考えて、何とか農家の方に支援金がいくように対応いただきたいと思えます。

産業振興課長（三瓶 真君） その他の制度との比較という中でお話をいただきました。確かに令和5年度におきましては、申請上の煩わしさはある程度否めなかった部分はあるかと思えますが、繰り返しになりますけれども、その場合でも職員は丁寧に窓口で対応したという部分がございます。

制度設計の話にもなりますけれども、令和6年度におきましては、そうした反省も踏まえて、区分というものは撤廃しているところであります。個人、法人等の別はありますが、ある程度定額の中で補助するということになっておりますので、それに伴って手続の簡素化は図ってきたという部分があります。ただどうしても、今回の場合は補助金という性格上、その根拠となる金額、それをしっかり確かめて村としては支援をしていくという方法がありますので、そこの部分は一律にもう決まって幾らという今回制度になっておりませんので、そこはしっかり求めてまいりたいと思っております。ただこれも本当に繰り返しですが、そこの対応に当たっては職員のほうで丁寧に対応してまいりたいというふうに考えているところであります。

またご質問にありましたように、行き届かなかったというお話もありましたが、一応こちらで想定している方々の数からしますと、おおむねの方は申請されたのかなと思っております。残念だったのはそこで、もしかするとここは確認をしておりませんが、手続等を考える中で今回見送ったという方がもしかするといたのかもしれませんが、そういう方に対しては丁寧に周知を図っていくとともに、窓口に来ていただければ職員が丁寧に対応しますから、ぜひご活用くださいというふうにしていければと思います。

以上です。

委員（横山秀人君） 昨年商工会のときは、商業向けの支援は経営しているということで、もう確定で定額5万円が出ました。であるのであれば、例えば農家の場合は、確定申告の中で農業報告申告していますので、それがあれば農業者として認定して、まずは定額出しますよとか、いろんな事務効率も含めて検討ができるのかなと。やっているところが

あるので、村の中でも、ぜひいろんな方式、いろんな方法を考えていただきたいと思います。

産業振興課長（三瓶 真君） ご意見は受け止めたいと思いますが、今回駆けあがる支援事業等につきましては、商工のほうは支援金という形で今回支出しておると思いますけれども、こちらの場合は補助金という形ですので、どうしてもそうした金額確認の根拠書類が必要になるということをご理解いただければと思います。

委員（横山秀人君） 分かりました。ありがとうございます。

続きまして、58ページ、農業基盤整備工事について、令和5年度で事業が終わらず、令和6年度への繰越しした内容の一覧の資料であります。こちらについてはほぼもう完了をしているということが分かります、順調にいつているんだなと思います。先日住民懇談会の中でこの農業基盤整備事業について要望があったと、あとまた直接どうしてこんなに遅いんだというご意見もあります。過去の決算資料を見ますと、毎年毎年大きな繰越しが出ているわけではありますが、毎年毎年大きな繰越しが出るその理由について、お伺いいたします。

建設課長（高橋栄二君） 繰越しが毎年出てきているのではないかと、その理由ということをごさいます、まず基盤整備の工事を進めるに当たって、農地等の作付との調整だったり、あと行われる工事に対する要望への対応等、そういったことへの検討等に時間を要したことによって時間としてかかる、さらには確実に工事を進めるために工期を確保しながら進めてきているという状況でございます。

委員（横山秀人君） なかなか難しいところがあるのかなと思うんですが、あとまた違った視点で、発注方式を、例えばJVのような形で一括で発注ということも検討できないかというお話も村民から意見等ございますが、これについて今後大きな発注があるのかどうか確認いたします。

建設課長（高橋栄二君） 大きな発注ということでございますが、基盤整備につきましては、非常に地元密着という目線がないとなかなか対応ができていないだろうということでございます。当然農業者、地権者さんの細かな要望も受け入れながら進めていかなければ多分ならないんだろうとも思っていますので、そういったことで、外部からの大手さんが来てがっつと進められるような工事かなということ、またそこも一考しなければならぬという状況かなと考えております。

委員（横山秀人君） 分かりました。ありがとうございます。

委員長、ずっと続けて午前中いいですか。（「大丈夫です」の声あり）

では続きまして、72ページになります。

資料請求いたしました教育課であります。スクールソーシャルワーカーの活動実績についてであります。支援者数を見ますと昨年度と同程度の人数であります、月何回があり、例えば予約が取れなくて相談日が次回以降にずれるとか、そういう事例等はありますでしょうか。

教育課長（高橋政彦君） スクールソーシャルワーカーの活動ですが、予約が取れないということは基本的にはないということになります。お子さんがいらしていれば、そのときに

会うという形で臨機応変に対応しているということでございます。

以上です。

委員（横山秀人君） 分かりました。そうしますと、やはり昨年度と比較した中で、ごめんなさい、これ月何回でした。

教育課長（高橋政彦君） 月という形での設計はしておりませんで、年間に何時間という契約になってございます。ですので、1か月に来ていただく日数については、その月によってまちまちということになっております。

以上です。

委員（横山秀人君） そうしますと、今のところ相談者が年何時間に収まっているという状況であり、例えばこれが時間が増えれば増えるほど相談回数が増えるとか、そのような、もっと相談したいとか、そういうことの子供たちの要望というのがありますでしょうか。

教育課長（高橋政彦君） 年間の活動時間については、福島県からの委託事業になっていきますので、時間が決まっております。ですので、もっと接見したい、面接したいというお子さんについては、調整の上うまく調整をしていただいているという形になってございます。

なお、人数につきましては、支援内容を見ていただくとおり、不登校であったり、家庭環境問題であったり、いろんな取り巻きのございますので、一長一短にすぐ解決というふうにはいきません。やはり何年もかかるというような形でございますので、ほぼほぼ継続支援が多いということになってございます。

以上です。

委員（横山秀人君） 分かりました。

続きまして、73ページ、スポーツ公園の利用状況について伺います。

まず1点は、使用料についてであります。隣接なり県内のほかの施設と比べて飯舘村の使用料については高いのか安いのか、通常平均程度かというのは分かりますでしょうか。

生涯学習課長（山田敬行君） スポーツ公園の使用につきましては、令和元年度消費税率が上がったときにある程度見直しをしたという経緯がありまして、今現段階近隣市町村の部分で高いのか安いのかということは、施設の規模等にもありますので、一概に高い、非常に高いという認識ではありません。ある程度施設規模といたしますか、そういったもので施設使用料を決めているという状況であります。

委員（横山秀人君） 県内の施設の中で、使用料をアップしたということを聞いたところもでございます。ですので、令和元年に1度確認しているということではありますが、電気料等上がったとか様々な経費が上がっていると思いますので、再度この使用料についての検討が必要かなと思います。いかがでしょうか。

生涯学習課長（山田敬行君） そういった意味で電気料とか維持経費にもしかかる部分があるとするれば、その辺は今後検討する必要性といたしますか、そういったものはあるのかなと認識しております。今のところは変更するといえますか、見直す予定は考えておりません。

委員（横山秀人君） 利用者に対して、例えば私が聞く限りすごく好評なのかなと聞いていますが、実際アンケートとか取って、例えばよいところとかあと改善してほしいところとか、もし改善がされればもっと利用者が増える可能性があるのかなと思うわけですが、アンケート等はこの各団体から取っていますでしょうか。

生涯学習課長（山田敬行君） スポーツ公園の利用につきましては、飯舘村の場合は自主管理といえますか、土日自分で鍵を開けて使うというのが原則であります。そういった中で初めて利用する場合には、ちょっと使い勝手が分からないとか、そういった声もあるとは聞いております。アンケートにつきましても、飯舘村では行っておりませんが、何かそういった意味で使い勝手が悪いとか、こうしたほうがいいのではないかというときには、担当のほうに声は寄せているのかなと認識しております。

以上です。

委員（横山秀人君） 自主管理であり、役場職員との接点が少ないのかなとやっぱ思いますので、なかなか言う機会がないと思います。今はスマホでも簡単に感想がアンケートが取れる状況でもありますので、ぜひ利用者の声を十分に把握した上で、様々な施策を打ってほしいなと思います。

では続きまして、資料にはないんでありますが、本の貸出しについて、引き続き生涯学習課であります。今年は昨年よりちょっと減ってしまったということではありますが、この理由と、どのような対策を今度取っていくかという形で説明をお願いします。

生涯学習課長（山田敬行君） 決算説明資料7、79ページには貸出し数は出ておりませんが、令和5年度の貸出し冊数は1,042冊ということで、令和4年度の1,500冊と比較して約500冊ほど減っております。そういった中で、村としましてもある程度利用されている方が固定されているのかなという部分もありますし、交流センターに来れば、そのときの話題の図書なり雑誌なり児童書も借りれるということで、その辺のPRがある程度、もう少し必要かなというふうには認識しております。あわせて図書ボランティアとも連携しながら、村での図書の環境の充実といえますか、その辺も検討する余地があるのかなとは認識しております。

委員（横山秀人君） 図書の在庫であります。今在庫に関しては何冊ほどあって、そして旧草野小学校の体育館にも在庫があるとお聞きしていますが、旧草野小学校の在庫に関してはどのような今状況なのかお伺いします。

生涯学習課長（山田敬行君） 今現在交流センターで管理している部分については約5,000冊と認識しております。一方で、旧草野小学校の部分につきましては冊数は把握しておりませんが、今体育館にあったんですけども、移動しまして、今分類といえますか、あのままで保管のままで読まれないのはどうかという声もありますので、今その辺の分類を図書ボランティアに委託している状況であります。

委員（横山秀人君） 昨年バーコードで読み取る貸出しシステムを入れたということですので、ぜひ図書も継続的にPRをお願いできればと思います。

以上で終わります。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 先ほど渡邊委員からご質問ありました部分であります、資

料ナンバー7の23ページ、上のほうのふかや風の子広場イベントの講師謝礼1万円については何のものだったかということでもあります。これについては、風の子広場の3周年イベントとして8月6日に企画をしております。その中で、パトカー、白バイの展示、それから木工教室、紙芝居等を行ってまいりましたが、紙芝居を行っていただいた方に1万円の報奨費のお支払いをしております。

続いて、道の駅の指定管理費が前々年度令和4年度よりも減額になったという部分であります。追加資料の41ページに、令和5年度の道の駅指定管理費を提出させていただいております。令和4年度と比較しまして、大きな項目では先ほど申しあげました電気料が前の年と比較して378万6,000円ほど減額になっております。

また、大きなものとして、中段にあります花卉・環境整備管理業務、これについても372万円ほど減額となっております。委託業者との管理の見直しが図られたものと理解をしているところであります。

また、大きなものとして、一番上のほうにあります消耗品費、消耗品も54万円ほど減っております。また燃料費、灯油、重油ですね、これについては43万円ほど減っております。こういった部分については、道の駅で努力されたのかなというふうなことも考えられるところであります。減った要因としては以上のような項目が主なものであります。

以上です。

委員（横山秀人君） 今の道の駅に対しての再質問というかなんですけれども、道の駅が頑張ったから減ってきたという形でありますけれども、先ほど話しましたけれども、作業、例えば委託に関して業者さんと契約書を結んだりとか、あとは毎月お金を払ったりとか、その作業に関しては昨年と同じようにやっているわけであって、同じ作業をして一般管理費が減るとするのは頑張ったら頑張ったほど一般管理費が減るという計算方法は、いかがなものかなということでもあります。例えば、これが売上げに対してとかだったらまだ分かりません。ではなくて、基礎的経費、義務的経費みたいな形じゃないですか、どう頑張ってももうこれは業者さんが決まっているわけだから、減りようがないようなところで一般管理費が減ってしまうことは、村じゃなくて受け手側がとても不安定な会計になってしまうのではないかなという指摘でありました。

以上です。

#### ◎休憩の宣告

委員長（佐藤眞弘君） 昼食のため休憩します。再開は13時10分からします。

（午前11時45分）

#### ◎再開の宣告

委員長（佐藤眞弘君） 再開します。これから質疑を許します。

（午後1時10分）

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 午前中、道の駅の指定管理費の中の一般管理費の考え方について横山委員からご指摘があったわけですが、担当者レベルでの協議もさることながら、定期的開催されております経営会議それから取締役会等でも問題として取り上げられたことはありませんので、村としてはこの考え方については適正だと思っ

ているところであります。

以上です。

委員（佐藤健太君） それでは、私から何点か質問をさせていただきます。

資料ナンバー7から質問をさせていただきます。

まず、5ページにおける2款1項1目12節委託料、施設環境整備業務、植栽管理、除草作業ということで、580万4,000円予算を取っていて、約300万円ほど不用額が出ているということで、こちらはなぜかお聞かせください。

総務課長（村山宏行君） こちら、役場周辺の環境整備ということで植栽管理とそれから除草作業、これを入札をかけました。入札の結果、このような数値になったということで、当初あまりにも安いので心配したのですが、何とかできたということでございました。

委員（佐藤健太君） 今うまくいったということですが、しっかり整備がこの金額でもできたということですね。

総務課長（村山宏行君） はい、入札かけまして仕様書を用意しておりましたので、そのとおりで確認をしております。

委員（佐藤健太君） ありがとうございます。

続いて、8ページ、これは昨日答弁があったか説明があったかなと思うんですけども、能登半島地震の災害見舞金、こちらはどちらに送ったかもう一度お願いします。

総務課長（村山宏行君） 村は東日本大震災のときに、福島県の町村会を通じてご寄附を頂いたというところがありました。石川県に関しましては、村がないということで、町長会というのがございまして、そちらを通じて村のほうから100万円ということで、いわゆる小さい自治体、そちらで被災に遭われたところに町長会で分配いただくような、そんな方策でございます。

委員（佐藤健太君） ありがとうございます。

続きまして、9ページ、9ページにおける2款1項1目10節需用費で、消耗品費という形であります。これとページ3ページの需用費、同じ課で需用費を2つに分けている理由が何なのかをお聞かせいただきたいと思います。

総務課長（村山宏行君） これは多分当初の個別のところでご説明を一応しているかと思いますが、基本的には総務課、それから中で、総務係、それから財政係ということで、同じように庁内の消耗品ということで取っております。ただ、総務係のほうはコピー代でありますとかコピーの紙代、そういったところにほとんど使われております。財政のほうは、筆記用具、ペンでありますとか、それからホチキスでありますとかそういった事務用品、そちら関係で使われております。

委員（佐藤健太君） これは何か分ける理由があるのでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 基本的には同じ性質のものではありますが、財産管理の部分がありますので、ある程度対応が持つようなもの、それについては財政係でチェックをしながら使用いただいていると。それから、日々使いますコピートナーでありますとかインク、そういったものについては、これは全庁的なものでありますので、総務が一括して管理をしているということでございます。

委員（佐藤健太君） ありがとうございます。

同じ9ページの財政のほうで旅費が2つありまして、どちらも決算額はゼロということですが、こちらはなぜゼロだったのか。

総務課長（村山宏行君） 旅費の部分であります。まず一般管理に要する経費のところではゼロ、こちらにつきましては、財政のほうで財政セミナーとかそういった研修に行く予定だったのですが、行かなくなったということというのが1つ、それから財産管理のほうもあります。2款1項5目のこちらについては、用地交渉のために一応予定をして予算を取っていたわけなのですが、この部分で、土地家屋調査士会に専任委託をかけたので、専門家に行っていていただいて、その分を交渉して、登記を進めたという部分がありますので、職員としての旅費は発生しなかったということでございます。

委員（佐藤健太君） 一般管理の旅費、普通旅費という形で括弧して入っているわけですが、総務系のほうは研修旅費も含めて入っているんですけども、これは普通旅費と研修旅費という境というのは、今研修で取ったけれどもとおっしゃっていましたが、その辺はどうなっているのかなというところを。

総務課長（村山宏行君） 総務課に限らず、各課、係で旅費は取っているわけですが、基本的にその係に関係してきます講習会でありますとかそういったときに旅費をとということになります。今、県内で旅費は一切発生しません。こちらは、当然遠隔いわゆる東京でありますとかそういったところに、中央研修であるとかそういったところに行くための旅費でございます。予算的には用意はしておりましたが、そういった支出がなかったということでございます。

委員（佐藤健太君） 普通旅費と研修旅費の違いというのは、どんな違いがあるのですか。

総務課長（村山宏行君） 厳密にあるのかと言われると、委員もお察しのように境が非常に曖昧かと思えます。ただ、当然研修ということであれば、何々のセミナーでありますとか、講習会、勉強会という形でありますし、あるいは一般の普通旅費ということであれば、例えば中央の土地、これは財産関係の要望であるとか、そういったときにはここの旅費が発生するという形になるかと思えます。

委員（佐藤健太君） ありがとうございます。

質問を変えます。ページ10ページ、公共施設等整備基金という形で15億8,500万円という形で大きな金額が上がっています。こちらは東電の賠償かなと思えますけれども、この東電賠償は財物のみですかね、そのほかも入っていますでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 東電賠償の15億円の内訳でございますが、今回受けておりますのは、土地それから建物、それから建物に附属します工作物、あとは立木、分収林の立木と一般の村有林の立木は別で計上されておりますが、合わせてという形になってございます。土地、建物、それから立木の部分でございます。

委員（佐藤健太君） ありがとうございます。

では、この賠償金、全額をこの基金に積立てをしたということでしょうか。

総務課長（村山宏行君） 村としましては、公共施設の今後維持管理が予想されますので、今回の分については全て土地開発、失礼しました、こちら、公共施設の整備基金に充当さ

せていただきました。

委員（佐藤健太君）　ここ1本に入れるということで検討して入れたということでしょうけれども、今後どのような生かし方をするためにここに積み立てたのか、分かればお願いします。

総務課長（村山宏行君）　今回村の公共施設の台帳整備、水道それから農集排路、いわゆる財産的な部分を確認するということで、その一環で村の公共施設についても台帳化ということにしましたが、かなり資産がございますし、また今後そういったところの維持に関しましてはかなりの費用がかかるということが予想されます。そういった意味で、公共施設の維持管理に係る部分で、非常に今後考えていかなければならないだろうということをおぼろげに予測しておりまして、その点で、今回公共施設等整備基金に積立てさせていただいたというものでございます。

委員（佐藤健太君）　この基金、ナンバー4の192ページには、27億8,000万円以上の大きな基金になっています。今総務課長からお話ありましたように、今後村の公共施設修繕等々も含めてもろもろ発生してくるかと思えますけれども、27億8,000万円と非常に大きな金額ですけれども、これ以上また積み立てていく計画があったり、上限というものが今ない中で積立てをしていますし、今後、公共施設の整備、こういったものが見込まれていてこういった金額が発生するののかという部分をよく試算した上で積み立てるべきかなと思うんですけれども、この辺、総務課で試算をして幾らぐらいまで積み立てる目標があるのか、その辺、もしあるのであればお聞かいたきたいと思えます。

総務課長（村山宏行君）　現在村として公共施設整備基金に幾らというような目標は立てておりません。ただ、委員もご承知のように、今建築の単価が非常に上がっております。当初もう少し低廉な形で建てられた建物が今全くそれに符合しない形で、非常に経費がかかるという状況になっておりますので、修繕に関しましても今後そういったことが予想されますので、ある程度余裕を持った形で、この部分については積んでおきたいとは考えております。今後どうするんだということではありますが、基本的にはそういった、今回賠償金ということで入りましたから積んでおりますが、今後はお達しのように、計画的なところ、年間どのぐらいをいわゆる施設維持に回して、費用どのぐらいをこの基金に積んでいくのか、そういった検討もしなければならぬとは思っております。

委員（佐藤健太君）　ぜひ、そのようにしっかりと運用していただきたいなと思えます。

次の質問に行きます。

追加資料の中から何点か質問させていただきたいと思えます。追加資料の6ページ、先ほど何名かの議員からも質問がありましたけれども、(3)の移住・定住促進ツアー企画運営業務という形で上がってきております。この事業の目的をまずお聞かせください。

村づくり推進課長（佐藤正幸君）　追加資料6ページの移住・定住促進ツアーでございます。名前のお通り、飯舘村に移住・定住を促進していきたいというようなことでつくっているツアーでございます。飯舘村に一度足を運んでいただいて、実際に村民との触れ合いとか、今までの移住者等の声を直接聞くことによって飯舘村を知っていただいて、飯舘の魅力を最大限味わっていただく、その中で、飯舘に少しでも移住をしたいというふ

うな気持ちに向いていただくように、また何回も飯舘村に訪れていただくように、そういった機会を設けるために行っているツアーでございます。これによって、今までなかなか足を運ぶことができなかったような方も、基本的には無料でツアーを組んでいるというようなことでありますので、1度は行ってみたいかつたんだけどもというふうな、そういった方についてはぜひ参加していただいて、これをきっかけに村との交流を深めていただきたいということで取り組んでおりますので。アンケート等を見ますと、飯舘村をよく知ることができたとか、少人数の企画で行っていただくことで、本当に飯舘村のことがよく分かったとか、そういった好評の声もいただいているところであります。

以上でございます。

委員（佐藤健太君） ありがとうございます。

今課長から説明がありましたけれども、移住・定住、非常に、1回来たからすぐ進むかといったらそうでもない、なかなか難しいところであるとは思いますが、この6回のツアー実施をしてみて、移住をされた方は令和5年度はいらっしゃったのかどうか。村づくり推進課長（佐藤正幸君） 実際の移住に至ったかどうかの部分については、確認させていただきたいと思います。

委員（佐藤健太君） ありがとうございます。

ここに資料として上がってきている参加者が45名いらっしゃったということで、この45名いらっしゃった中で、移住に全ての方がつながるわけではないでしょうけれども、この中で1年間実施をしてみて、何か課題だなというふうなことで上がってきたものがあったのかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 今回のツアーは2つに分けて実施しております。はじめのミチシル旅ということで、まずは来ていただきたいというような、またつながるミチシル旅ということで地域とのより深い関わりというようなことで、つながりを持つということでもあります。なかなか受け入れていただける地域、行政区単位とかそういった部分でお願いをしているわけではありますが、行政区での準備についてはかなり時間を要するものだなということで、できるだけ早い段階で相談をしながら進めていくべきなのかなというようなこと。ただ、今回のツアーについては、そういった部分含めて行政区のご協力をいただいて大変よかったというふうなことでありますので、今後もそういった部分については気を配りながら実施すべきかなと思っているところであります。

委員（佐藤健太君） ありがとうございます。

このツアーを担当されている皆さんも本当に一生懸命やられているなと感じていて、そこに関わっている皆さんたちも本当に一生懸命関わってくださっているなと思っていますので、しっかりやっていただきたいと思います。

課題という部分で、私もう1つ課題だなと思っているところは、最後移住・定住のいわゆる事業という形なんですけれども、移住・定住、住むという形を取ったときに、住まいがなかなか充実していないなというところで、やっぱり1人で住むのに一軒家という部分はなかなか住みづらいとか、そういった部分も課題になってくるのかなと思うんですけれども、この辺この事業の中でできるかどうかまた分かりませんし、この中でそう

いった話が出たのかどうかというところもあれば、お聞かせください。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 住まいの話ではありますが、移住・定住促進ツアーに限らず、今まで移住・定住の窓口でも、なかなか飯舘村に来ての住まいについては難しい部分の意見をいただいております。やはり委員からいただいたように、飯舘村は大概農家造りの家がほとんどが空きバンク登録という部分でありますので、確かに小さなお子さん連れの少人数の世帯についてはなかなか住みづらいということで、今後そういった部分を含めて、今年度から草野地区にそういった移住向けの住宅を建設するようなことを今進めているところでありますが、やはり最初、まずは一旦そういったアパートとかそういった住宅に入らせていただいて、いずれそういった少し大きめの家を自分で取得してもらうというふうな方向づけが必要なのかなというようなことであります。確かにこういったツアーなりそういった移住相談の中では、委員からご指摘あった問題は出ているということでもありますので、その辺も今後村としてはきちんと整備をしていかなければならないという課題かなと思っております。

以上です。

委員（佐藤健太君） ありがとうございます。

非常に大きな3,000万円ほどかかっている事業ですので、しっかり結果につなげるためには、一連した施策というか、そういった部分を持つべきだろうと思いますし、取りこぼさないように、1人でも多く飯舘に移住していただいて生活していただければと思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、追加資料78ページ、いいたてわくわく推進協議会の名簿が上がっております。説明資料にもわくわく推進事業という形で上がっておりますけれども、これの設置目的をまずお聞かせください。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） わくわく推進協議会ではありますが、まさに飯舘村の中で自分たちが自ら事業を起こしてわくわくするような事業展開をしたいというような部分、そういった部分を進めるに当たって、協議会の中でわくわく推進補助等もありますが、そういった事業でどんなことをプランの中で展開しているのかなというようなことを確認をしたり、また協議会自体が何か事業を進めることができないかということも検討していただいたりというようなことで、村のこれからの将来に向かって地域が盛り上がるようなそういった事業展開、そういった部分を検証していただいたり、考えていただいたり、そういった部分の協議会でございます。

以上です。

委員（佐藤健太君） これは令和5年度1回しか開催されていないということなんですけれども、1回でどれほどの議論ができたのかというところは甚だ疑問ではあるなと思うんですけども、今年度ももちろん続いているんでしょうけれども、今後しっかり今お話ししたような内容で協議をしていただきたいなと思ひますので、せっかく協議会つくっていますので、ちゃんと機能させていくように村からも指導しながら進めていただきたいと思ひます。もしこれについて何かあれば。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 委員から厳しいご指摘いただいたように、昨年度は1回し

か開催することができませんでした。その中で全部の事業を確認できたのかという点、  
それでもなかったのかなと思っております。それについては、今年度引き続き引き継いで  
中身の検討して、募集してまいりたいと思っておりますし、今後については、できる  
だけ回数を多く開催するなどしてもう少し協議会の役割を盛り上げていきたいなど反省  
をしているところであります。

以上です。

委員（佐藤健太君） せっかくの協議会ですので、しっかり中身が村民に分かるように実施を  
していただいて、また報告をいただければと思います。

以上で私からの質問を終わります。

委員（佐藤八郎君） それでは、質問いたします。

まず、ナンバー4の12ページ、村税及び負担金などについてでありますけれども、村民  
税、固定資産税、軽自動車税、ここ令和3、4、5年の中で、どのように収入的になり、  
また特徴的な異同があったのか、まず聞いておきます。

住民課長（荒 真一郎君） 村税のここ3年間の動きといいますか、数字でありますけれども、  
村民税については令和3年度の収入額が個人村民税1億8,900万円でありますから、説明  
でも伝えましたとおり、令和4年分で農業に関する東京電力の賠償金の収入の申告が終  
わったということで課税額が、そもそもの調定額も減っているということでもあります。

また、法人住民税につきましては、令和3年度が収入額で3,300万円、令和4年度で  
3,300万円、令和5年度で2,500万円ということで、これは主に国、環境省によります村  
内でのいろいろな委託事業、こういったものが規模が縮小されまして、法人税の税収が  
下がってきているということが要因であります。

固定資産税につきましては、先に避難指示の解除されました19行政区において令和3年  
度から課税が再開となっております。令和3年度が3億2,500万円、令和4年度が3億  
6,800万円、令和5年度が3億5,000万円ということで、毎年償却資産の増減はあります  
けれども、大体同じような推移となっております。

軽自動車税でありますけれども、令和3年度が2,345万円、令和4年度が2,383万円、令  
和5年度は2,390万円ということで、これもほぼ台数の増減がそんなに大きく変化なく推  
移しているということでもあります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 賠償や事業の減少でいろんな意味で減っている。軽自動車税については  
あまり変わらないということなので、村の自主財源としてのJA関係からの収入の見通  
しは話し合われたり見通しを立てたりはしているのでしょうか。

住民課長（荒 真一郎君） 今後の見通しについて検討されているのかという話ではありますが、  
現在分かっているもの、例えば国保税が令和8年度から課税の見直しが始まるとか、長  
泥地区においても令和9年度からトラクターの減免が終了して課税が始まる、決まった  
ものについてはある程度の見通しを立てているというところがございますが、個人村民  
税については、特に村民の所得、これは申告をしていただいて初めて確定するもので  
すから、なかなかその見通しが立っていないと。ただ今後、村に企業が進出して雇用が生

まれれば、そこに住民票も置いていただければ、村民の所得も上がっていくというような推計、見通しは立てられますが、実際詳しいところまでは検討は至っていないということでもあります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 本来のなりわいで収入アップしか、見通しとしては増収に向くのではないのかと思いますけれども、そこに行けば村長が常に言っている雇用の場やそういうものが増えることで、そこはまだまだ途上にはあるとは思いますが、見通しとしては、収入は増える方向に持っていけるのかなと私は勝手に思っているんですけども、そういう流れで、収入の部分はあまり減少することなくいけるのかなと思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

住民課長（荒 真一郎君） 企業の進出があれば、そこで働く人の所得さらには個人住民税、あるいは企業支出した会社の分の固定資産税、法人住民税、こういったものの収入の増加は見込めると思っております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 次、ナンバー7の26ページの国民健康保険での繰出金ですが、保険税軽減分、さらには保険者支援分、出産育児一時金、未就学児均等割軽減分と支出しておりますが、それぞれの件数と内訳の成果はどのようになっているのでしょうか。

住民課長（荒 真一郎君） 細かい人数の内訳については後ほど報告をさせていただきますが、今回の繰出金全体の話をしていただきますと、今回の事業の概要に上がっております職員給与費等から下の未就学児均等割軽減分、これらの項目については、基本的に普通交付税の算定基礎となる項目について繰り出しをしております。つまり繰出金から国県から入ってくる補助金、これを除いた金額については、地方交付税の算定の基準、その対象の項目、予算というふうになります。詳しい内訳は後ほど報告させていただきます。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 27ページの老人医療事業の療養給付費負担金の内容と、どんな病気やそういう形態があって給付がどういうふうに移しているのか、動向が分かるのであれば教えていただきたい。

住民課長（荒 真一郎君） 老人医療費の療養給付費負担金であります。これは、後期高齢者の方が医療機関受診した際に医療費をまずは村のほうでお支払いするというものでありまして、昨年度から約200万円ほど増えているということで、主な要因は医療費そのものが増えているということなんですが、村としては、1つの要因として考えているのが、令和4年度まで新型コロナウイルスによりまして、医療機関もなかなか受診日数も制限していた、また住民の皆さんも感染を控えて受診控えをされていたというのが、令和5年の春から5類に移行したことで、医療機関を受診しやすい、そういう状況になってきたということもあっての医療費の増加と捉えております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 49ページのほど話にも出た未来につなぐ農業支援、実績79件ということで先ほども内訳の説明がありましたけれども、なりわいとしての事業展開してやった結

果、経営状況としてどういうふうに可能という見通しになっているのか、79件の分ではどういう見通しに立っているのでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） 未来につなぐ農業支援事業でありますけれども、令和5年度におきましては、それぞれの所得の階層区分等に応じまして、上限額を定めて補助を行っております。79件というのが、今回報告をいたしました研修から始まって最後のハード整備まで全て合わせての件数ということになっております。その中の内訳的なお話をいたしますと、資材高騰に対して支援を行ったものに対しましては58件、あとは個人ではなくて法人に対して同じく資材等の支援を行ったものについては14件、あとハードに対して行ったものが5件、そして最後に研修等に対して行ったものが2件で、計79件ということであります。これに関しましては、それぞれの経営面積等に応じて額を設けて補助をしておりますので、それぞれの経営規模に応じて、なりわいとしている農業の持続発展のために使っていただけたものと思っております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 手がけた支援が今後生かされて、なりわいとして、農家経営として、見通しがある程度できたという理解でいいのかどうか。

産業振興課長（三瓶 真君） それぞれの経営体において経営計画というものは立てて営農されているものと推察いたします。昨今、燃料高騰、資材高騰、様々な情勢を鑑みて、農業経営は大変なところが多いかなと思っております。今回の事業で、少なくともそうした中で、今経営をやめた、廃業したというような方はいらっしゃらないというふうに村では把握している部分もありますので、未来永劫この部分で営農が続けられるかということ、様々な要因があるのでこれは申すまでもないことだとは思いますが、少なくともここ昨年から今年に至ってのそうした経営の一助にはなったものと思っております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 続いて、53ページの家畜飼料支援についてですが、決算と前年度の違いはあったのか、実態に対応した支援に結びついたのか、関係者の声や要望を聞き取りしての要望に応える形での支援であったのかどうか。昨日も若干意見ありましたけれども、実態としてはどうであったのか、この支援事業そのものが。

産業振興課長（三瓶 真君） 実態についてどうだったのかということであります。大きなポイントとしましては、令和4年度と令和5年度と比較して、個別説明のときに訂正をお願いいたしましたけれども、令和4年度はトン当たり6,000円ということで実施いたしましたけれども、令和5年度については1頭当たりという形で基準を見直して、1万4,000円というような形で牛に関してはですね、実施をしたということになります。

これは、令和5年度の事業の振り返りの中で、各畜産農家におかれましては、飼料の購入という部分に対して、それぞれ値段が様々でありまして、トン当たりで単価を設けた場合に、農家さんによってばらつきが出てしまうという部分もあったものですから、今回は1頭当たりということにいたしまして、さらにそれに昨年の実績から飼料高騰で上がった分の割合等を加味してこの金額を設定したという背景がございます。

実態に合った支援になっているのかということでもありますけれども、ここに関しまし

ては、昨年度の経営体当たり交付した補助金の金額と、令和4年度と令和5年度とで比較検討しました。その結果、微増微減はありますが、おおむね経営体にとって昨年同様といえますか、その加味分を足してそれほど変わらない形で交付ができましたので、そういう意味では平等にといいいますか、交付が図られたものと捉えております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 令和4年度と令和5年度の支援の支給の仕方が違ったことで、何ら問題とならなかった。つまり支援枠が少なかった、多かった、どちらもあるのかどうか分かりませんが、いずれにしても、いずれにしても家畜飼料支援には十分になったという捉え方でいいかどうか。

産業振興課長（三瓶 真君） 令和4年、令和5年比較した際に、やはり多少の増減は当然出てまいります。そんな大きく経営体当たりで増減があったということは、1件程度はどうしてもあったんですけども、そのほかは同じといえますか、見合った額が交付されたところらで確認をいたしましたので、議員のご質問に対しましては、そういう意味では適正に交付ができたかと捉えております。

委員（佐藤八郎君） 続きまして、ページ49ページのふるさと再生事業ということで、深谷の拠点南手農地での全体的な方針と、説明会の内容をまず伺っておきます。

産業振興課長（三瓶 真君） 深谷南手農地に対してのご質問であります。まず全体的な方針と、それと説明会の状況というご質問であります。

まず、全体的な方針といたしましては、深谷の県道12号線の南側、ライスセンターの西側から相馬農業高校の入り口の端までの約10.12ヘクタールというところの管理をやっていくというようなことが全体方針のまず基本にあるものであります。当初そちらの管理につきましては、地権者の方から土地をお借りいたしまして、花畑という構想の中で、あそこの景観づくりをしていくということで始まったものと理解をしております。現在でありますけれども、今回提出いたしました追加資料の53ページに大きな4番、深谷南手農地に関することと書いた資料がございますが、この中に全体方針が載っております。これは説明会でこういうふうにご説明しているという全体方針でありまして、これはその前の年度に、次年度に向けた計画について、地権者、組合員に対して説明会を行って、意見等を伺いながら、事業内容を決定して実施していくこととしているところであります。

説明会の開催状況であります。大きな動きがありましたのが、令和3年度、これは令和4年度の実施内容についてを皆様にお諮りした説明会であります。これまで全体を花畑という形で景観づくりを進めておりましたが、年によっては正直なかなかなかいい年度もありましたので、一部を試験的に米を作付することで、本来の農村の田園風景というものをそこに再生させながら、一部をこれまでどおり花畑という形でやることについてお諮りをしたものであります。この説明会につきましては、こうした議会所管の委員会の中でも地域の方に丁寧にご説明をして進めるようにというご意見をいただいておりますので、スタートは令和3年度に行いました説明会が、説明会としては初めて

でありましたけれども、以降、毎年地権者の方にお集まりをいただきまして、そこで来年の計画、ご意見をいただきながらこれまで進めてきたというものでございます。その年度ごとの面積等はここに記載のとおりです。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 事業内容を説明されているんですけども、地権者も含めて、あそこを一応景観という観点からそういう思いがあってずっと見ている人もいて、そういう方々から寄せられた声というのは、どうなんだろうと、花畑も花畑だし、収量とか収入とかかけている経費とかいろんな心配している方のほうが圧倒的に多いし、使われた農機具なりも管理がどうなのかと、例えば機械倉庫なりなんなりあるんでしょうけれども、何日もほっておかれたり、自分の農機具だとそんなことしている農家はあまりいないと思うんですけども。そういう点ではどうなのかという何か心配の声と何だろうというのとあるんですけども。そういう声は南手農地での事業全体からしてないのでしょうか、あるのでしょうか、私だけが聞いているのか。地権の方向人かに聞いたらそういう声いっぱい聞いているという話なんですけれども。その辺心配をしてるんですね。やっぱり貸している側も貸している側としての、うまくちゃんとやってもらいたいし。その辺はどんな評価をされているというふうに考えているのでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） 深谷南手農地に関しての評価であります。まず飼料用米の作付につきましては、始まって以来は特に冷害といいますかそうした収量減という問題もなく、順調に作付をされていると聞いております。また、花畑につきましても、特に今年は雑誌や報道機関で取り上げられるなどしまして、徐々に努力の結果が見えてきていて、村内のみならず村外あそこを通行する方の目に留まるほどになってきているものかなと思っております。

委員のおただしにありましたような心配事についてであります。私どもが開催した説明会について、直接会場で今のようなお話はあまりなかったかなと思っております。ありましたのは、この事業が令和7年度まででありますので、それ以降の土地をどうするのかということです。つまり、このまま借りるのかそれともそのほかでやるのかということであったり、あとは今村が整備している産業団地構想と絡めてのいろいろな要望であるとかそうしたお話、あとは作付する品目等に関してのご意見、あとはあそこに県道12号線が走っていますので、道路通行者に対する配慮であるとか、そうしたご意見は聞いておりますが、今質問にあったような内容は聞いていないところであります。なお、当日欠席された方につきましては、こちらの議事録を作成をいたしまして、欠席者の方にはお送りをしております。その方々に対しても、何かご意見があればということでのご案内をしているところであります。今のところご質問にあったようなご意見は寄せられていないところでございます。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 地権者の心配は心配で、深谷の住民の心配は心配で、いろいろあるんですけども、そもそもあそこの使用目的もあって、いろいろ資料にもあるように変更されてきて、もう水張りもしなくなって、作付することで、変わってきてるので、それは

それでいいんだけど。花畑も当初から何か月花が咲く場所なんだと、毎年違うものだから、遠くからバスとかいろいろ来てせっかく見に来てても全然なかったり、時期的に、それは花によつての、あと作付時期関連の問題でずれたりいろいろはするんでしょけれども、それにしても人が交流する場に、集いの場をつくるという花畑の役割にしては、あまりにもずさんだというか、きちんと広報なり通知がされていない令和5年度だったのか、今年は分かりませんよ、改善されていろいろ直ってきたのかどうかともかく、そういう声いっぱい聞いてね。南相馬の方に批判受けたくらいで、予算幾らかけてんだと、全く無駄なことをやっているのではないかと、復興予算で国から来るから勝手に何でもやるのかという声まで度々言われていました。そういうことも踏まえてやっぱりやるからには、それなりの、例えば何月から何月まで何の花が咲いて、何月から何月まで何咲いて、何月何日頃まではこういう花でこうなって、年間通して半年は花が咲いていますとかね、やっている人側はそれなりに努力しやっているんだけど、結果として来る人はそういうものを目がけてきたり、そういうのを楽しみにして来たいと思っている人もいるわけですから、そういう点ではどうだったんだろうと非常にいろいろ思うところがあってね。成果としてどうだったのかなという、それがどんなことがあって、今年度にはどういうふうに改善されてきているのかなと。もう一度伺っておきます。

村長（杉岡 誠君） 委員のほうでいろんなお声をお聞きになられてということでお話いただいたと思いますけれども、もともとあそこの花畑構想のときに私担当係長でしたから、いろいろな検討はしましたが、1年間にブロックローテーションしながら3回程度花を咲かせることができるのではないかなということでも始まりましたが、たしか初年度にヒマワリが1回咲くことができました。以降は水はけの問題があって、ほぼあそこでは花を咲かせることができなかつたという経過があるかと思います。それは地元の深谷行政区の皆様がよくよくご承知の中で、村でそんなにやると言うのだったらやってみろというお声をいただいた中で努力はさせていただきますという話と、除染で入った客土ですね、地力が全くない中でそんなにうまくいくのかというご指摘もいただきながら、では地力回復を兼ねながら緑肥作物という考え方をもちながらやりたいという話をさせていただきました。

それから、あそこは一種農地でありますから、本来村としては景観形成というふうに言っていますが、農地法に基づけばそういう景観形成を目的とした農作業というのは基本的にできない、収益を上げていかなければならないという、そういう投資効果を得なければいけない場所ですので、ある意味で集客というの方がいればそれが何がしかの収入につながるのではないかとということがあるかもしれませんが、少なくとも農地から得られる収入ではないということになりますので、その辺を踏まえて、水田として適切な場所、いわゆる水はけがそれほどよくない場所については水田としての景観形成、それで得られる経営所得安定対策等の収益収入というものもしっかり得ながら、そして花畑のほうもやっていくというようなお話を地元の方々にさせていただいて、令和3年度からそういう形でなっているかなと思っております。

国のお金が入って景観形成をしているんだというご指摘があるとすると、それは少し違

う部分があるかと思しますので、ご指摘の今のふるさと再生推進事業、これについては村単事業でありますので、それ以外の保全とかという部分は国の再開支援事業が一部当たった時期もあつたり、そういうことも今あるかなと思ひますし、獣害対策も営農再開支援事業でやっているかな、その代わり水稻に関しては振興公社で自営でやっておりますので、これは国のお金は入っていない、機械に関しては村から貸していますからそれは機械等には国のお金が入っているという部分があるかと思ひます。

ですので、今後復興計画に基づいて花畑構想が進んできたわけですが、次第7総合振興計画の検討がもう始まりますので、その中で契約期間も消えていく中で、どういうふうにあそこが再生していくべきか、地元の方々としっかり協議をしながら、いろんなことを検討していくべき時期が来たなと思ひますので、委員のご指摘を踏まえてしっかり検討を加えさせていただきたいと思ふところであります。

以上になります。

委員（佐藤八郎君） 今村長から、景観圃場にやっているものではないという話ですけれども、あそこ始まって大分たちます。そういうなかったものを景観圃場にして、原発事故における復興事業だから、やれたというのか。あの場所は移動したわけでも何でもないので、いつから景観圃場の使い方は違うんだというふうになって、今後はでは水田活用という方向になるのか。地権者との関係でも令和7年以降は返還もあるという形なのか。今のお話聞いてどういうふう理解して、どう伝えたらいいのか分かりませんが。

課長が言われる部分でやってきて、そういう話が地権者からはないという話ではなくて、一般的にいろんな人の声を聞いて私は言っているだけで、地権者の中からこういう声がいっぱいあるんだと言っているわけではないので。地権者のために景観作物やったり水稻栽培しているわけでもないし、地権者は貸しているだけなのね。今後よりよく生かしていくのにどうするんだということ聞いてるので、何かちょっと私の聞き方が悪いのか分かりませんが、もう一度、見通し的に今までの成果をどう生かしたり、もちろん地権者の協議とかそんなの当たり前の話ですから、あとは通知を出すなどそんなのは常識の範囲だから、だからそれはそれでいいんですけども。だから、どういう方向に今までのを生かしてやっていくのかということをもう一度。

村長（杉岡 誠君） 私の説明の仕方が悪かったかもしれませんが、花畑構想というものはありますけれども、あれは地力回復あるいは保全の一環としてやっているということが建前上といいますか、国に対して説明をしていたり対外的にしているものでありますので、その地力回復の期間を十分今まで重ねてきたというのが、これまでの成果だと思ひます。それが同時に交流人口にもつながっているんなにぎわいにもつながっているという効果を生んでいるということでもありますので、そこはそういった形でお踏まえいただきたいと思ひます。

それから、今深谷の北側の農地も振興公社で作付をしていると思ひますが、ほかの地区、13区なんかも含めて、相当程度農地集積が進んできていることはご承知だと思ひますので、当然のことながら深谷行政区、県道沿いの非常にいい一等地でありますから、水位に関しても非常にいい部分でありますので、今後、農地中間管理事業等の集積の対象地、

あるいは今既に協議が進んでるかと思いますが、そういった形で営農用の集積ということが次の段階にあるのかなと思います。今の段階では何ていうのですか、地元の方々にご理解いただいてあるいは地元の方に田植えをやっていただいたりしておりますので、そんな形でのご協議をいただいて、片や水田作付もしているということでもあります。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） そうすると、花畑の地力は回復終わったので、そこはやめてもらうということなのかな。本来の水稻栽培になっていくということにしていることを説明し協議しているんだということ。説明資料の来年の話、令和6年3月10日に開催したときの説明だと、ここでも2ヘクタール、2.55花畑なので、これで、花畑は今年のような花の状況を来年もやっていく方向になるのですか、それとも、もう何年かやられたから地力回復したということなのか。

村長（杉岡 誠君） 先ほど申し上げたつもりですが、今後のというのは来年度の話には今触れておりませんが、今後の長きにわたっての部分については、第7次総合振興計画の協議が始まりますので、その中で地元の方々と様々協議をさせていただきながらとお話を申し上げたところです。ですので、今の段階で来年どうするんだ再来年どうするんだということを言われても、それについては、今年度について予算の中で動いている部分がありますから、花畑が実際ああいう形でなされておりますし、来年度例えばいきなり水田に切り替わるかということではないかと思っておりますので、様々な整備とか含めて、地元の方々と協議をする時間が必要だというふうに申し上げたつもりであります。私が一時的にここでこうするんだああするんだというような、そういうものではないと思っておりますので、地権者の方々、地元の方々のしっかりとした思いを酌み取りながら村として最善のことをやっていくということをお願いいたします。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 決算なので、令和5年度に行われたことの成果を問うて、それがどう生かされてきて今進んでいるのかというお話で、その説明で今後7次想定をやっていく方向というのを出されると、そうですかで終わりなんですけれども。要するに、令和5年度について、私が発言した内容が、いろんな部門から村外からもあそこを通って楽しみにしている方、マイクロバスで来て戻った方、いろんな方々から聞いているので、どうだったのかと、その辺の通知の仕方に、花畑を観光拠点の流れの1つにしようとした方針からしたらどうだったのかと、どういう総括をされてきたのかということをもう1回聞いておきます。

産業振興課長（三瓶 真君） 令和5年度の事業の総括であります、改めてということでもあります。

令和5年度につきましては、資料にありますとおり令和5年2月26日に地権者説明会を開催いたしまして、その中で来年度の事業計画について説明をし、了解をいただいた中で進めてまいりました。あそこ水稻作付をしたり、花畑を整備する中で、景観の整備としましては、成果的には良好な成果が得られたものと思っております。ただ一方で、今議員からありましたように、対外的な周知がどうだったのかといいますと、もともとの

目的があそこの周辺を一体的に整備するという主眼の中で動いてきた中で、少しその点は、もう少し周知等があったほうが近隣の方には楽しんでいただけたのかなという反省は確かにそのとおりにかなと思っております。

令和6年度につきましてもここにありますように、資料に基づいて説明をして今実施しておりますし、契約が令和7年度までということになっておりますので、その間は地権者の方々とあるいは行政区と相談をしながら、この事業を進めていくものと理解しております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 66ページのため池放射線対策工事、12か所の工事前後の線量について伺っておきます。

建設課長（高橋栄二君） 追加資料の60ページからになります。昨年度実施した12か所のため池について、線量、それぞれのため池ごとの施工前、施工後のベクレル数、ゲルマニウム測定値を記載してございます。記載のとおり、8,000ベクレル以下という基準につきましては全て満足をしているという状況でございます。

委員（佐藤八郎君） 数値がちょっと細かくてあれなんですけれども、比較していないんですけれども、最高値だった工事前の数値と工事後の最高値というのは、この12か所の中ではどんな数値があるのでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） 例えば、62ページの鍬柄ため池の管理地点の番号10、こちらは3万630が検出限界値以下とか、そういったことで3万ベクレル以上の部分であっても施行後については相当な低い数値、8,000ベクレル以下の数値を示しているという状況でございます。（「そこが一番高いのか」の声あり）全て12か所の中でその数値が一番高いかというのは、すみません、今全て点検をしてございませぬので、後ほど報告させていただきます。資料を提出しておりますので、資料でご確認いただければと思います。

委員（佐藤八郎君） 工事の際の排出される水が普通の川まで行くまでの除去方法は何か取っているのでしょうか。

建設課長（高橋栄二君） 工事期間中の排水対策につきましても、当然釜場を設けまして、そこで線量管理をしながら放流しているという状況でございます。

委員（佐藤八郎君） 何年前かはますを作ってそこでやって云々とか、今も同じ方法で、そこで付着した放射性物質の実態というのはどういうふうにつかんでいるのですか。

建設課長（高橋栄二君） 流末に水をためる場所でもって、当然濁りとか、そういった線量の管理をしながら基準を満たす形で放流しているという状況でございます。

委員（佐藤八郎君） そこでのベクレルか何かの数値は出てこないのですか。

建設課長（高橋栄二君） データとしてはあるものと認識しております。

委員（佐藤八郎君） どこかで公表されているのですか。

建設課長（高橋栄二君） 公表等までは行っておりませんが、竣工書類として提出を求めているという状況でございます。

委員（佐藤八郎君） 環境省に村がデータを求めているということ。何年前からこの工事をやっているのか、ずっと求めているとすれば何年間分はデータが来たということですか。

建設課長（高橋栄二君） 測定については工事をしている区間、期間だけとっております。線量の測定については、工事の期間中工事を行っている業者で測定しているという状況でございます。

委員（佐藤八郎君） ですから、その工事事業者からどのぐらいあったとか、どういう放射性物質がそこに付着していたとかという話はないのですか、あるのですか。村でそこは聞きもしないのですか、環境省はそこをチェックもしないのですか。

建設課長（高橋栄二君） 測定の数値は提出をしていただいております、そのものの環境省による測定等は実施されていないものと認識しております。

委員（佐藤八郎君） 工事をやった事業者からは村でデータは報告をいただいていると。そのデータは公表できるということになるのですか。

建設課長（高橋栄二君） 公表ということになりますと、情報公開等の請求等があればというところでございます。

委員（佐藤八郎君） 情報公開申請すれば出るということなので、今後したいとは思いますがけれども。

次に、今決算している予算を審議するときに、この1年行政執行が村民のためになるよというということで、多くの委員からいろんな質問され答弁をいただいた。その点を私なりに、記録していたものを、ずっともう1回見直してみまして、10点ほどよい答弁があったので、そのよい答弁がどういうふうにやられたかをこれからお聞きしたいと思いません。

一つ一つ簡単なことなので、例えば検討していくと言ったのに検討しなかったのなら検討しなかったでいいですし、どこまでどういうように検討したというものがもらえばその質問は終わって、次に進めたいのでよろしくお願いします。

まず、大倉キャンプ場へのサウナ設置について意見ありまして、それを検討していくという答弁があったのですが、それはどういうふうになったのでしょうか。

委員長（佐藤眞弘君） 佐藤八郎委員、今の質問は資料7のどこにありますか。

委員（佐藤八郎君） ないの。総括質問で去年の予算委員会での質問者の答弁の中でそういう答弁しているので、1年かけて検討なり何かしていなのか。

#### ◎休憩の宣告

委員長（佐藤眞弘君） 休議します。

（午後 2時26分）

#### ◎再開の宣告

委員長（佐藤眞弘君） 再開します。

（午後 2時30分）

#### ◎休憩の宣告

委員長（佐藤眞弘君） 暫時休憩します。再開は、14時50分とします。

（午後 2時30分）

#### ◎再開の宣告

委員長（佐藤眞弘君） 再開します。質疑を許します。

(午後 2時50分)

委員(佐藤八郎君) では、次に移ったほうがいいんでしょう。答弁は検討がないと言ったから終わりだ。

村づくり推進課長(佐藤正幸君) 先ほど八郎委員から大倉キャンプ場へのサウナの設置は検討しているのかというようなご質問であります。さきの予算委員会の中であいの沢等も含め村全体の中でそういったキャンプ場についてはどういった施設がいいのかを検討していく必要があるというようなことでお答えさせていただいたものでありまして、まだそういった部分、あいの沢も含めて財源確保等も見込めておりませんので、いまだそういった検討はいたしておりません。

委員(佐藤八郎君) そのように短く答弁願います。

次に、本庁舎の警備は3名体制で休日日中分も予算化していくという答弁があったんですけども、実態としてはどうだったのか。

総務課長(村山宏行君) 予算の当時2名体制で運営していたというところで、なかなか回すのに無理があるということで3名体制にはいたしました。ただ、職員から、休日、夜間に加えて、日中の対応についてもということで申入れはありましたが、住民サービスの観点からこの分については従来のままということでございます。

委員(佐藤八郎君) 3番目に、ミニバンを1台入れて、このミニバンは電源を取れるものを検討しているという車の購入の話ありましたけれども、どういうふうになったのでしょうか。

総務課長(村山宏行君) 令和5年に導入しました公用車につきましては、一般に使われている議会用のミニバン、今までありましたエステマの替わりというところでございます。この電源の部分については、このような形の機能はなかったということでございます。ただ、今年度導入を予定しております公用車についてはこういった家庭用の電源を取れる車で検討を進めております。

委員(佐藤八郎君) あとは、ハスクレイの熱利用の移動に関して、ハウス栽培や冷やすことを含めて検討するというふうに答弁されていまして、その辺はどういうことを検討されて、どういう結果になったのでしょうか。

産業振興課長(三瓶 真君) ご質問のハスクレイに関しては現在継続して検討中であります。今年6月24日に協定を結びました未来志向型農業推進に係る栽培産地立地協定、つまり蔵平の木質バイオマス施設敷地付近に農地流通協定型のトマト栽培施設を導入するという計画であります。その中におきまして将来的な構想としてハスクレイ導入を取り入れようとして今計画しているところであります。

以上です。

委員(佐藤八郎君) 冷やすことも含めて、同じく検討していくということですか。

産業振興課長(三瓶 真君) これに関わる検討につきましては、先進的な技術の検討も伴うということでありまして、この辺り県の教育研究機関等にも今項目として入れていただいているところであります。そうしたところの研究状況とも併せて今後の導入時期とも、今の冷却の熱交換についても、検討していくということにしております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 次に、スーパーカーフェスティバルについて。やったことのイベントをきちんと調査をして支援も検討していくという答弁でしたので、どうなったか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） スーパーカーフェスティバルということで、村のにぎわいづくりであります。今年も含め昨年からスーパーカーフェスティバルについては、わくわく補助金で支援を行ってきております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 予算的に支援はあったのか、場所の提供だけだったのか、いろんな団体のフェスティバルそのものの支援の枠も広がったのか、どういう流れだったのでしょうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 先ほど申し上げましたわくわく補助金でお金、補助金は支援しております。また場所についても、道の駅、それから風の子広場、そういった部分を活用するというようなことで、それも認めて、その中で事業を実施していただいております。

委員（佐藤八郎君） 次に、不法投棄対策のカメラということで、ダミーウェブカメラの検討をするという話だったので、どういうことになったのでしょうか。

住民課長（荒 真一郎君） 不法投棄対策としてのカメラでございますが、不法投棄が続いたあるいはルールを守られていないごみ集積場にダミーではなくて本物の監視カメラを県から借用しまして、昨年度設置いたしました。

以上です。

委員（佐藤八郎君） それで今の村の環境からすれば十分なのでしょうか。

住民課長（荒 真一郎君） 今年度についても不法投棄の報告はいただいております。今年度の話になりますが、令和6年度に新たに2台監視カメラを購入しております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 次に、観光事業への対応ということで、協議会を立ち上げてという検討中だということで、協議会立ち上げられて会議をされて、どういう成果となっているのか伺うものであります。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 観光事業への関係で協議会の立ち上げ部分であります。さきの一般質問でもお答えさせていただいておりますが、観光協議会のようなものについては民間からの立ち上がりが望ましいということで、村としては協議会を村主体でつくるということは検討しておりません。

委員（佐藤八郎君） さらに検討ですね。

それでは次に、協力隊の対応ということで、事業者へなり雇用の場の調査をして進めるということですが、どういふふうに進められて、雇用なり事業立ち上げになったんでしょう。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 企業型の協力隊のことかと思いますが、企業型の協力隊については、令和5年度の実績としてはありませんでしたが、令和6年度に入りまして募集をしまして、現在のところは3事業者で4名の方が地域おこし協力隊として活動しているところであります。企業雇用型地域おこし協力隊であります。

委員（佐藤八郎君） 移住の事業、かなり関連してやられていますけれども、土日対応はどうかという質問に、道の駅で土日に対応可能だという答弁があったんですけども、現実はどうなんでしょう。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） ご質問で、道の駅で対応というふうなことでありますが、そのような答弁をした記憶はありませんが、移住関係の移住定住の相談については、土日については移住サポートセンターであらかじめ予約をしていただいて、予約いただければ土日でも対応は可能ですと答弁したように記憶しているところです。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 後で議事録確認します。

次に、古文書保存について質問あって、調査しながら保存に努めるということだったので、調査はどんなことをされて、どういう過程で今保存に至っているのか。

生涯学習課長（山田敬行君） 古文書ですね、今村で保管しているのが旧草野小学校の教室に保存しております。それが太陽の光に触れないとかほこりに触れないということで、保存箱、あとそれから中性紙の封筒といいますか、購入しまして、その袋に適正にといいますか管理をしております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 3月の提案理由の中で、昼間の人口、村内で働く人や活動する人、交流する人を増加させる取組が、基本的な提案理由の説明であったんですけども、全体的に働く人はどのぐらいに、活動する人、交流する人はイベントによっていろいろあったので、その辺ではどのぐらいの成果になったのでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 実態調査として働く方がどれぐらいいるのかということが厳密に分かっているわけではありませんが、昨年の商工事業者に対する支援事業の中で一定の人数が出ていたかなと思いますので、その辺はちょっと調べさせていただきたいと思います。それから、新規で企業誘致をした中での募集人数ということもありますが、その辺はまだ今十分な人数が確保できていないということなので、そちらは純増というふうになるかと思いますが、それはまだ令和5年度の実績としてはお答えできるものが、把握しているものがないということでご承知おきいただきたいと思います。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） ここで言った活動する人というのは、働く人、交流する人、回って活動する人というのは、村長が提案理由で言った活動する人というのは、村外に場所を置いても村の中でいろんな活動、どんなことを意図して言って、動いた活動した状況はどういうふうに捉えたら、私どもは村民にきちんと説明になるのでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 何月の議会での提案理由かによりけりかと思いますが、基本的にはなわい人口の関係でお話をしている部分と、村外にお住まいの方あるいは住民票をお持ちでなくても村に関わって活動する方を今後とも村は増やしていきたいということでお話をしたのかなと思います。

実態の人数として細かく承知をしてるわけではないんですけども、例えば大学生なんかはかなりの人数が村に通って来ていただいていると、1大学当たり年間2回から3回、

場合によっては4回、5回ということで聞いておりますが、相当人数が延べ人数としては相当いると感じております。それから、村民の方々も、例えば自分が何かの事業主ということでないにしても、村の様々なあるいは村民の方々などが実施いただくわくわく補助金等での事業に消費者として参加いただいたり、楽しむということでお子様連れで来ていただいている姿も、私相当を拝見しておりますので、肌感としては相当いるなと思います。

それから農地関係についても、多面的機能支払い交付金、中山間とありますが、あるいは営農再開支援事業もありますけれども、相当の方々がこの酷暑の中でも通ってきて、昨年も非常に暑かったんですけれども、草刈り等を実施いただいたと考えているところであります。人数ということでお答えできませんが、肌感としては皆様ご承知のとおり相当な人数が村の中の交流人口としているということが実感いただけているのではないかなと思うところであります。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 次に、区長副区長会議と行政区ヒアリングにおける要望で出されたことで対応された事業というのは、どういうものがあって、どういう成果を上げたんでしょう。

村長（杉岡 誠君） ちょっと大変大きな質問でありますので、細かいところは担当課長が後ほどお答えすることもあるかもしれませんが、要望のほとんどは、県管理の道路、河川関係でありますので、それについては建設課が現場に、県の職員にも来ていただいて、あるいは区長さん等に立会いをいただいて現場を確認した上で、改めて要請をするということであったり、あるいは村としても、相馬地方市町村会それから福島県町村会の要望の中にしっかり県管理の道路、河川の除草作業管理をしっかりやっていただきたいという要望事項を改めて強く記載をさせていただいたということが大きな実績になるかなと思います。

以上であります。

産業振興課長（三瓶 真君） ただいまの質問に関連しての回答であります。行政区ヒアリング、行政区長会の中で、やはり獣害対策に関する要望等がたくさんありました。その対策等については、今回の委員会の中でも議論様々あったところでお答えを申し上げたところであります。特に要望の大きかった河川の除草、これに関しましては、令和5年度におきまして令和5年度から関沢の1.7キロメートルについて実施をしたという経過はあるかと思えます。

以上です。

住民課長（荒 真一郎君） 行政区ヒアリング、区長会の中で出された要望として多かったのが街路灯、防犯灯の球切れでありまして、昨年度合わせて112か所の修繕を行っております。

以上です。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 村づくり推進課にはいわゆる村内の電話、携帯電話基地局を増やせないかとの要望等がありました。毎年それぞれキャリアといわれる携帯電話会

社には要望しておりますが、なかなか進まないというのが現状であります。その中で今年度10月から着工と聞いておりますが、KDDIで関沢行政区と八木沢行政区にはそういった基地局を設けるように工事を進めるという話は聞いているところであります。

以上です。

建設課長（高橋栄二君） 建設課としましては、県道の草刈り等において行政区を増やして延長を増やしつつの予算を県から頂きながら進めているという状況でございます。基盤整備工事も地区からの要望が大変強いということで、工事を進めてきたという状況でございます。

委員（佐藤八郎君） いろいろ果たされたことを、緊急なものから必要なもの、実現されたということで、ますます大事になる区長会議、ヒアリングだなと思えました。

続きまして、県立医科大学との包括連携協定に基づいて実施された実習、あとはそれによる成果はどんなことだったのか。

健康福祉課長（石井秀徳君） 県立医科大学の保健科学部との連携協定の中で、介護実習というふうなことで飯館福祉会、飯館ホームでの実習で、いわゆる作業療法士、それから理学療法士を目指す学生が体験実習というふうなことで入られております。そのほか、レクリエーション事業として年に2回でありますけれども、20人ぐらいの学生が本村に来まして、いちばん館で高齢者とレクリエーションで実習をするというふうなことで今進めております。

成果という部分につきましては、すぐに見えるものではないのかなと思っておりますが、若い学生が飯館村に来ていただいて飯館村をその間だけでも知っていただけるというふうなことは、村を知ってもらうことでの大きな今後の期待する部分があるのかなというふうなことで、将来に向けた期待も含めて、今そんな形で実施しているようなことであります。

委員（佐藤八郎君） そういうことを進める上で何か協議をされて進めたというものはあるのでしょうか。今後に向けてでも現状の課題でもいいんですけども。

健康福祉課長（石井秀徳君） 事前協議させていただいて、フィールドとして飯館村で研修できないかというふうなことをご相談させていただいて、そういった中で、村としては介護施設としていいたてホーム、飯館福祉会がありますので、そちらでの実習ということは事前にホームとも協議しながら進めてきたような経過がございます。期待する部分としては、保健科学部との協定の部分でありますけれども、大きな意味で考えますと、県立医科大学との総合的な連携が図られれば、なおいいかなと思っているところであります。

委員（佐藤八郎君） 次に、有害鳥獣減容化施設活用成果と対策体制について、伺っておきます。

産業振興課長（三瓶 真君） 有害鳥獣の減容化施設の成果ということであります。

まずは、資料ナンバー7でいきますと、昨年度有害鳥獣の減容化施設が完成をしたところでございまして、54ページの下段のほうになります。鳥獣被害防止対策事業ということでここに記載があるところでございます。昨年度については8月からこちらの供用を開始いたしました。その中で、最初の年度は菌床をつくるということと捕獲した有害

鳥獣を入れるということを通年通して行ってきております。攪拌に要した作業の回数としましては、ここに書いてありますとおり14回ということになっております。なお、そこに入れたといいますか、処分を行った有害鳥獣の状況でありますけれども、それにつきましては、令和5年度の焼却頭数ということでありまして、イノシシが、失礼しました、現在までの実績といたしまして、イノシシが70頭、猿が36頭、その他鳥獣で84頭、合計190頭余りがそこで処分をされております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） そのための対策というか体制は確保したといいますか、猿なりイノシシなり捕った方が自分で全部処理できるような流れなのか、体制的にはどうなのか。

産業振興課長（三瓶 真君） 大変失礼いたしました。その体制でありますけれども、まず原則的には今委員のご質問にありますように、有害鳥獣捕獲隊がそれぞれ捕獲したものを、自らその施設に搬入いただくという体制となっております。なお、そちらの施設は施錠されておりますので、鍵と日報といいますか記録簿につきましては、一旦産業振興課に取りに来ていただいて、それから減容化施設で処置をしていただいて、また鍵を返していただくということにしております。土日につきましては、日直対応の中でそこを対応しているという状況であります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 鳥獣被害対策実施隊名簿令和4年度の分を見ますと、令和5年3月31日が任期ということで、23名おられますけれども、現時点ではどうなんですか。

産業振興課長（三瓶 真君） 現時点につきましては、同じく資料ナンバー7の54ページのところをご覧いただければと思いますが、そちらに報償費の説明がございますけれども、そこに記載のとおり隊員23名ということであります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 次に、村の教育環境を十分に生かした成果と課題を伺っておきます。進んだいろんな設備やいろんなことで、県内でも有数の設備投資なり教育環境そのものはされているかなと思うんです。その結果、生かされた成果としては、学力向上とかいろんな部門でどういう成果なり課題があるのか、伺っておきます。

教育課長（高橋政彦君） 教育環境の成果等でございますが、まずICT関係につきましては、県内でもトップクラスの機材が全てそろっているとは思っております。先生方も、昨年度まではかなり若い先生方がいらっしゃいましたので、ICT関係にかなりたけておまして、子供たちもすぐ利用ができていう状況に入っております。ただ、課題としましては、やはりICT環境だけの授業というわけにはいかないということもございまして、やはり既存の板書による授業との併用というのが、今後課題であるというふうな感じはしております。学力向上についてはそれですぐに向上していくかということではないので、またいろんな課題等あと成果を含めながら、今後もまた向上には進めていきたいと考えています。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 今は学力検定試験とか全国的にいろいろあるのか県内のものであるのか、

何かそういう結果を見るようなものというのは何かやられているのでしょうか、そういう意味での成績のアップとかそういうことは、特に数値としてはそういうものはないのかどうか。

教育課長（高橋政彦君） 学力検査ですが、毎年全国の学力検査というのがございます。これは各市町村によって公表しているかしていないかということがあるのですが、村としてはあまりにも人数が少な過ぎるというのもありまして、公表はいたしておりません。ただ広報等で、今年も11月か12月ぐらいには載ると思うのですが、総括的なよかった点、課題としてはこの辺があるという総括的な結果はお出しすることにしております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） それでは次に、村内の生産物、加工品の消費と牛肉など産品開発を進めるということで村長が申し上げ、全体にやってきたわけですが、この成果と課題という点ではどういうことか伺っておきます。

産業振興課長（三瓶 真君） 村内の農業生産物の産品の拡大という部分であります。昨年度から、産品の開発につきましてはまず牛肉については村外の加工を手がけている方と協力いたしまして、道の駅でも今販売をしておりますけれども、レトルト商品などの開発をしていただいているところでもあります。あとは、大学との連携の中で行った事業の中では、飯舘村のカボチャなどを取り上げて、それでメニューなどを開発しながら、都市部の飲食店において常時メニューとして取り扱う中で知名度を向上させていくというようなことを行ってきたというところもあります。また、同じく飯舘村の産品を使った野菜などを使った形でイベントを実施して、それを大学等の文化祭等の中で販売してきたというような活動もしているところでもあります。なお、課題といたしましては、今特に園芸作物の関係ではありますが、どうしても生産量がなかなか拡大までが難しく、大きなロットの開発というところに至るには、まだまだ生産者を増やしたり、産地づくりをしていかなければいけないという課題を感じているところでもあります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 加工品というか、大学でのカボチャを使った云々ありましたけれども、そのほかにも村内で村民の中で活動しておられる方、あとそういう食を考えるグループみたいな、あとは最近役場の近くでお弁当作りなり、いろいろグループもあって、そういう方々の全体をどういうふうにかついで、協力、提携しながら進めているのか、実態はどうでしょうか。

村長（杉岡 誠君） 産品の部分の中の一次生産物の部分と加工品という部分はちょっと村の中でも業務の担当課が違いますので、総括的に私申し上げますが、一次生産に関しては今産業振興課長がお話しした中で、それを村外とかあるいは村内の加工あるいは精肉をしていただく方とかご自身で加工する方ということの連携の中で、魅力発信ということも含めてやってきたという部分、そしてそのために商工観光の担当にはなりますけれども、もりの駅まごころですね、まごころ協議会の中に参画いただくことによって、あそこが加工場として使える、そこの中で試作をしたりあるいは販売することもできるということで、わくわくマルシェというような、年に数回ですね、二、三回のイベントをし

ながら顧客をつくりながら、また新しい産品をあそこで展示していくような、そんなやり方も進んでいるというところでもあります。もともとは、村の中はそれぞれの6次加工を進めましょうという方針があつて、それぞれが保健所の許可を取りながらいろんなことをやってきたんですけれども、なかなか大変だという部分がありますので、まごころという場所が1つのそういう試作、あるいは人に寄っていただける、あるいは休みどころとしても使っていただけるような、そんな仕組みにだんだん近づいてきているのではないかなと考えているところでもあります。

以上であります。

委員（佐藤八郎君） 次に、食品の放射性物質測定業務での測定機器10台の活用状況と結果なり課題について伺います。

産業振興課長（三瓶 真君） 食品検査の10台につきましては、主に非破壊式の食品検査機になりますけれども、近いところでいきますと、こちらの役場のプレハブのところであったり、あとはいちばん館の中に設置してあるもの、給食センターに設置してあるもの、または道の駅の直売所に設置してあるもの、さらには地域の方が中心となって、草野、飯樋町、前田行政区におきましては、それぞれの集会所に設置する中で、住民の方々が自らそうした食品検査を行っていただいているという状況であります。

そして、その結果についてであります。これは令和5年度の結果であります。令和5年度、こちらの説明資料にもありましたけれども、件数といたしましては、破壊式と非破壊式を合わせまして1,574検体を検査したというところでもあります。その中で、最高測定値といたしましては、キログラム当たり5万9,729ベクレルというものがございました。何かといいますと、これはイノハナ、コウタケの部分でこれが出たということでもあります。大半は検出限界値未満であったわけではありますが、一応最低値ということで申し上げますと、5.8ベクレルと基準値を大きく下回っているわけではありますが、こちらは蕨ということで出た実績はございます。

以上が令和5年度の食品放射性物質検査の大まかな実績となります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 食料として食べる生産物なり、そういうものはほとんど検査しない中で利用されているのかどうかと、山のものについては場所なり、出たすぐと大分たったときでも違ったりしているみたいなのであちこちあるんでしょうけれども、まだまだキノコ類なり山菜なり大変な状況には実態としてあるんだと思うんですけれども、その辺の呼びかけなりそういうものはどういうふうに進めていらっしゃるのか。

産業振興課長（三瓶 真君） まず一般的な野菜といいますか、一度摂取制限等が解除されている野菜につきましては、県の基準等によりまして、新しく出荷するときにモニタリング検査というものはありますが、基本的には検査なしでも流通販売が可能ということで、そういう意味での検査は行っておりません。ただ、気になる方等につきましては、先ほど申しました道の駅に設置してある非破壊式の検査機などで検査をして、参考値ではありますけれども、一応の安心安全ということで数値を確認されるということはあるかと思っております。山菜等についての呼びかけではありますが、これはその時期時

期を捉まえて、お知らせ版等で村民の方に対して周知をしている状況であります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 続きまして、生涯学習関係での各種事業を実施しての村民同士の交流をどう進めたのか。さらには、帰村者・移住者の生活安定につながるコミュニティーの形成の場づくり、あとはそれに沿っての帰村促進をどういうふうに結びつけたり、全体としてどういう機会を設けて進めて成果はどう上がったのか伺っておきます。生涯学習関係で。

生涯学習課長（山田敬行君） 村民のコミュニティー形成ということで生涯学習関係でいきますと、まず生涯学習課の主催事業である自主文化事業、昨年度は3回ありましたけれども、なかなかそういう機会を利用して村に来て、交流センターに来て、イベントに参加をして、その中でたまに会う人もいらっしゃると思いますが、そういった中で交流を図るというのがまずあります。それから、昨年度でいきますと、村内1日留学事業ということで、村になかなか来る機会とかタイミングがない方にそういったツアー的なものを実施して、昨年度は2回実施しました、そういった中で、そういったものを利用して村に来る機会をつくっていくということで考えております。今後、スポーツについては本年度の事業になりますが、村民スポーツ大会というのも今回第1回目開催しますが、そういったことをいろいろ、なかなか帰村につながるかどうかは別にしまして、村民に集まる機会をつくりながら、交流を図っていく事業を展開していきたいと考えております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 村民による自主活動グループとか組織とかそういうものの、婦人会・老人会以外でのそういうサークル的なとか、あとはスポーツ団体、そういうものはどのぐらい組織されて、どのぐらいの人数で、どのぐらいの例えばスポーツであれば練習日なりいろいろ設けて、実際実施されているのでしょうか。

生涯学習課長（山田敬行君） 村内での文化団体といいますか、かなり震災後、ある程度数ありましたが、今現在では練習する機会がないとか、かなり減っている状況でありまして、今村の把握している文化団体活動というのは6団体ということで、ある程度集まる機会、発表する機会も、村では芸能発表祭とかありますけれども、なかなか増える状況にはないという状況であります。スポーツにつきましても、今飯館スポーツクラブに参加している団体が12団体ということで、こちら村のスポーツ公園を利用しているところもあれば、村外でのスポーツ施設を利用して活動している団体もありますけれども、なかなか曜日等もある程度村もチラシを作って今後募集も進めていきたいと考えておりますが、なかなか今後増えるといいますか、今の活動を維持していくというのにとどまっているのが実情であります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） スポーツで12団体ってちょっと驚いたんですけども、これは練習日なんかもあって、震災以前のようなことはないでしょうけれども、それ以後努力してやられた部分で、どんなスポーツがあって、定例的にはどんなことで交流をし合って、仲間を増やそうという動きなんかあるのでしょうか。

生涯学習課長（山田敬行君） 今スポーツクラブに加入している団体サークル等ではありますが、野球、スキークラブ、パークゴルフ協会も新たに加わりましたが、バトミントン、テニスクラブ、卓球クラブ、ランニングクラブとフットサル、そういった形でありまして、加盟団体につきましても、それぞれ人数が少ないといえますか新たな加入が少ない中、何とか活動している、村もできる限りの保険の加入の部分の手当てとか、そういった形で支援しているという状況であります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 11月13日に農業者との意見交換会をやられているので、その交換会で出されたことで、村の農政執行の中で生かされたものは何でしょうか。さらに、意見交換会で出た要望などはどんなことがあったのでしょうか。

産業振興課長（三瓶 真君） 令和5年11月13日のお話は農業者との意見交換会、いちばん館で行われました水稻の生産農家を中心に農業委員会が入って行った意見交換会だと思います。ここでも出されました意見の中で、どんなものがある、それがどう反映されたのかということではありますが、まず生産者の方から、やはり最近有害鳥獣が大分増えているという話の中でカモシカも出てきているということでありまして、侵入防止や駆除等を含む全体的な対策が必要というような意見がありました。こうした意見を踏まえまして、村としましては、センサーカメラを導入しての箱穴の監視でありましたり、あるいはこれまで行っていましたが対策の改めでの見直しでありましたり、あとはJAからご寄附をいただきました、これもカメラでありますけれども、そうしたものを活用して検討していくということをお話ししまして、実際今それを導入してやっているということでもあります。あとは、水稻農家ということでありましたので、この意見交換会の中では、やはり用排水路整備、圃場の周りの生産体制の基盤整備ということで急いでやっていただきたいんだというご要望があった中でありまして、それは村において順次対応しているところかと思えます。ほかには、村内の電波状態を改善していただいて、これは何のためかといいますと、農業の効率化のためのドローンを使うに当たりまして、ネットワーク構築ができないかなどという意見もあったところでございます。あわせて、ロボットトラクターなどのICT技術の導入、これについてもというお話があったところではありますが、ここについては今すぐということではできておりませんが、ICT農業、これからの要ともいえますので、今後導入も補助金なども一度用意したことはございますが、生産者のご希望も伺いながら検討していくことかなと思っております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 水稻農家と農業委員会、その他の関係ではこういう試みはなかったのか、別な機会にそういう機会はあったのか。あとは、農協との関係では、農協なり森林組合なり村との関係では、農林業の関係での全体の意見交換会的なものはどうだったのか、伺っておきます。

産業振興課長（三瓶 真君） 今は水稻であったが、ほかのそうした意見交換会はないのかということではありますが、令和5年度におきましては、いいたてのうしを考える会発足ということでありまして、畜産農家の方々との意見交換会を実施しております。またその

ほかにも、農業委員会主催等によりまして、花卉農家であるとか園芸農家の方、園芸と花卉同じようなものでもありますけれども、他の品目の生産者とも都度テーマを設けてといたしますか、そういう形で実施をしております。

そして、農協や森林組合とのそうした全体的な会議はなかったのかということですが、ここ数年では、農協、森林組合が同じ席での全体的な協議というものは実施しておりません。ただ、それぞれに、例えばJAですと県とJAと村の3者会議ということでありまして、それぞれが持っている補助事業や計画等を発表していただく中で、今後の村の農政をどういうふうと考えていくかということはやっておりますし、森林組合は今福島森林再生事業の請負業者ということでもありますので、その都度今課題になっております林道整備等に関しましてもいろいろご意見を伺いながら、あるいはこちらからのお願いをしながら進めているというところでもあります。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 私、総務に村の行政執行する中では審議員とか委員会とか、そういう行政を助言したり提案したり、住民の声や願いを出すために、大切な役割の委員会がいっぱいあるので、そのことの資料を請求したので、その確認の意味でお聞きしたいんですけども。大分組織があるので、75ページから93ページまであるので、分かる範囲でいいんですけども簡単でいいんですけども、お答えいただければと前もって申し上げておきます。

最初、75ページにおける第6次振興計画後期計画に対する審議委員名簿、任期は終了しているんですけども、どういうことなのか、これは定例的に年何回とかというふうに、何か月後とかになっているのかどうか。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 75ページにあります第6次総合振興計画の後期計画審議委員名簿であります。これは令和5年度中に策定いたしました6次総の後期計画の審議をしていただくための委員でありますので、このときに2回ほど審議会を開催しております。この時点で、これについては一旦終了しております。

委員（佐藤八郎君） 次に、ゼロカーボンビレッジいいたてとありますけれども、これは、31日間で終了した任期なので終了しているのかどうか。定例的に会議はどう開かれたのか。

委員長（佐藤眞弘君） 八郎委員、まとめて質問はできないですか。

#### ◎休憩の宣告

委員長（佐藤眞弘君） 休議します。

（午後 3時45分）

#### ◎再開の宣告

委員長（佐藤眞弘君） 再開します。

（午後 3時49分）

村づくり推進課長（佐藤正幸君） それぞれの会議の回数等ではありますが、まず76ページのゼロカーボンビレッジいいたて実行計画協議会については、会議を2回開催しております。次の77ページのいいたて美しい村づくり推進審議会については、5回開催しております。次のページの78ページ、わくわく推進協議会は1回開催でございます。

以上です。

住民課長（荒 真一郎君） その資料の79ページ、住民課の分ではありますが、まず1番目が国民健康保険事業の運営に関する協議会ということで、村長の諮問を受けて2回ということで6月と2月に開催しております。これは、国民健康保険の条例、それから補正予算、こういったものに対する審議ということでもあります。

2番目の固定資産評価審査委員会は、令和6年度1回、8月に開催しております。基本的に納税義務者から固定資産の評価額の異議申立てがあった際に開催するものでありますが、個別説明の際にお話ししたとおり、昨年2名の委員が再任されたことから、状況の確認と委員の役割、その再説明のために1回開催しております。

以上です。

健康福祉課長（石井秀徳君） 健康福祉課関係ではありますが、80ページです。

まず、飯館村健康づくり推進協議会委員については、総合計画、健康づくりの保健事業計画策定で審議していただいております。今年度2回開催しているところであります。

それから介護保険運営協議会議でありますけれども、こちらは年1回開催しております。

それから、その次のページであります82ページ、こちらは民生児童委員の名簿も上げさせていただいておりますが、こちらは、選任については選任委員会を開催して選任しているというようなこともあって、事務局は村の社会福祉協議会で持っているところであります。定例会は月1回開催しているようでございます。

続きまして83ページ、南相馬市・飯館村自立支援協議会全体会の名簿を上げさせていただいておりますが、それは共同設置している部分でありまして、ほぼ大多数が南相馬市の方というふうなことで、村からも数名参加しているところであります。全体会としましては年に2回ほど開催をし、あとは部会構成でその都度開催をしているというような流れになっているところであります。

それから85ページ、飯館村地域包括支援センター運営協議会でございますがこちらも、年1回開催しているような状況でございます。

以上です。

産業振興課長（三瓶 真君） 産業振興課であります。資料は86ページになります。

まず、飯館村環境回復検討委員会ということでありますが、これは委員会の目的がここにありますように、環境回復に向けた情報を収集精査し効果的に線量が低減しているか等について専門的知見から分析・検証をいただくということでありまして、前段避難指示解除のために除染検証委員会という形で組織しておりましたが、今回長泥地区における避難指示解除の部分では、必ずしも除染によらない放射線低減策も取られていることから、今回環境回復検討委員会という形での名称となっております。選任に当たりましては備考に書いてありますとおり、放射線あるいは環境に関して詳しい専門家の方4名と、住民代表ということで行政区長会長に入らせていただいております。会議の開催であります。令和5年度については1回、またこれが継続しておりますので令和6年度もこれまでに1回開催しております。近々2回目を開催する予定となっております。

次に、87ページは農業委員会と農地利用最適化推進委員であります。詳しくはご存じか

と思いますので述べませんが、農地に関わる転用案件とかその他農地法に関することにつきまして、基本的には月1回の定例総会という形で会議を開催しておりますが、なお、そのほかに案件がない場合には定例開催を見送ったり別途研修等で研修会等を開いているという状況であります。

以上です。

教育課長（高橋政彦君） 教育課の委員です。ページ数88ページからになります。まずは学校運営協議会です。これは学校のそれぞれの運営につきまして地域の意見等を聞きながらやっていくということで、年6回ほど開催してございます。

89ページが地域学校保健委員会、年に1回ということで、ドクター等に交ざっていただきながら子供たちの健康について議論をしていただくこととなります。

ページ飛びます、91ページになります。希望の里学園の学校給食運営委員会ということで、安心安全な学校給食の打合せと、ここで学校給食費用を決めていくという形になります。これは年3回開催してございます。

以上です。

生涯学習課長（山田敬行君） 生涯学習課関係は3つあります。

まず90ページ、社会教育委員ということでありまして、社会教育法に基づいていろいろ社会教育に関する諸計画を立案するというところで、令和5年度は2回開催しております。

続いてページ飛びまして92ページ、文化財保護審議会ということでありまして、文化財保護の活用とか調査を審議する委員会であります。令和5年度は4回開催しております。

続いて93ページ、スポーツ推進員ということでありまして、スポーツに関しての実技指導、育成を図る委員会でありまして、今年度については2回開催しております。

以上です。

委員（佐藤八郎君） 会議があったことだけ報告になったんですけども、飯舘村選挙管理委員会、飯舘村消防団、飯舘鳥獣被害対策実施隊、飯舘村教育委員の名簿は上がってあったのかな。前もらったものでどこが抜けているのか見たら、ないような気がしたんですけども、それは後で。問題なのは、例えば75ページの、任期が終わった話なのであれですけども、6、7の選出の根拠は何なのかとかも聞きたかったんです。どういう選定基準に基づいてこういう方を審議委員にするのか。あと任期も、次のページ31日間で、次は1年限りとか、任期もいろいろなんでね。78ページにおいては、辞退者が2名あるんですけども、その後補助したのかどうかとか、それぞれ聞きたいことはあるんです。だからそれは後で担当に聞けばいいという話であれば、今お答えしたのは会議の回数をお答えいただいたので、それはそれで、後で確認できるのであれば、委員長の下にお諮りください。

委員長（佐藤真弘君） 分かりました。

それでは、質疑を許します。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 先ほど佐藤八郎委員から質問があった中で、村長が途中で答えている部分であります。村内で働く人の数についてというご質問等があったと思いますが、村づくり推進課で把握している部分でありますけれども、農業者とか公共事

業、施設、そういった部分の数は把握はできておりませんが、いわゆる商工業者、商工会に登録されている商工業者が140事業所ありますが、その数については、令和5年12月末現在で約750名の従業者数があるというようなことで確認しております。またその後、3月にはCRSスポーツ工業さんで創業開始時に6名の採用がありましたし、あと人数は把握しておりませんが、長泥の飯舘バイオテック、蕨平のバイオマス発電所でも雇用が進んでいるというようなことで、村の中で着実にそういった働く人口は増えているものと考えられるということでもあります。

あともう1点、先ほどの佐藤健太委員から移住・定住促進事業に参加した方で、村に実際に移住された方はいるのかというご質問をいただいております。令和4年度、5年度の事業で、残念ながら移住・定住までつながったというふうな実績はございませんが、結びつくのにはやっぱりなかなか時間がかかるものかなと思っております。その中でも、直接の移住はまだありませんが、今の段階で1組2名の方が実際に飯舘村に住みたいということで、移住物件、移住先、家を探しているというような状況でありますので、先ほど委員からもご指摘ありましたように、なかなか村の住宅事情、あとは働く場の確保とか、そういった部分は全体的に村でも考えて進めなければならぬのかなと思っております。また関係人口といいますか、村のイベントに、その後移住ツアーに参加した方がイベントのときにわざわざ来て参加していただいたり、あとは都市部で村でイベントを開いたときには来ていただいたりということで、そういった関係人口、交流人口ということで20名ほどはつながっているというようなことでこの事業の成果は十分見えるのかなと思っております。

以上です。

住民課長（荒 真一郎君） 佐藤八郎委員からありました国民健康保険特別会計繰出金の内訳であります。

資料番号が7、決算説明資料の26ページ、26ページの一番下です。

国民健康保険特別会計繰出金ということで、事業の概要に繰出金の内訳を記載しております。この中の保険税軽減分と保険者支援分、この2つについてであります。国保税は世帯の所得額に応じて7割、5割、2割とそれぞれ軽減ができる制度となっております。令和5年度においては、村民所得が下がったということもあわせてこの軽減に該当する方が1,151人、前年から100人ほど増えております。そういった関係でこの軽減分の費用が増え、一度村で負担をしてその分国県から交付金として受け取るというようなものであります。

その2つ下、出産育児一時金28万円ですが、これは、昨年度1件出産育児一時金42万円お支払いしたその3分の2、28万円について繰り出すというものであります。

一番最後、未就学児均等割軽減分、新たに創設された制度でありまして、6歳未満の子供がいる国保の世帯、子供1人につき均等割額を半額にするという軽減措置でありまして、令和5年度は18人の子供が該当しまして、その軽減分27万7,200円を繰り出したということでございます。

以上です。

委員長（佐藤眞弘君） ほかに質疑はありませんか。横山委員。

委員（横山秀人君） 私、資料7を用いて8件の質問の予定であります。

まず、13ページ、飯舘村脱炭素実行計画策定支援業務についてであります。これはパブリックコメントを3月15日から、もう年度末ぎりぎりですね、3月28日だったと思うんですけども、年度末ぎりぎりに行って、その上告知に関してはお知らせ版ではなくてホームページのみということでありました。実は3月5日の一般質問のときに、パブリックコメントの実施方法の改善について要望したんですけども、そのとき、村長は、村民にこの村の施策、計画に関心を持ってご意見をいただける環境を充実すると、3月5日に回答したのに、同月お知らせ版の告知もないままパブリックコメントを行って、それで3月31日付で計画をつくったと。どうして村長が回答した内容と異なるようなパブリックコメントを行ったのか、それについて経過を求めます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） 飯舘村脱炭素実行計画策定の部分であります。

この事業は期限もあったというような説明は前のときもさせてはいただきましたが、そういった部分で差し迫った部分でのパブリックコメント等にはなってしまったというようなことでもあります。事業実施が、国で進めている中で、補助事業等もあって、そういった部分ではなかなかこの中の計画を策定するのにも時間をかなり要してしまったという部分で、年度末に至ったという経過だということでもあります。その中でも、しっかりと村民の意見等も確認をしながら進めなければならないというようなことで進めさせていただきましたが、なかなかそういった状況の中で、会議回数もそれほど多くはできなかったかもしれませんが、中身のしっかりとした計画づくりの部分で時間を割いたということで、そういった経過になっているところであります。

以上です。

委員（横山秀人君） これから村が力を入れて進めていくゼロカーボンビレッジいいいて、その実行計画であります。それが村民に知らせないままパブリックコメントが終わってしまったと。すごく残念でありますし、どのような形で村民に今後伝えていくのかなという不安も持っております。今後、第7次総合振興計画等が行われますが、パブリックコメントについては、やはり期間を持って、そして告知も十分にした上でぜひ実施していただきたいということで、こちらは要望で終わります。

続きまして、2点目、16ページであります。

飯舘村わくわく推進事業であります。飯舘村心の復興事業補助金であります。昨年と同じことを申しました。当初予算で1,350万円の予算を取っている、満額国からの補助金であると、ただ実際決算額としては923万4,000円、約70%の執行率という形になります。村からのチラシ等も入ってございましたけれども、まだまだやっぱり十分でないかなと。例えば、実施団体の実例を出すとか、この事業についてはとても有利な事業であり村民のやりたいことが達成できる事業だと思います。今年も行われていますので、十分にPRをお願いしたいと思います。これについて一度回答を求めます。

村づくり推進課長（佐藤正幸君） までいな心の復興事業補助金であります。これについては、実績として6団体がこの事業で取り組んだというような実績になっております。それぞ

れの事業主体が、例えばきつつきの会とかオープンガーデン飯舘、長泥復興組合などなどありますが、それぞれの事業主体がこの事業で計画を立てながら進めているということで、村ではわくわく補助金もそうでありますけれども、そういったことをいろいろやってみたいという方がいれば、都度相談してくださいというようなことで、その中でどういった事業がどういった補助金が使えるかということで相談に乗りながら、適正な事業を見つけて、それで活動してもらおうというようなことでいたるところです。この事業に特化してこの事業ですよというようなことではなくて、広い間口をもって、何か自らやりたい、そういった団体そういった個人でもそうですが、そういったことがあれば遠慮なく担当に相談をしていただいて、いろんなその中でどの事業が適正なのかということで事業を紹介する中で進めていければいいなと思っているところでもあります。

委員（横山秀人君） 分かりました。ありがとうございます。

続きまして48ページ、3点目になりますね。モニタリングマップ作成業務ということで、決算額が5,610万円の事業であります。村民からの声といたしまして、見づらいつか、あとは何に使うんだろうかとか、あとはもうしまってしまったとか、せっかく目的があつてつくったんですけれども、なかなかその目的が村民に伝わっていないのかなと思っております。村にどのような意見や感想が届いて、今後どのようにこのモニタリングマップを利用していくのか、それについて伺います。

産業振興課長（三瓶 真君） モニタリングマップ作成につきまして、どのような意見が届いて、今後どのように活用していくのかということでもあります。まず、活用についてから先にお答えいたしますが、村における放射線量をやはり把握するという意味では様々な方法があるわけでありまして、議会からも要望がありまして、今回モニタリングマップという形で、冊子の形で村全体が見渡せるといいますか、見れるような形での取りまとめをしたということでもありますので、やはり、村民の皆様を中心とした村内の現在の空間線量率の把握、そうしたものに対する資料として使う、あるいは今後飯舘村が長い期間続いていく中で当時線量がどういう状況であったのかというところを記録しておく、統計的資料として活用していくことが考えられるかと思っておりますし、そのつもりで作成をしたという部分があります。あと、意見等につきましては、特別今のところ担当課で私が把握している限りでは、モニタリングマップに関してどうだというような意見は今把握していない状況であります。

以上です。

委員（横山秀人君） もちろんその趣旨が記録としてすごく大事なものは分かりますので、お知らせ版とかでぜひ確認いただきたいとかということで、追加のPRをしていただければと思います。

続きまして4点目、51ページの下段のほうにあります被災地域農業復興総合支援事業であります。俗に言うリース事業で、村から無償で事業体に貸し出すという事業であります。田畑については担い手、あとは和牛繁殖や肥育というところで、ある程度村の中で検討されたり今後こうしていきたいという計画は聞いているんですけれども、養豚に関しては、村ではこの事業を用いてどのようなまでいブランドを再生する方法でいく

のか、計画をお願いします。

産業振興課長（三瓶 真君） こちらの養豚事業につきましては、当時と違いますかやはり震災によりまして、今飯館牛ブランドが途絶えているといたしますか、そういう状況にあります。そういう中で、飯館牛に替るといたしますか、その当時まだ養豚業は継続して運営しておりましたので、そうした形で新しいブランドというものがつくれないか、そうした中で取り組んだ事業であります。したがって、八木沢養豚施設を貸与している事業者におきましては、ブランド豚という形での肥育に今取り組んでいるところでありますので、それを、今施設ができたばかりで経営がまだ安定しておりませんが、そうした繁殖が安定した際には新しい村のブランド商品として、例えば事業者側の構想としては、道の駅の中でそうした肉を販売するとか、そういうものも含めて考えていきたいということですので、村もそうした構想をお聞きしながら、ブランド創出に努めてまいりたいと考えているところであります。そのための拠点という形で整備をいたしました。以上です。

委員（横山秀人君） 詳しい説明ありがとうございます。

続きまして、72ページの教育委員会の中で、中段に教職員ストレスチェック31名分ということで結果が載っておりますけれども、このストレスチェックにおいて、対策を講じなければいけない事例があったのかについて伺います。

教育課長（高橋政彦君） 教職員のストレスチェックについてですが、結果として医療機関へおたずねする先生はいなかったという結果でございます。

以上です。

委員（横山秀人君） すごく安心いたしました。

続いての質問であります。同ページのいたて学についてであります。令和4年度はなかったしみじみマスタープロジェクトについて、どのような内容でありどのような成果があったのか、ご説明をお願いします。

教育課長（高橋政彦君） しみじみマスタープロジェクトということで、1年生から9年生まで同じ目的というか課題についてやったものでございます。これは第6次総合計画に載っております。それに基づいてしみじみマスタープロジェクトという名前で使っております。基本的には最終的には凍み餅を作るまでの過程、ごんぼっばから自分たちで育て上げ、あぶくもちを頂き、あぶくもちの手伝いにも行きながら、最終的にはパッケージまで全てを作り上げるというような工程をしております。

以上です。

委員（横山秀人君） ありがとうございます。

続きまして、7項目めは80ページの村史編さん事業であります。令和5年度の途中に編さん委員のための補正を取って、ただ3月に満額落としたという経過があります。村史編さんの方針を決めるための委員なのかなと思ったわけですが、この方針がまだ決まらないまま、どのように進める予定なのか、また編さん方針をいつどのような方法で決めるのか、回答をお願いします。

生涯学習課長（山田敬行君） 村史編さんのご質問であります。委員おただしのように、令和

5年度6月議会に委員報酬といたしますか、20万円ほどを上げました。令和5年度につきましては、村史編さん、飯舘村50年前に村史を作ってから50年たったというところで、職員の中でも進め方がよく分からないというところもありまして、ほかの自治体で取り組んでいる進め方とかそういったものをいろいろ勉強してきました。その中で編さん委員会を立ち上げる、いわゆる市町村の歴史をまとめるに当たっては行政だけで作るものではないと、村民なり学識経験者が入っているといった中で、他自治体でも50年前の村の村史においても編さん委員会というのはつくっておりました。村としましては、なかなか50年前に作ったきりで今50年間という中で膨大であります。その中で、東日本大震災の遺構をまず先行して動いていく、今現段階で全課に大きなトピックといたしますか、そちらの調査なり収集を依頼しておりまして、ある程度そちらを先行で動きながら、編さん委員会の議論になる土台を上げていくといたしますか、何も無い中で議論というわけではなくて、そういったものをある程度まとめた段階でどのようにまとめていくのか、例えば紙ベースだけでいいのか写真とか映像も入れながらとか、そういった今後の議論も、ある程度今資料の調査、収集をまず第1段階でやりまして、ある程度まとめた段階で、それをいつの段階で予算計上するかまだ決まっておきませんが、なるべく早く進めまして編さん委員会を立ち上げるということを今のところ考えております。

以上です。

委員（横山秀人君） 村史編さん、どうしても村外に避難している方も多い中で、だんだん時間がたつにつれてお話しできる人がなかなかできなくなってしまうとか、遅くなればなるほどいろんな情報が集まらなくなってしまうのかなという不安もございますので、ぜひ計画的に進めていただければと思います。

最後8点目ではありますが、今回様々な補助金がございます、補助金要綱について例規集を見ながらどのような目的のかなということの確認をしていたのですが、1点気づいた点がありまして、それは概算払いについてであります。補助金によっては、概算払いが全額オーケーですよと明記しているものもあれば、概算払いについて明記していないものもあるということで、補助金を使って事業を行う者にとっては、概算払いがあるかないか、どういう制度なのか、また割合は一度全額頂けるのか、それとも何割までかとか、事業を行う上での資金繰りでとても気になるところであります。今後もう一度例規集の補助金要綱を見直していただいて、概算払いについては明確な基準を文面にてそこに載せるべきだと思いますので、ぜひご検討いただきたいと思っております。

総務課長（村山宏行君） 基本的に各事業概算払いの可否については、当然国それから県の補助に遵じてであるとか、あるいは村単独のもの、それぞれ事業の目的があって定められております。当然事業の運用の中で、資金が潤沢にあれば動きやすいということもあるでしょうが、一方、村の補助金の適切な使用、そういったところを考えていきますと、概算払いを全額でというのはなかなか厳しいのかなと思います。もちろん、事業趣旨に沿ってそういったことが可能であるのなら対応するというところで、まずはそういったことを分かりやすくなるように、各担当課、所管する課でそういったことがどういう理由で概算払いの率が決められているか確認をさせていただいて、相談いただいた際には

対応していただくと、このようにいたします。

委員（横山秀人君） 今回概算払いで全額という文面があったものですから、なかなかそういうものは今まで見たことがなかったもので、村単事業でありますけれども、そう記載があるのであれば、やはりほかのところも該当できるものはそのような方法を取っていただければよろしいのかなと思いました。今総務課長から、再度点検するとか確認するというか、問合せがあればきちんと説明するという回答いただきましたので、これでこの質問を終わります。

以上で終わります。

委員長（佐藤眞弘君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

委員長（佐藤眞弘君） これで全会計の質疑を終わります。

これから、議案ごとに採決します。

議案第67号「令和5年度飯舘村一般会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

お諮りします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」という声あり）

委員長（佐藤眞弘君） この採決は起立によって行います。

この決算は認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

委員長（佐藤眞弘君） 起立7名。起立多数です。よって、本案は認定すべきものと決定しました。

議案第68号「令和5年度飯舘村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

お諮りします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定しました。

議案第69号「令和5年度飯舘村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

お諮りします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定しました。

議案第70号「令和5年度飯舘村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

お諮りします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定しました。  
議案第71号「令和5年度飯舘村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

お諮りします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定しました。  
議案第72号「令和5年度飯舘村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を採決します。

お諮りします。

本案は認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（佐藤眞弘君） 異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定しました。

#### ◎閉会の宣告

委員長（佐藤眞弘君） 以上で決算審査特別委員会に付託されました議案の審議は全部終了しました。

なお、委員会の審査結果報告の作成については委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

委員長（佐藤眞弘君） 異議なしと認め、そのように決定しました。

以上をもって決算審査特別委員会を閉会します。

長時間にわたり、ご苦勞さまでした。

（午後4時26分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年9月11日

決算審査特別委員会委員長 佐藤 眞弘